

益城町中心市街地活性化基本計画

熊本県上益城郡益城町

令和 3 年 3 月

目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

- [1]地域の概況 …1
- [2]中心市街地の現況整理 …8
- [3]中心市街地における歩行者・自転車通行量調査 …22
- [4]これまでの中心市街地活性化に関する取組について …24
- [5]地域住民のニーズ等の把握・分析 …31
- [6]中心市街地活性化の課題と基本的な方針 …54

2. 中心市街地の位置及び区域

- [1]位置 …59
- [2]区域 …59
- [3]中心市街地の要件に適合していることの説明 …60

3. 中心市街地の活性化の目標

- [1]中心市街地の活性化の目標 …63
- [2]目標設定の考え方 …63
- [3]目標指標の計測方法 …64
- [4]計画の主要事業と目標との関係性（目標積算） …64

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する設備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1]市街地の整備改善の必要性 …73
- [2]具体的事業の内容 …73

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1]都市福利施設の整備の必要性 …76
- [2]具体的事業の内容 …76

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地協働住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1]街なか居住の推進の必要性 …78
- [2]具体的事業の内容 …78

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1]経済活力の向上の必要性 …80
- [2]具体的事業の内容 …80

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 …91

[2]具体的事業の内容 …91

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等 …95

[2]中心市街地活性化協議会に関する事項 …96

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等 …104

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]都市機能の集積の促進の考え方 …105

[2]都市計画手法の活用 …108

[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 …109

[4]都市機能の集積のための事業等 …111

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 …112

[2]都市計画等との調和 …112

12. 認定基準に適合していることの説明 …114

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の概況

(1) 市町村の位置、地勢

益城町は県の中央部、上益城郡の北部に位置し、東は西原村、南東から南は御船町、西は嘉島町、西から北西は熊本市東区、北は菊陽町、大津町に接する。熊本県庁まで 8.5km、熊本市役所まで 13km、また、空の玄関口である阿蘇くまもと空港まで 7.5km の至近距離にある。

町の東部・南部には九州山地系の城山、朝来山、船野山、飯田山の 4 峰がある。北部は、火山灰黒土質の広大な畑地の益城台地からなり、北の高遊原には阿蘇くまもと空港があり西方へ緩やかに傾斜する。町の中央部を阿蘇外輪山に源を発する木山川が赤井川、金山川、岩戸川の各河川を集め、西へ貫流し、平野北部台地沿いを並行して流れる秋津川と江津湖下流で合流し、加勢川となり、有明海に注いでいる。

総面積は 6,568ha、長さ東西約 11 km、南北約 13 km、周囲約 48 kmである。

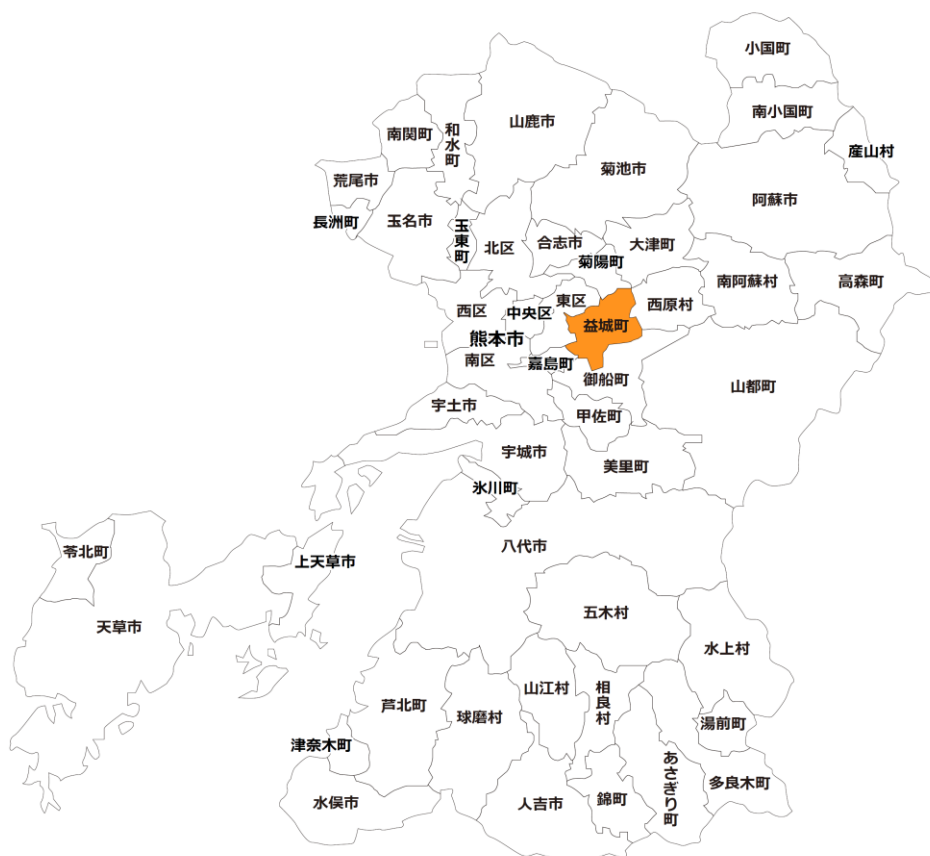


図 益城町の位置図

（２）益城町及び中心市街地の沿革

益城町の中心市街地は、益城台地の南西縁にかけて位置しており、南部には秋津川が流れている。

木山町の区域は、室町時代より、木山川を用いた舟運の拠点や木山神宮の門前町として物流や人流の拠点として栄えており、古くから地域の中心地としての役割を担っていた。木山町は、下寺中村、迫村、木山町村、宮園村によって成り立っているが、いずれも沼山津手永に属する村々であり、いずれも藩政時代には慶長絵図にその名が見られる村であった。また、近世においては、木山町村に沼山津手永の会所（役場）が置かれた。

明治期に県道木山線（現在の県道熊本高森線）が開通すると、木山と熊本を結ぶ乗合馬車の運行が始まり、さらに往来が盛んとなった。この路線は、現在、九州産交バスの定期路線バス路線として運行されている。また、昭和 29 年の 1 町 4 村合併（木山町、飯野村、福田村、広安村、津森村）によって益城町となった後、木山には町役場が置かれ、行政や商業、交通の中心として栄えるとともに、中心市街地一体熊本市や空港に隣接する市街化区域であるため良好な住宅地としての役割も担ってきた。

しかし、近年は、周辺市町村における大型ショッピングセンターの開店や、それに伴う住民の消費行動の変化等もあり、商業機能は徐々に弱まりつつあった。

平成 28 年 4 月 14 日、4 月 16 日に発生した 2 度の震度 7 の地震により、町の全域において壊滅的な被害が発生し、町内の住家の約 98%が被害を受けた。その後、震災からの復興を目指して平成 28 年 12 月に益城町復興計画が策定され、被災者の生活再建、都市インフラの復旧等に取り組まれているが、令和 2 年 3 月末時点でも約 1,400 人以上が仮設住宅での生活を余儀なくされている状況となっている。平成 30 年度より、復興計画の「再生期」に入り、生活再建を第一優先に取り組ながらも、町の将来の発展に向けた取組に着手している。

（３）益城町における中心市街地の歴史的・文化的役割

木山町村は、正平 2 年（1394 年）阿蘇家文章によれば、6 ヶ庄のうちで唯一木山氏の苗字の地であった。また、藩政時代の手永会所が置かれるなど、いわゆる木山往還を貫く極めて重要な村であった。

文化 8 年の沼山津手永略手鏡帳によれば、いわゆる木山町としては高 3,872 石、田 99 町 4 反余、畑 181 町 5 反余を有していた。また、商札 48、藍瓶本手 12、質屋札・糶本手各 5、大工札 4、造酒本手・合薬札各 2 ほかに木挽札・さて札・馬口労札・油船・水車各 1 など、商業も盛んであったと見られる。

また、明治 15 年の調査による数字をみると、全戸数 398（寺迫 113、木山町 188、宮園 97）のうち、農家数は 262 戸、牛馬の総数は 209（寺迫 84、木山 59、宮園 66）とある。木山町村の記録（明治 15 年）により民業に関するものをみると、酒類受売屋 6、水車 2、荷車 2、造酒職 5、旅籠 5、洗湯職 2、大工 2、織物職・絞油職・水車職各 2、その他に、絞蠟職・畳刺職・傘張職・下駄職・醤油職・桶職 1 と極めて多彩である。特に旅籠屋（宿屋）が 5 軒も営まれており、木山町村がこの郷村の中心となっていたことの現れといえる。酒造業も昭和の初めまで営まれていたものがあり、「都長」、「春水」などの銘柄が伝えられる。

明治 10 年、西南の役に敗れた西郷隆盛が、高森を目指してこの地を通過するにあたって、木山町村の「油屋」に本営を定めた記録も残っている。寺迫村字灰塚の杉野氏宅など近隣の家々を宿営となし、山野少尉以下 36 名宿泊の記録が残っている。また、追走する官軍のいわゆる灰塚会議もこの地であったものと思われる。

(4) 道路・公共交通網

町内の道路網の骨格は、町内の東西を走る主要地方道熊本益城大津線、主要地方道熊本高森線であり、阿蘇方面と熊本市内方面などと結ばれている。この他、県道堂園小森線がある。町内の南北は国道 443 号線、主要地方道益城矢部線、県道益城菊陽線が走っており、菊陽町や大津町、御船町などと結ばれている。

また、町の西側には九州自動車道が貫通しており、益城熊本空港 IC が主要地方道熊本・益城・大津線に面して位置している。

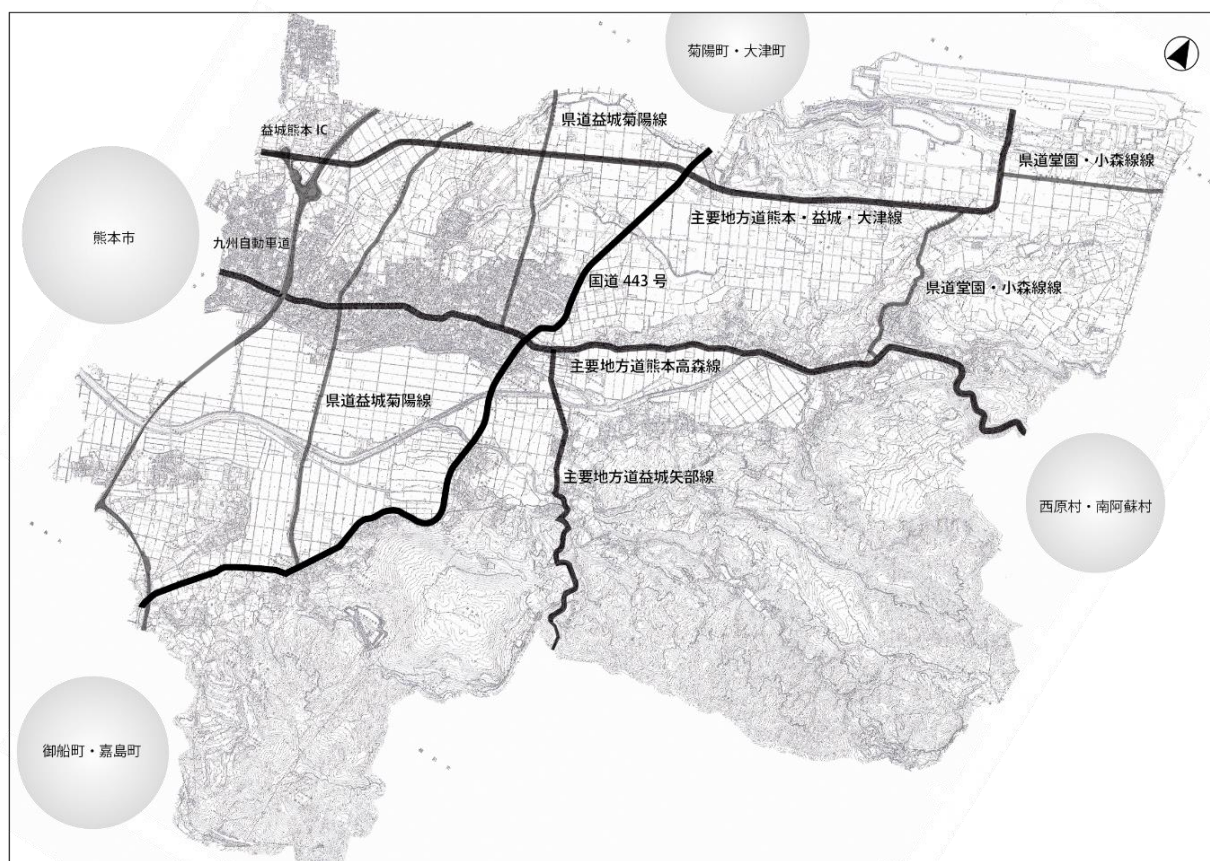


図 主な道路位置図

公共交通網は、九州産交バスが町内 2 路線（広安循環線、益城役場線）と、木山産交バス停から熊本市、大津町、御船町を結ぶ路線を運行している。また、阿蘇くまもと空港やテクノポリスセンターから熊本市を結ぶ路線も運行している。

福田地区においては、町が福田地区と惣領・木山上町・木山産交バス停を結ぶ予約制の乗合タクシーを運行している。

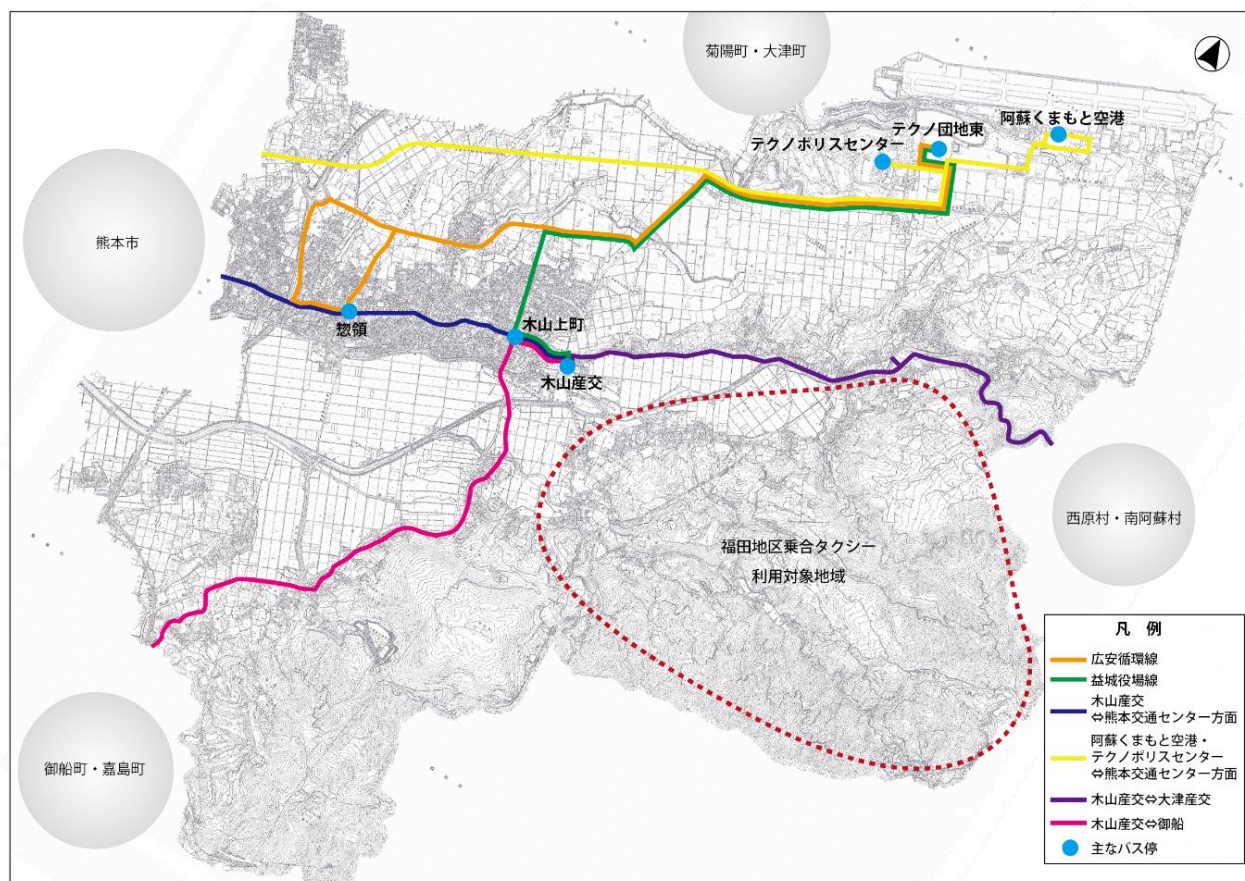


図 町内の公共交通網図

(5) 周辺地域における大規模小売店舗の立地状況

町内には、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗が3店舗立地している。

周辺市町村（熊本市東区、菊陽町、大津町、嘉島町、御船町、西原村）についてみると、2019年7月時点において熊本市東区で34店舗、菊陽町で15店舗、大津町で9店舗、嘉島町で3店舗、御船町で8店舗、西原村で1店舗の計73店舗立地しており、店舗面積2万㎡超の大規模小売店舗も3店舗ある。

表 町内の大規模小売店舗の状況

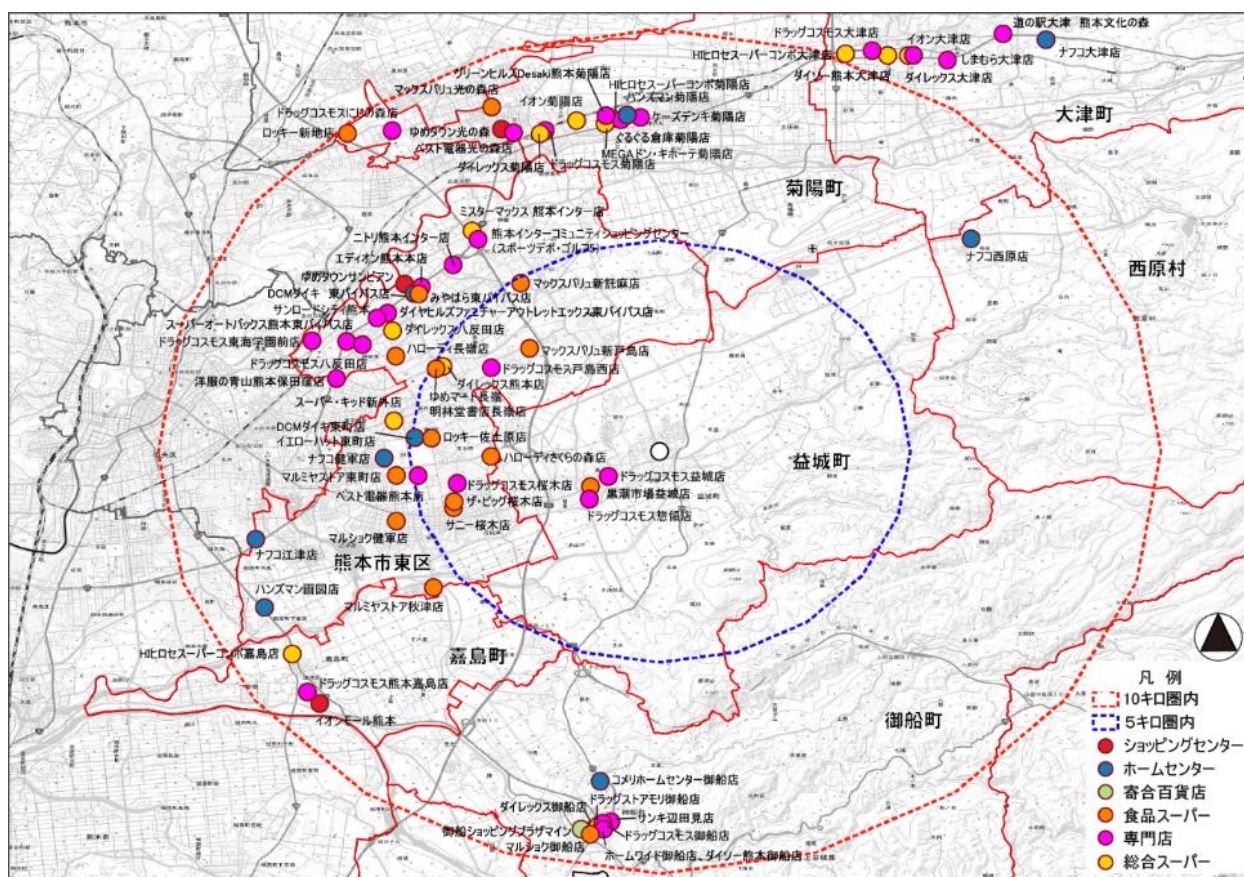
開業年月	施設名称	店舗面積 (㎡)	業態
1977年2月	黒潮市場益城店	2,171	食品スーパー
2016年11月	ディスカウントドラッグコスモス惣領店	1,685	専門店
2012年5月	ディスカウントドラッグコスモス益城店	1,389	専門店

※業態分類は、同資料の分類による 資料：全国大型小売店舗総覧 2019（東洋経済新報社）

表 店舗面積2万㎡超の大規模小売店舗の状況

市区町村	開業年月	施設名称	店舗面積 (㎡)	業態
熊本市東区	1996年6月	ゆめタウンサンピアン	24,839	ショッピングセンター
菊池郡菊陽町	2004年6月	ゆめタウン光の森	39,897	ショッピングセンター
上益城郡嘉島町	2005年10月	イオンモール熊本(イオン熊本店)	51,936	ショッピングセンター

※業態分類は、同資料の分類による 資料：全国大型小売店舗総覧 2019（東洋経済新報社）



※業態分類は、同資料の分類による 資料：全国大型小売店舗総覧 2019（東洋経済新報社）

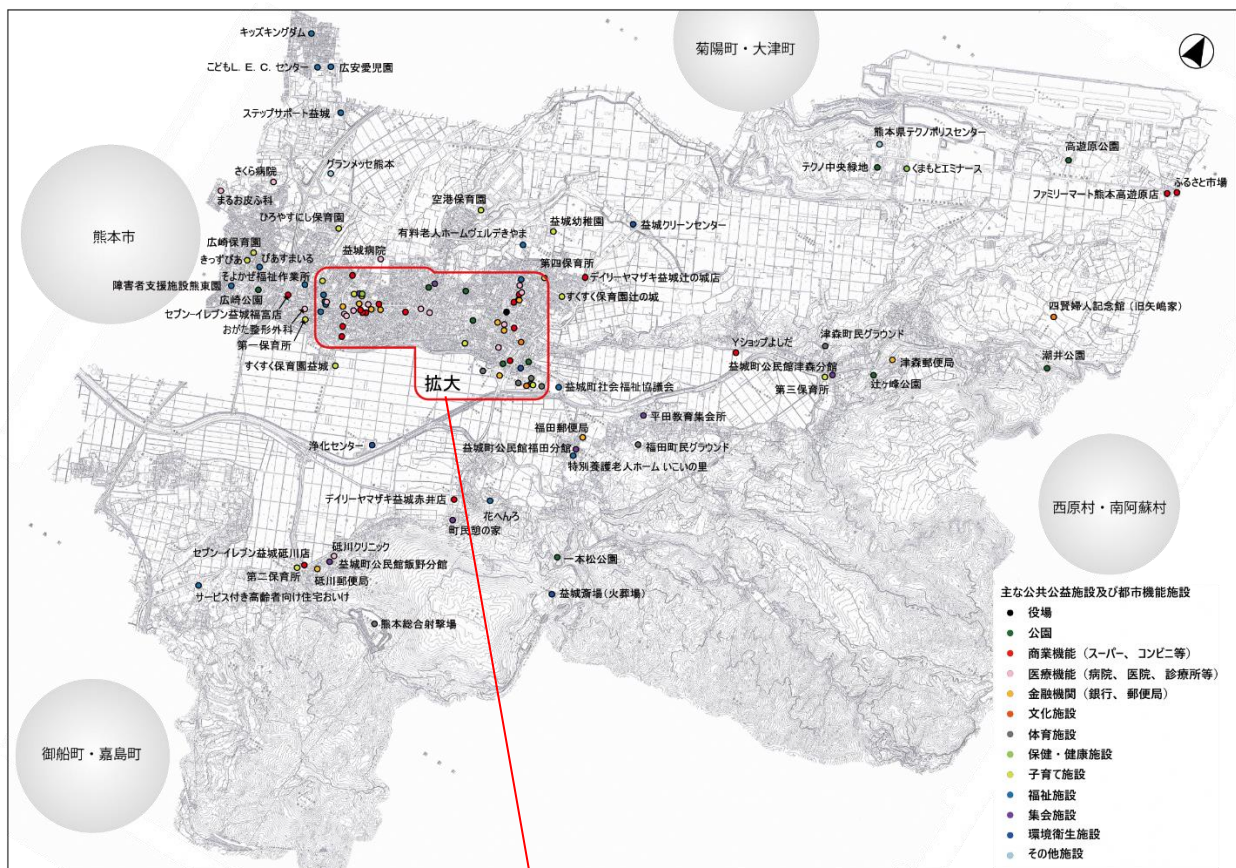
図 益城町周辺の大規模小売店舗位置図

（６）公共公益施設・都市機能施設の立地状況

町内には、主な公共公益施設・都市機能施設として 120 施設が存在する。このうち、中心市街地周辺には、益城町役場、益城町交流情報センター（図書館）、益城町総合運動公園などの公共施設や、商業機能、医療機能などが立地しており、町内施設のうち約 6 割近くの施設が集積する状況となっている。

表 主な公共公益施設・都市機能の件数

主な公共公益施設・都市機能件数	全町	中心市街地 周辺	中心市街地 所在割合
役場	1	1	100.0%
公園	12	7	58.3%
商業機能（スーパー、コンビニ等）	20	13	65.0%
医療機能（病院、医院・診療所等）	17	13	76.5%
金融機関（銀行、郵便局）	11	8	72.7%
文化施設	3	2	66.7%
体育施設	7	4	57.1%
保健・健康施設	2	1	50.0%
子育て施設	17	11	64.7%
福祉施設	17	8	47.1%
集会施設	7	2	28.6%
環境衛生施設	4	1	25.0%
その他施設	2	0	0.0%
総計	120	71	59.2%



主な公共公益施設及び都市機能施設

- 役場
- 公園
- 商業機能（スーパー、コンビニ等）
- 医療機能（病院、医院、診療所等）
- 金融機関（銀行、郵便局）
- 文化施設
- 体育施設
- 保健・健康施設
- 子育て施設
- 福祉施設
- 集会施設
- 環境衛生施設
- その他施設

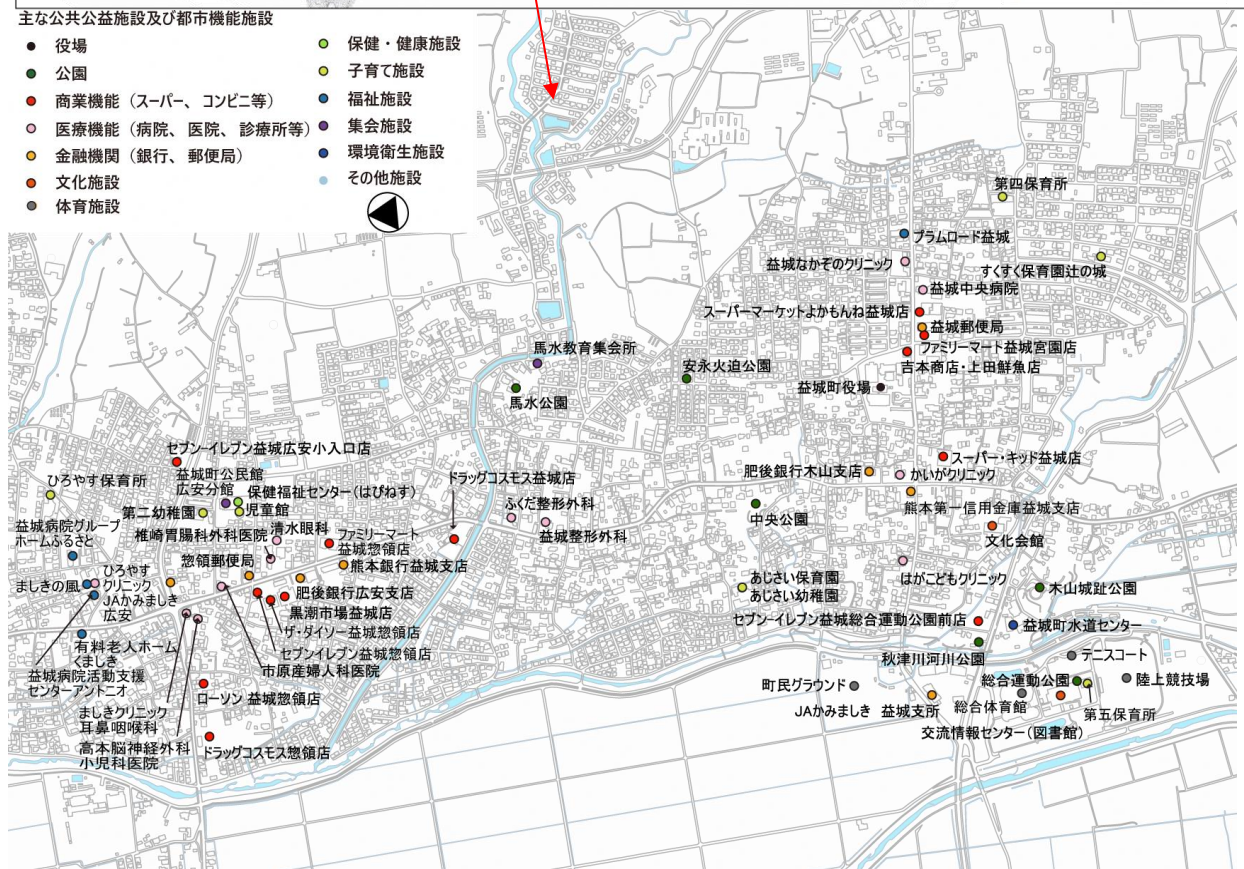


図 主な公共公益施設・都市機能施設位置図

[2] 中心市街地の現況整理

(1) 人口・世帯数の推移

① 人口の推移

近年の益城町の人口は、平成 27 年に 34,479 人であったものが平成 28 年には 33,249 人と約 1,200 人減少し、その後、令和 2 年には 33,382 人と約 140 人の増加となっている。

また、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）の人口は、町全体の約 35%となっているが、こちらも平成 27 年に 12,512 人であったものが平成 30 年には 11,648 人と、約 900 人の減少となっている。

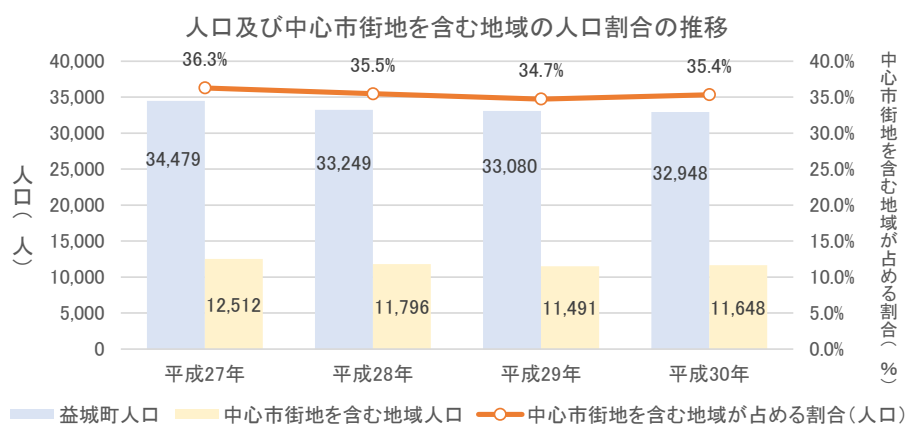


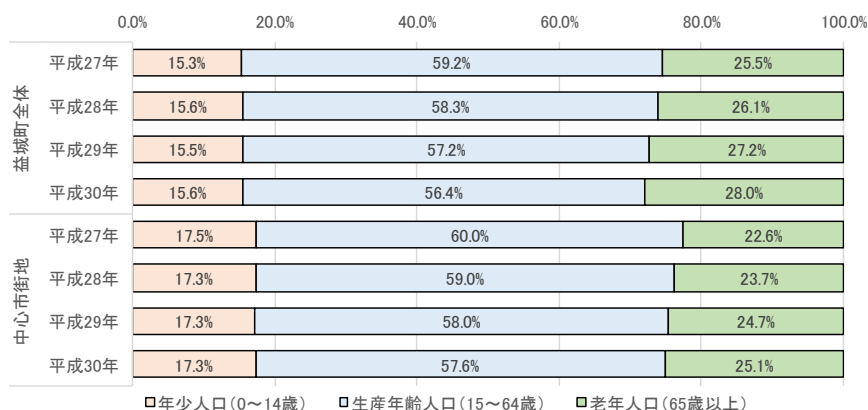
図 人口及び中心市街地を含む地域の人口割合の推移

なお、本計画において設定する中心市街地の人口について、益城町住民基本台帳ベースの人口を 100m メッシュに対応させて推計を実施したところ、平成 27 年には 6,469 人であった人口が令和 2 年には 6,108 人となっており、こちらも町全体と同様に、震災後に大きく減少していることが分かる。

②年齢3区分別人口割合の推移

平成30年の益城町の年少人口割合は15.6%、生産年齢人口割合は56.4%、老年人口割合は28.0%となっているが、近年、生産年齢人口が減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にある。

中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）における年齢3区分人口の割合についても同様の傾向を示しているが、町全体と比べて老年人口の割合は若干低く、年少人口、生産年齢人口の割合は若干高い。



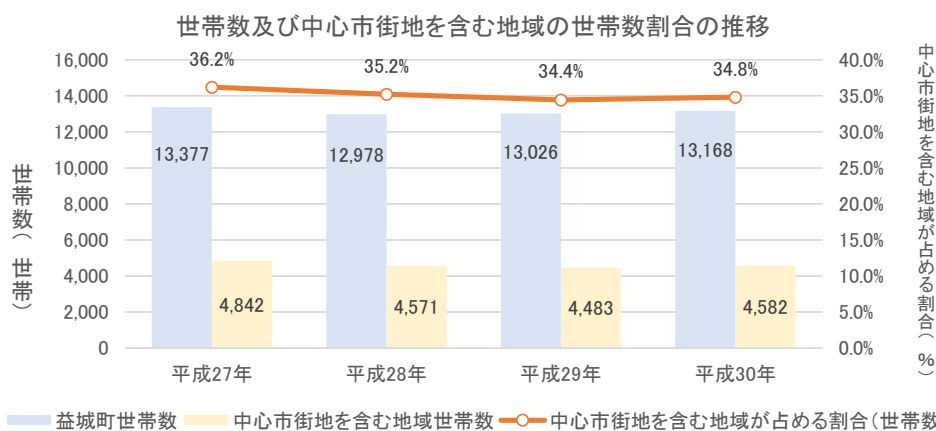
資料：益城町住民基本台帳（各年10月1日時点、全体については3月）

図 年齢3区分別人口割合の推移

③世帯数の推移

近年の益城町の世帯数は、平成27年に13,377世帯であったものが、平成28年には12,978世帯と約400世帯減少し、その後、平成30年には13,168世帯と約200世帯の増加となっている。

また、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）の世帯数は町全体の約35%を占めており、その比率は大きく変化していないが、平成27年に4,842世帯であったのが、平成29年には4,483世帯と約360世帯減少し、その後、平成30年は4,582世帯と約100世帯の増加となっている。



資料：益城町住民基本台帳（各年10月1日時点）

図 世帯数及び中心市街地を含む地域の世帯数割合の推移

④人口密度

益城町の人口密度をみると、近年の人口減少に伴い、平成 27 年には 525 人/k m²であったのが、平成 30 年には 501.6/k m²まで減少している。

表 人口密度の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口密度(km ²)	525.0	506.2	503.7	501.6

資料：益城町住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

⑤人口集中地区（DID）の推移

益城町では、中心市街地周辺が人口集中地区（DID）となっているが、DID 地区の人口をみると、平成 17 年に 21,840 人であったのが、平成 27 年には 22,634 人と約 800 人増加している。対象面積も 3.79k m²から 3.90k m²と微増しているものの、人口密度も 5762.5 人/k m²から 5803.6 人/k m²と増加している。

全町人口に占める DID 地区人口の割合をみると、約 5.9%の面積の DID 地区に、全町人口の 67.3%が居住している状況となっている。

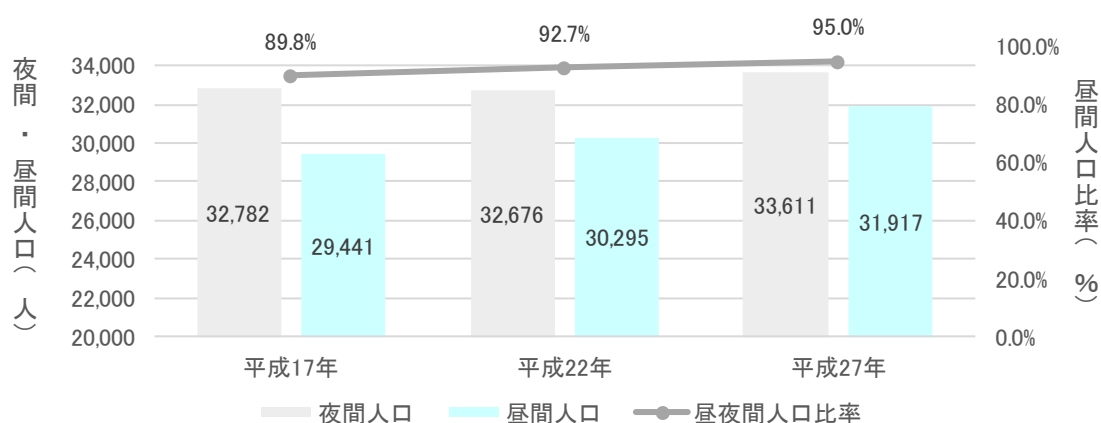
表 人口集中地区（DID）の推移

	対象人口(人口)	対象面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	全町人口比率(%)	全町面積比(%)
平成17年	21,840	3.79	5,762.5	66.6	5.8
平成22年	22,251	3.86	5,764.5	68.1	5.9
平成27年	22,634	3.90	5,803.6	67.3	5.9

資料：国勢調査

⑥昼間人口と夜間人口の推移

震災前の平成 27 年までの推移を見ると、益城町では、昼間人口が夜間人口を下回っていることが分かる。これは、町外の学校や勤務先への通勤通学者が多いことが背景にあると考えられる。



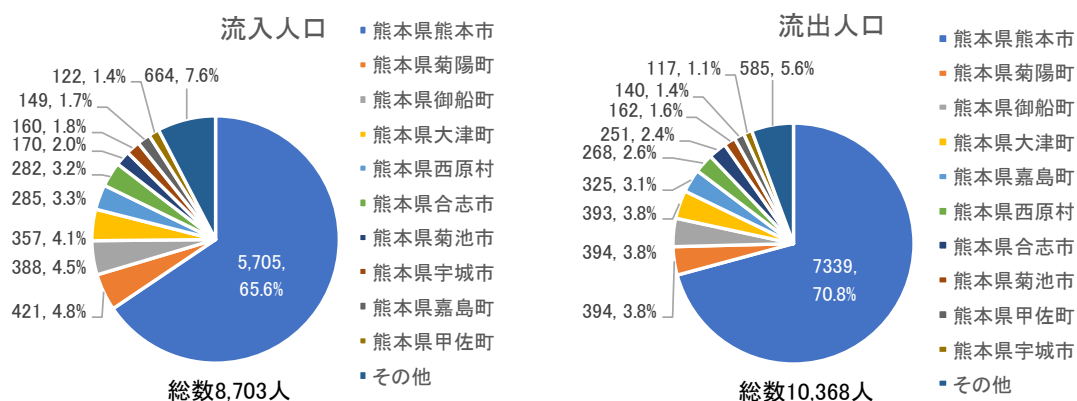
資料：国勢調査

図 昼間人口と夜間人口の推移

⑦流入・流出口

震災前の平成 27 年の流入・流出の状況を見ると、流入先・流出先のいずれについても熊本市が最も多く、全流入者 8,703 人のうち 5,705 人（65.6%）が全流出者 10,368 人のうち 7,339 人（70.8%）が、熊本市との間の流入・流出となっている。

次いで菊陽町、御船町、大津町の順となっており、流入はそれぞれ 421 人（4.8%）、388 人（4.5%）、357 人（4.1%）、流出は 394 人（3.8%）、394 人（3.8%）、393 人（3.8%）となっている。



資料：国勢調査

図 流入人口・流出人口の状況

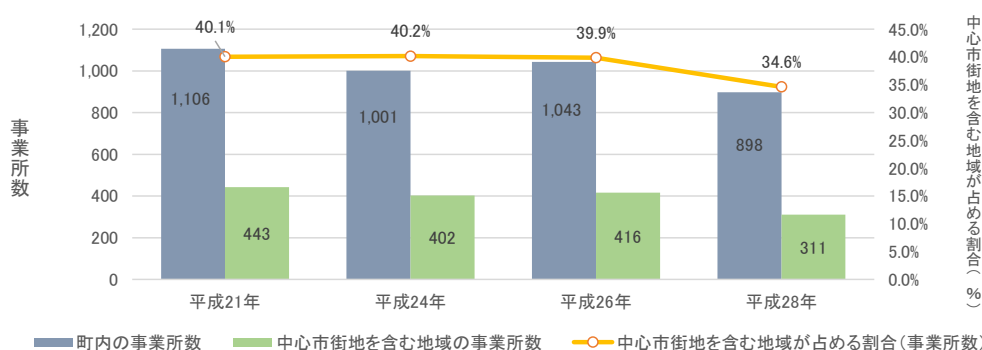
（２）事業所・従業者数の推移

①事業所数

益城町の事業所数については、平成 21 年の 1,106 事業所から平成 28 年※には 898 事業所と、約 200 事業所の減少となっている。また、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）の事業所数についても同様の傾向にあり、平成 21 年の 443 事業所から平成 28 年※には 311 事業所と、約 130 事業所の減少となっている。

なお、町全体の事業所数に対して中心市街地を含む地域の事業所数が占める割合は、平成 21 年 40.1% から平成 28 年※には 34.6%と減少傾向にある。

※：平成 28 年は、いずれも、震災後の平成 28 年 6 月 1 日調査の結果による



資料：経済センサス基礎調査（平成 21 年・26 年）及び活動調査（平成 24 年・28 年）

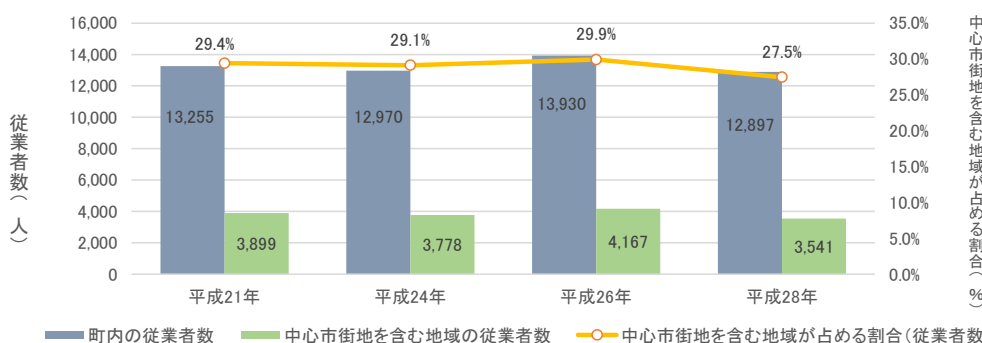
図 事業所数及び中心市街地を含む地域の事業所数割合の推移

②従業者数

益城町の従業者数については、平成 21 年の 13,255 人から平成 28 年※には 12,897 人と、約 400 人の減少となっている。また、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）の従業者数についても同様の傾向にあり、平成 21 年の 3,899 人から平成 28 年※には 3,541 人と、約 350 人の減少となっている。

なお、町全体の従業者数に対して中心市街地を含む地域の従業者数が占める割合は、平成 21 年 29.4% から平成 28 年※には 27.5%と、若干、減少傾向にある。

※：平成 28 年は、いずれも、震災後の平成 28 年 6 月 1 日調査の結果による



資料：経済センサス基礎調査（平成 21 年・26 年）及び活動調査（平成 24 年・28 年）

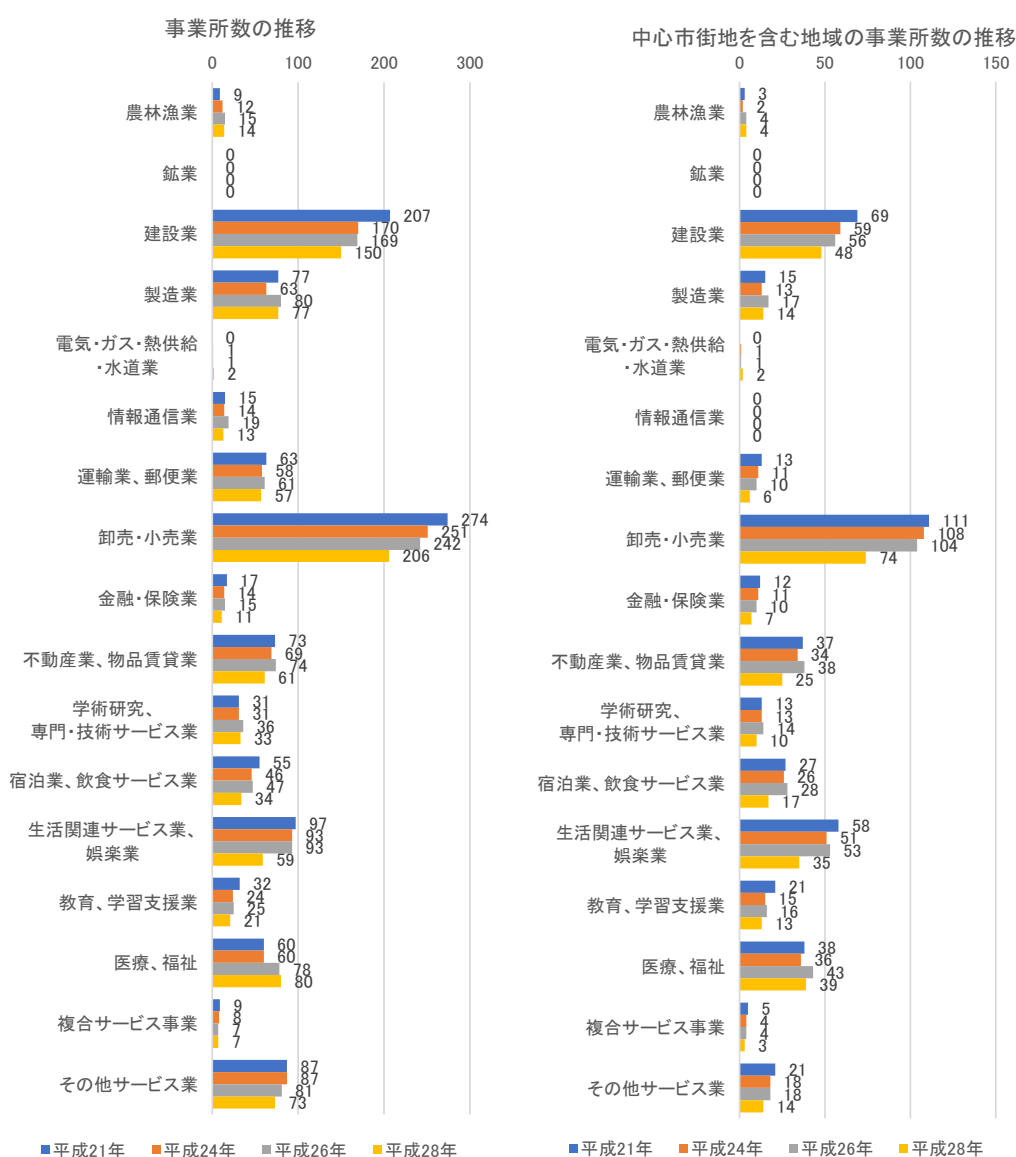
図 従業者数及び中心市街地を含む地域の事業所数割合の推移

③産業大分類別事業所数の推移

平成 28 年※の産業大分類別の事業所数をみると、町内では、「卸売・小売業」が最も多く 206 事業所となっており、次いで「建設業」の 150 事業所、「医療、福祉」の 80 事業所となっている。同様に、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）では、「卸売・小売業」が最も多く 129 事業所となっており、次いで、「建設業」の 99 事業所、「医療、福祉」の 58 事業所となっている。

なお、平成 21 年から平成 28 年※にかけての変化については、多くの産業において事業所数の減少が見られるが、特に、「建設業」と「卸売・小売業」の減少が大きくなっている。一方、「製造業」や「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」は比較的横ばいで推移しており、「医療、福祉」については増加傾向で推移している。

※：平成 28 年は、いずれも、震災後の平成 28 年 6 月 1 日調査の結果による



資料：経済センサス基礎調査（平成 21 年・26 年）及び活動調査（平成 24 年・28 年）

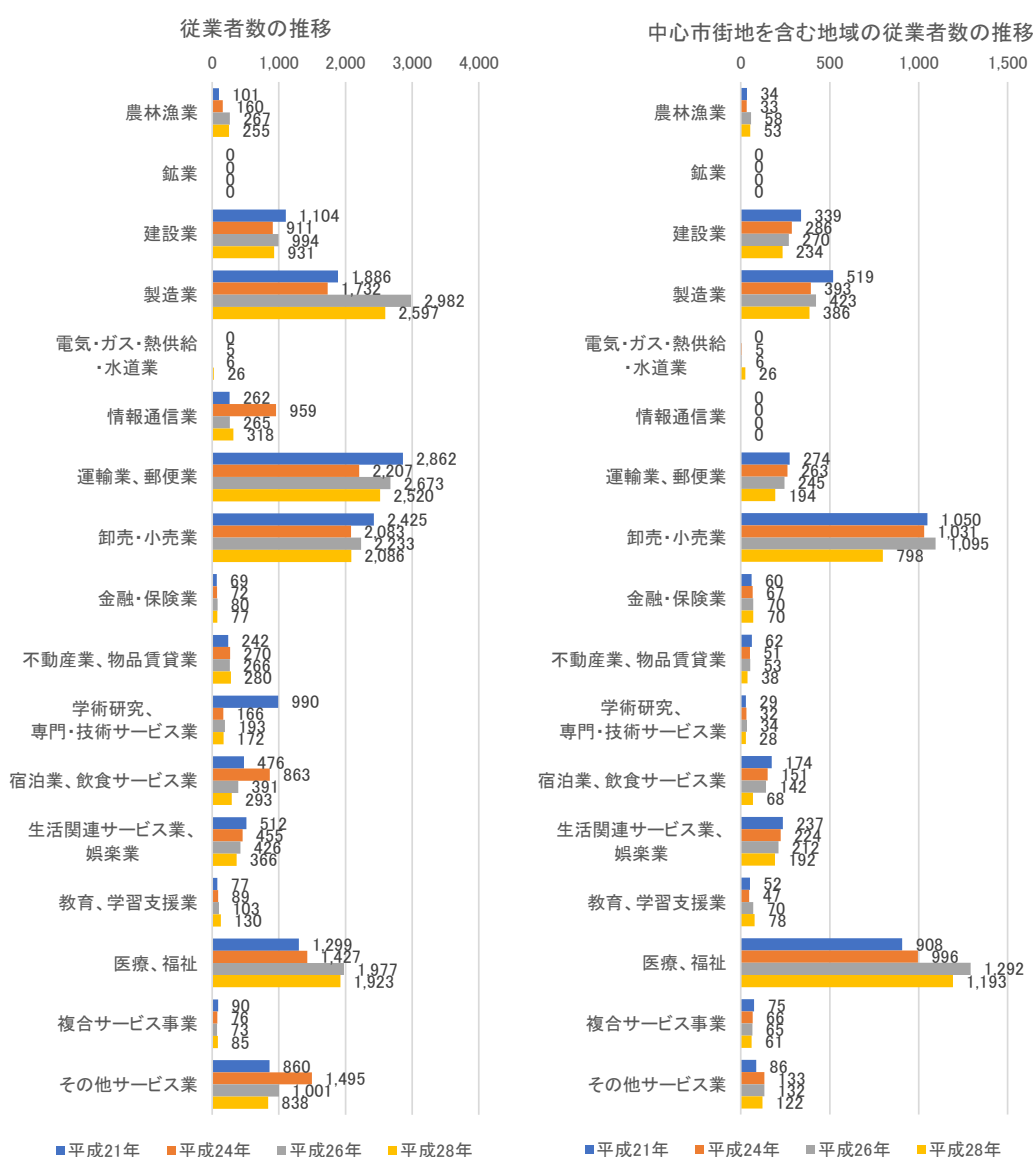
図 産業大分類別事業所数の推移

④産業大分類別従業者数の推移

平成 28 年※の産業大分類別の従業者数をみると、町内では、「製造業」が最も多く 2,597 人となっており、次いで「運輸業、郵便業」の 2,520 人、「卸売・小売業」の 2,086 人となっている。同様に、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）では、「卸売・小売業」が最も多く 1,405 人となっており、次いで、「医療、福祉」の 1,643 人、「製造業」の 1,002 人となっている。

平成 21 年から平成 28 年※にかけての変化については、「製造業」や「医療、福祉」の従業者数が増加傾向にある一方、「運輸業、郵便業」や「卸売・小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」では減少傾向にある。また、中心市街地を含む地域では「医療、福祉」の従業者数は増加傾向にある一方、「卸売・小売業」や「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」は減少傾向にある。

※：平成 28 年は、いずれも、震災後の平成 28 年 6 月 1 日調査の結果による



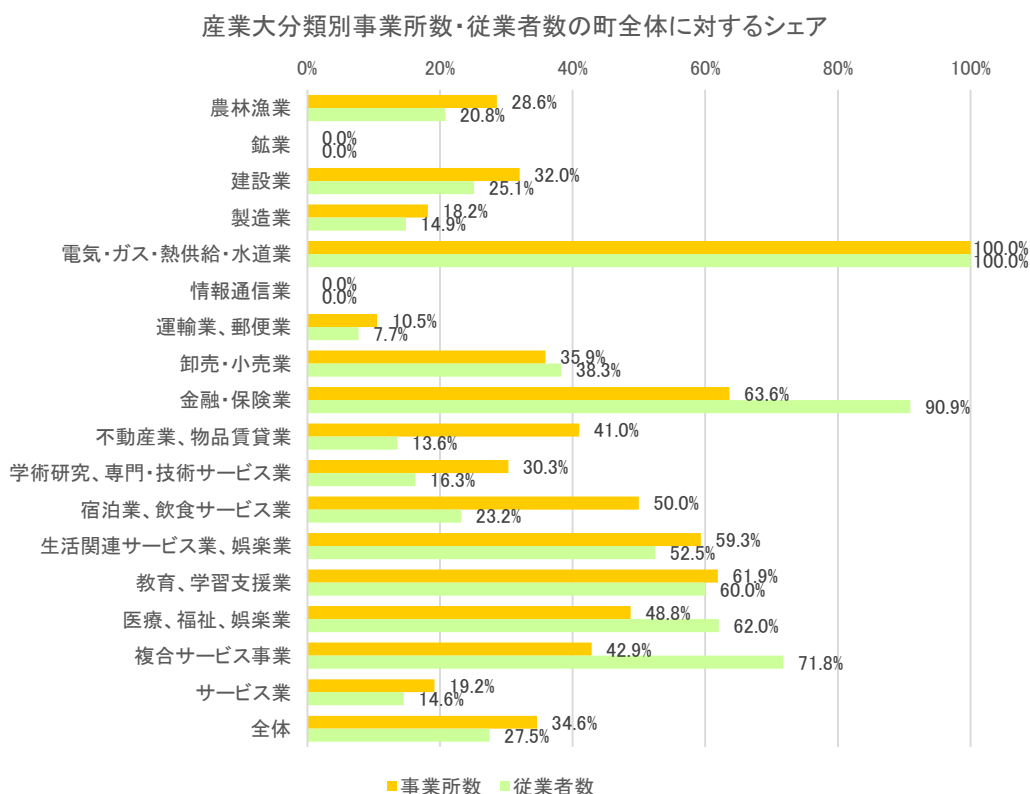
資料：経済センサス基礎調査（平成 21 年・26 年）及び活動調査（平成 24 年・28 年）

図 産業大分類別従業者数の推移

⑤ 中心市街地を含む地域の事業所数・従業者数が町全体に占める割合

平成 28 年※の町全体の事業所数・従業者数に対して中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）の事業所数・従業者数が占める割合について、産業大分類別に見てみると、特に、「電気・ガス・熱供給」や各種サービス業、「建設業」、「製造業」、「卸売・小売業」が高い割合を占めている。

※：平成 28 年は、いずれも、震災後の平成 28 年 6 月 1 日調査の結果による



資料：平成 28 年経済センサス活動調査

図 産業大分類別事業所数・従業者数の中心市街地を含む地域の割合

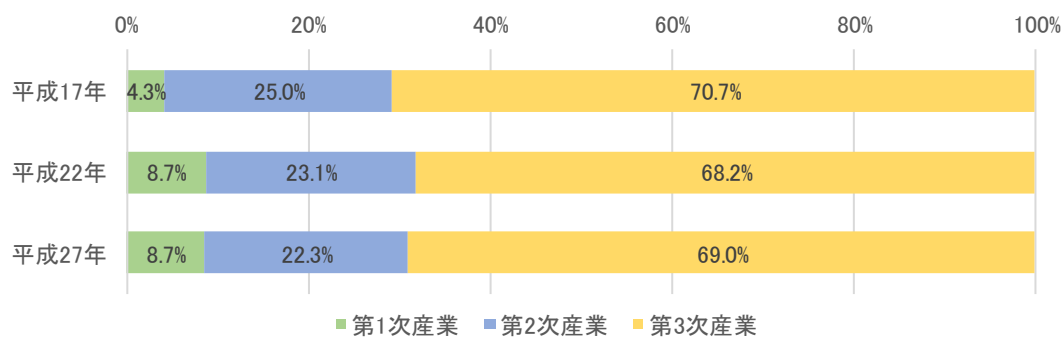
⑥産業別就業人口の推移

産業別就業人口の推移を見ると、全産業で増加傾向となっており、平成 17 年と平成 27 年を比べると、第 1 次産業及び第 2 次産業で約 900 人の増加、第 3 次産業は約 3,600 人の増加となっている。

表 産業別就業人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
平成17年	433	2,552	7,203	10,188
平成22年	1,304	3,449	10,182	14,935
平成27年	1,354	3,491	10,807	15,652

また、産業別就業人口割合を見ると、平成 27 年では、第 1 次産業が 8.7%、第 2 次産業が 22.3%、第 3 次産業が 69.0%を占めている。



資料：国勢調査

図：産業別就業人口割合の推移

（３）商業の状況

①卸売業

益城町における卸売業の推移をみると、事業所数・従業者数ともに平成 24 年から平成 28 年にかけて増加している。また、年間販売額は、平成 24 年から平成 28 年にかけて増加傾向にあり、平成 24 年 42,589 百万円から、平成 28 年には 57,564 百万円と、約 15,000 百万円増加している。

表 卸売業の事業所数等の推移

卸売業	事業所数	従業者数	年間販売額 (百万円)
平成24年	56	617	42,589
平成26年	44	623	44,793
平成28年	60	763	57,564

資料：経済センサス活動調査（平成 24 年、28 年）及び商業統計（平成 26 年）

※商業統計（平成 26 年）とは経済センサス基礎調査（平成 26 年実施）とでは集計条件が異なるため数値が異なる

（経済センサス基礎調査では 77 事業所、従業者数 878 人（年間販売額は市町村別・産業中分類別データは公表なし））

②小売業

益城町における小売業の推移をみると、事業所数は減少傾向にあり、平成 24 年には 143 事業所だったが、平成 28 年には 84 事業所と、59 事業所の減少となっている。また、従業者数、年間販売額、売場面積については、いずれも、平成 24 年から平成 28 年にかけて減少している。

事業所数や売り場面積の減少幅に比べて、従業者数や年間販売額の減少幅が少ないことから、小規模小売店の減少が著しいものと推察される。

表 小売業の事業所数等の推移

小売業	事業所数	従業者数	年間販売額 (百万円)	売り場面積 (㎡)
平成24年	143	770	11,426	12206
平成26年	134	1127	29,463	12340
平成28年	84	676	10,401	7172

資料：経済センサス活動調査（平成 24 年、28 年）及び商業統計（平成 26 年）

※商業統計（平成 26 年）とは経済センサス基礎調査（平成 26 年実施）とでは集計条件が異なるため数値が異なる

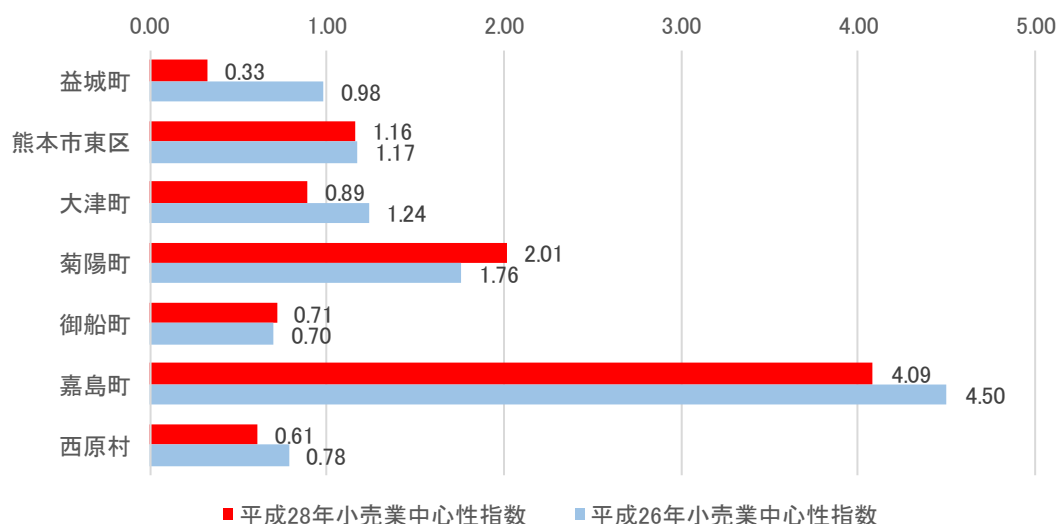
（経済センサス基礎調査では 165 事業所、従業者数 1,355 人（年間販売額は市町村別・産業中分類別データは公表なし））

なお、平成 26 年度経済センサス基礎調査によると、益城町全体の小売業店舗（165 店）のうち、益城町全体の小売業店舗 165 店のうち、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）に約 47%（78 店）の小売店が中心市街地周辺に集中している。また、飲食店（47 店）についても、中心市街地を含む地域に約 60%（28 店）が中心市街地周辺に集中している。

③小売業中心性指数

益城町及び周辺市町村の小売業中心性指数をみると、平成 28 年の益城町の値は 0.33 であり、平成 26 年の 0.98 から大きく減少している。このことは、町内の消費者の多くが町外で買い物をしていることを示しており、その傾向が強まっていることを表している。

周辺市町村で 1 を超えているところは、熊本市東区、菊陽町、嘉島町であり、特に嘉島町は平成 28 年では 4.09 と非常に高い。いずれも、店舗面積 2 万㎡超の大規模小売店舗が立地しており、市外、町外からの消費者の流入が多いことを示している。



資料：平成 28 年経済センサス活動調査、平成 26 年商業統計、住民基本台帳（平成 28 年、26 年）

図 益城町及び周辺市町村における小売業中心性指数の推移

(4) 都市機能の現状

① 都市計画区域、用途地域の指定状況

令和元年 6 月時点で益城町の都市計画区域は約 6,567ha であり、その内、市街化区域は約 466ha、市街化調整区域は約 6,101ha である。

都市拠点である木山地区の木山交差点周辺は、近隣商業地域に指定されており、建ぺい率は 80%、容積率は 200%となっている。また、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）に指定されている。

表 都市計画区域、用途地域の指定状況

区域・地域	面積
都市計画区域	約 6,567ha
市街化区域	約 466ha
第一種低層住居専用地域	94ha
第一種中高層住居専用地域	197ha
第二種中高層住居専用地域	43ha
第一種住居地域	38ha
第二種住居地域	28ha
準住居地域	33ha
近隣商業地域	16ha
準工業地域	5ha
工業地域	12ha
市街化調整区域	約 6,101ha

資料：都市計画図（益城町）令和元年 6 月変更

表 特別用途地区の内容

種類	面積	備考
大規模集客施設※制限地区	約 16ha	近隣商業地域全域 10,000 m ² 超える大規模集客施設を規制

※大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊戯場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類する用途で建築基準法施行令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの。

資料：熊本都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定（益城町決定）

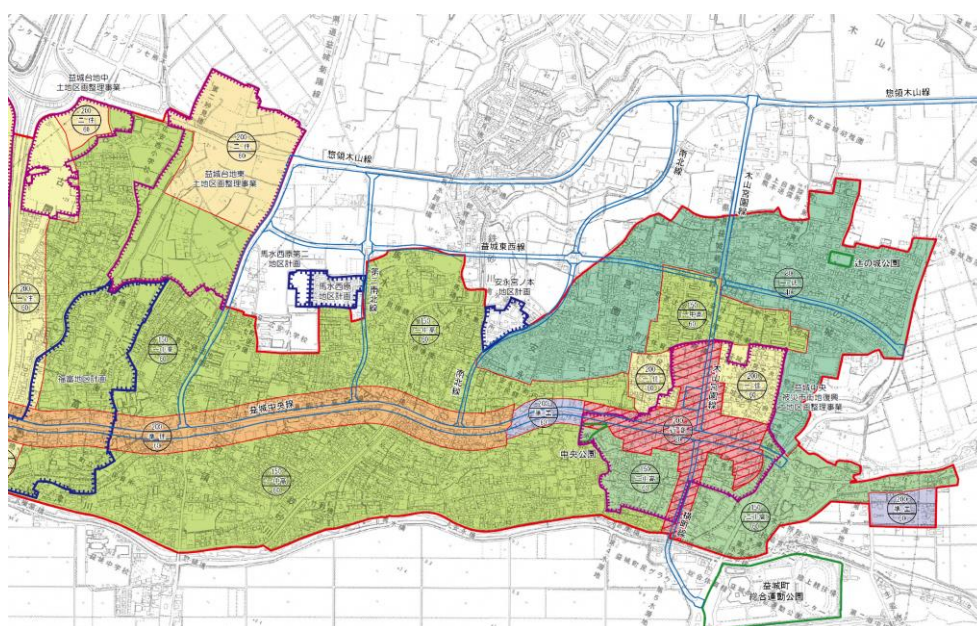


図 中心市街地周辺における都市計画の指定状況

②地価の状況

中心市街地周辺の地価の推移をみると、震災のあった平成 28 年度は若干下がったものの、その後は上がる傾向にあり、平成 30 年度の値は平成 28 年度と比べて、各地点の平均で約 5%上昇している。なお、最も高いのは、商業施設が複数立地している益城 5-1（地価公示）で、平成 30 年度で 61,300 円/㎡である。

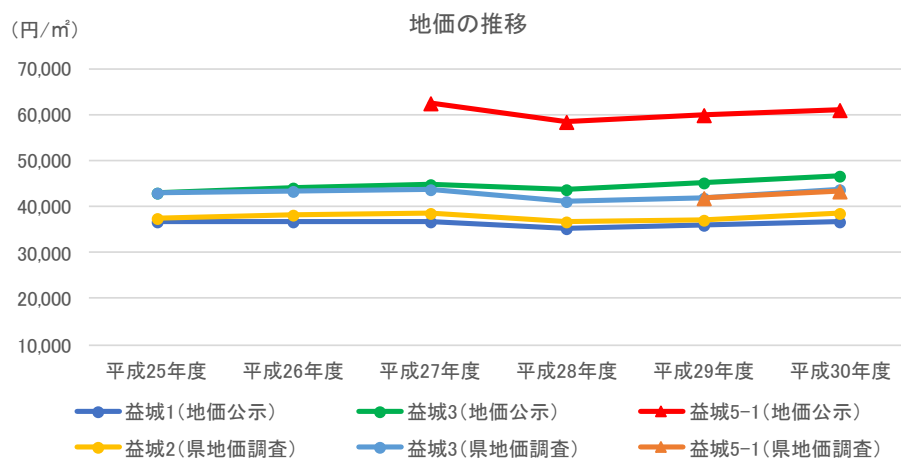


図 地価の推移



図 国土交通省地価公示、都道府県地価調査位置図

③公共交通の利用・運行状況

2017年10月～2018年9月における中心市街地周辺の各バス停の利用状況をみると、1日平均で479人の乗車となっている。最も多いのは木山上町バス停で、1日平均72.4人の乗車である。一方、最も少ないのは、寺迫バス停で1日平均3.0人の乗車である。

表 各バス停の利用状況

	IC		推計人員		1日平均	
	乗車人数	降車人数	乗車人数	降車人数	乗車人数	降車人数
[2049]木山産交	12,520	11,699	25,040	23,398	68.6	64.1
[5013]寺迫	553	654	1,106	1,308	3.0	3.6
[2048]木山上町	13,217	14,715	26,434	29,430	72.4	80.6
[2050]木山下町	3,501	2,848	7,002	5,696	19.2	15.6
[1755]上安永	3,369	3,915	6,738	7,830	18.5	21.5
[8112]安永	2,235	2,125	4,470	4,250	12.2	11.6
[1727]上野添	9,241	8,076	18,482	16,152	50.6	44.3
[7362]馬水	3,020	2,679	6,040	5,358	16.5	14.7
[6639]広安小学校入口	7,630	8,697	15,260	17,394	41.8	47.7
[4210]惣領	5,347	6,200	10,694	12,400	29.3	34.0
[5466]中惣領	3,419	2,717	6,838	5,434	18.7	14.9
[6819]福富	2,633	2,970	5,266	5,940	14.4	16.3
[2767]古閑入口	9,467	8,145	18,934	16,290	51.9	44.6
[6628]広崎	11,178	9,730	22,356	19,460	61.2	53.3
中心市街地周辺合計	87,330	85,170	174,660	170,340	479	467

資料：産交バス

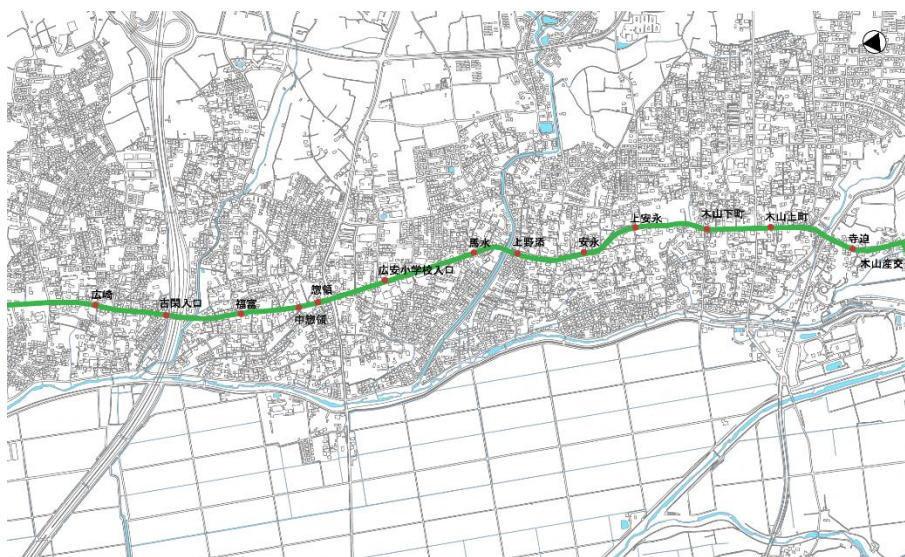


図 バス停位置図

表 バスの運行本数（益城町：木山産交、熊本市内：桜町バスセンターを起点とした本数）

	平日	土曜	日・祝日
益城町→熊本市内	76本（6時～21時）	70本（6時～21時）	59本（6時～21時）
熊本市内→益城町	77本（7時～23時）	71本（7時～23時）	56本（7時～22時）

資料：産交バス HP（2019年9月11日時点）※金、土、祝前日のみ運行の深夜バスを除く

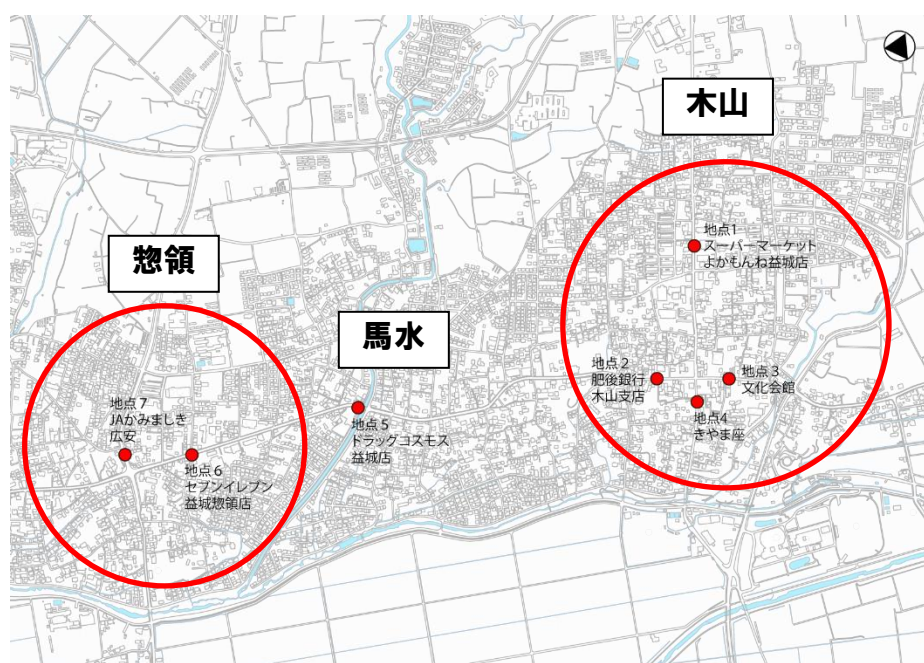
[3] 中心市街地における歩行者・自転車通行量調査

令和元年 9 月及び 11 月に実施した歩行者・自転車通行量調査の結果、中心市街地における歩行者・自転車通行量の現状として、下記のような特徴が把握されている。

- 中心市街地内の歩行者・自転車通行量は、平日平均 2,588 人/日、休日平均 2,611 人/日となり、平日と休日を合わせると 2,600 人/日となっている。
- 中心市街地内にある 2 つの拠点（都市拠点、地域拠点）を比較すると、惣領の方が通行量が多くなっている。これは、惣領に商業機能及び金融機能が集積していることが影響していると考えられる。
- 平日は、午前中と夕方の時間帯に歩行者・自転車通行量が増加する。特に木山では午前 9 時台にピークを示しているが、これはスーパーの特売日が影響していると考えられる。また、自転車は午後 4 時～6 時台がピークを示しているが、これは通学者の帰宅に伴うものと考えられる。一方、休日は、9 月調査は午前中と昼間の時間帯に、11 月調査は午前中から夕方の時間帯に歩行者・自転車通行量が増加している。
- 平日と休日を比較すると、9 月調査では平日の方が歩行者・自転車通行量が多い。その中で、午後の時間帯（午後 1 時～3 時と午後 5 時～6 時）は、平日よりも休日の方が、歩行者が多い。近所でのちょっとした買い物や散歩といった目的の流動が影響しているものと考えられる。一方、11 月調査では、木山、馬水は平日と休日で歩行者・自転車通行量に大きな違いは見られないが、惣領では平日の通行量が多くなっている。歩行者は昼間の時間帯（正午～午後 2 時）、自転車は午後の時間帯（正午～午後 3 時と午後 5 時～午後 7 時）が多く、これは買い物や通勤・通学に伴うものと考えられる。

表 歩行者・通行量調査概要

	平日	休日
調査実施日	令和元年 9 月 11 日（水） 令和元年 11 月 16 日（水）	令和元年 9 月 7 日（土） 令和元年 11 月 9 日（土）



図：歩行者・自転車通行量調査地点位置図

（上記 7 地点の平日・休日別 12 時間（午前 8 時～午後 8 時）の歩行者・自転車通行量をカウント）

表 歩行者・自転車通行量調査結果（9月実施分）

歩行者				
9月7日(土)	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	30	19	109	52.7
9:00~10:00	88	12	59	53.0
10:00~11:00	75	18	78	57.0
11:00~12:00	60	12	83	51.7
12:00~13:00	50	10	112	57.3
13:00~14:00	44	4	101	49.7
14:00~15:00	39	7	71	39.0
15:00~16:00	52	4	55	37.0
16:00~17:00	66	8	73	49.0
17:00~18:00	49	14	61	41.3
18:00~19:00	36	14	70	40.0
19:00~20:00	32	15	27	24.7
調査地点別平均	51.8	11.4	74.9	

9月11日(水)				
時間帯	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	48	11	34	31.0
9:00~10:00	134	7	29	56.7
10:00~11:00	124	12	28	54.7
11:00~12:00	82	13	28	41.0
12:00~13:00	71	5	33	36.3
13:00~14:00	52	7	53	37.3
14:00~15:00	35	4	29	22.7
15:00~16:00	45	8	62	38.3
16:00~17:00	103	29	46	59.3
17:00~18:00	55	5	39	33.0
18:00~19:00	42	19	34	31.7
19:00~20:00	36	8	29	24.3
調査地点別平均	68.9	10.7	37.0	

自転車				
9月7日(土)	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	17	13	35	21.7
9:00~10:00	15	15	32	20.7
10:00~11:00	14	17	39	23.3
11:00~12:00	22	10	26	19.3
12:00~13:00	31	16	52	33.0
13:00~14:00	40	20	46	35.3
14:00~15:00	48	25	44	39.0
15:00~16:00	30	15	33	26.0
16:00~17:00	57	16	32	35.0
17:00~18:00	24	22	64	36.7
18:00~19:00	29	31	53	37.7
19:00~20:00	21	19	15	18.3
調査地点別平均	29.0	18.3	39.3	

9月11日(水)				
時間帯	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	55	31	38	41.3
9:00~10:00	25	9	26	20.0
10:00~11:00	34	9	21	21.3
11:00~12:00	18	7	13	12.7
12:00~13:00	18	12	14	14.7
13:00~14:00	41	13	14	22.7
14:00~15:00	9	4	12	8.3
15:00~16:00	33	26	37	32.0
16:00~17:00	67	34	60	53.7
17:00~18:00	78	43	57	59.3
18:00~19:00	46	29	32	35.7
19:00~20:00	42	27	48	39.0
調査地点別平均	38.8	20.3	31.0	

表 歩行者・自転車通行量調査結果（11月実施分）

歩行者				
11月9日(土)	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	25	21	34	26.7
9:00~10:00	67	8	42	39.0
10:00~11:00	108	35	82	75.0
11:00~12:00	58	12	89	53.0
12:00~13:00	71	22	54	49.0
13:00~14:00	56	11	35	34.0
14:00~15:00	33	17	47	32.3
15:00~16:00	59	8	53	40.0
16:00~17:00	60	14	73	49.0
17:00~18:00	53	25	64	47.3
18:00~19:00	35	36	46	39.0
19:00~20:00	20	22	42	28.0
調査地点別平均	53.8	19.3	55.1	

11月13日(水)				
時間帯	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	30	19	109	52.7
9:00~10:00	88	12	59	53.0
10:00~11:00	75	18	78	57.0
11:00~12:00	60	12	83	51.7
12:00~13:00	50	10	112	57.3
13:00~14:00	44	4	101	49.7
14:00~15:00	39	7	71	39.0
15:00~16:00	52	4	55	37.0
16:00~17:00	66	8	73	49.0
17:00~18:00	49	14	61	41.3
18:00~19:00	36	14	70	40.0
19:00~20:00	32	15	27	24.7
調査地点別平均	51.8	11.4	74.9	

自転車				
11月9日(土)	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	18	15	19	17.3
9:00~10:00	14	19	34	22.3
10:00~11:00	39	20	32	30.3
11:00~12:00	48	29	41	39.3
12:00~13:00	30	13	33	25.3
13:00~14:00	26	10	22	19.3
14:00~15:00	23	9	30	20.7
15:00~16:00	37	23	44	34.7
16:00~17:00	17	20	53	30.0
17:00~18:00	43	25	25	31.0
18:00~19:00	34	41	44	39.7
19:00~20:00	12	18	30	20.0
調査地点別平均	28.4	20.2	33.9	

11月13日(水)				
時間帯	調査地点			時間帯別平均
時間帯	木山	馬水	惣領	
8:00~9:00	17	13	35	21.7
9:00~10:00	15	15	32	20.7
10:00~11:00	14	17	39	23.3
11:00~12:00	22	10	26	19.3
12:00~13:00	31	16	52	33.0
13:00~14:00	40	20	46	35.3
14:00~15:00	48	25	44	39.0
15:00~16:00	30	15	33	26.0
16:00~17:00	57	16	32	35.0
17:00~18:00	24	22	64	36.7
18:00~19:00	29	31	53	37.7
19:00~20:00	21	19	15	18.3
調査地点別平均	29.0	18.3	39.3	

[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組について

(1) 中心市街地における取組経過

中心市街地部の活性化が求められるようになった平成初期から平成 28 年熊本地震より前まで、中心市街地活性化に向けて、町では、下記のような取組を行ってきた。

- 上位計画（総合計画）や地方版総合戦略での施策セット
- 木山更新計画の策定
- 用途地域見直し、地区計画（宅地整備）の策定
- 生活店舗誘致（スーパーマーケット等）、公共施設整備（情報交流センター等）

しかし、上記の取組により、町民、事業者が求める中心市街地の姿が完全に実現されているかという点、そこまではたどり着いていない状況である。その原因としては、以下の要因が考えられる。

- 町の各種計画において「中心市街地の活性化」を掲げてきたものの、「中心市街地」の定義や位置づけを明確にしないままに取組を進めようとしてきたこと。
⇒益城町の歴史的経緯や役場等の公共施設の配置から考えると、木山交差点周辺が町の中心であったが、次第に町の人口中心が西側に移るにつれて、その中心性も曖昧になってきていた。
⇒本来であれば、中心市街地の定義を改めて行いながら、思い切った集中投資を行うべきところ、定義が曖昧なままであったために、それが困難な状況が生まれてしまっていた。
- 古くからの中心部である木山地区については、具体的な更新計画を商工会、町、JA 等と共同で策定したものの、特に大きな土地利用の変更を要する事業の実現が困難であったこと。
⇒人口増加に伴い、非常に密集した市街地部となっていたため、中心市街地活性化に大きなインパクトを与える事業の実施を計画しても、そのための土地を準備することが困難であった。
⇒結果として、用途地域の見直しや地区計画の策定など、土地利用の方針を見直す機会にあっても、従来の土地利用（住宅系土地利用）に沿いながらの見直しにならざるを得なかった。
- 生活店舗誘致や公共施設整備など、中心市街地の活性化や利便性向上に向けての施設導入を行ってきたものの、それぞれが個別の施設計画となっており、連動する計画となっていなかったこと。
⇒益城町情報交流センター等の公共施設整備や比較的大型のスーパーマーケット・飲食店の立地があったものの、それぞれの施設への来訪客を中心市街地内の他の施設に「ついでに」誘導することが少なく、施設単体の来客となってしまう状況であった。

上記の点も踏まえつつ、平成 28 年熊本地震の後、甚大な被害を受けた中心市街地の復旧・復興と併せて、中心市街地活性化に向けて町では下記のような取組を進めている。

- 復興計画及び第 6 次総合計画において、中心市街地部の 2 つの拠点（都市拠点（木山交差点周辺）、地域拠点（惣領交差点周辺））とそれをつなぐ路線（県道熊本高森線）の位置づけを明確化。
- 都市拠点における復興土地区画整理事業の推進、及び、それを基盤とした面的なにぎわいづくりの方向性の整理（「都市拠点におけるにぎわいづくりビジョン」の作成）
- 県道熊本高森線拡幅事業の推進、及び、沿線における線的なまちづくりについての検討
- 中心市街地活性化の中心的な役割を担うまちづくり会社の設立
- 住民・民間団体主体のにぎわいづくり活動への支援

（２）上位・関連計画における中心市街地の位置付け

上位計画、関連計画、関連事業等において、中心市街地は下記のように位置付けられている。

- 都市拠点である木山町交差点周辺では、町の中心として商業・サービス機能の集積を図り、「まちの商店街」、「オープンスペース」、「物産館等」、「交通広場」、「横町線」の整備を検討する。
- 地域拠点である惣領交差点周辺では、都市拠点を補完する機能として生活利便性を向上させるための多様なサービスが提供できるように用途地域の見直し等により誘導を図る。
- 両拠点間を結ぶ都市計画道路益城中央線沿道では、歩きたくなる歩行空間や広い歩道を活かしたにぎわいの創出、沿道地域での活性化に向けた取組を促進する。

以下、関係する各計画における中心市街地の位置付けを、各計画を抜粋しながら整理する。

①益城町復興計画（2016年12月策定）における位置付け

復興計画（及び総合計画）において、中心市街地内の木山町交差点周辺及び惣領交差点周辺は、それぞれ、「都市拠点」及び「地域拠点」と位置づけられている。そのうち、都市拠点は「行政・商業・サービス交通結節点などの機能を集積する拠点」、地域拠点は「都市拠点を補完し、多様なサービスが提供できる」拠点として具体的に位置付けられている。また、両拠点間は、都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）で結ばれており、その沿道は、「商業・医療・サービス等のエリアとし、都市機能の集積を図る」とされている。

（益城町復興計画（中心市街地の位置付けが記載されている箇所を抜粋））

第3章 益城町が目指す復興将来像

【都市の構造】

広安・木山地域においては、幹線道路ネットワークを強化しつつ、既存の土地利用に配慮した「都市拠点」、「地域拠点」、「新都市拠点」、「文化レクリエーションの拠点」の整備を進めていきます。

【土地利用の構想】

（１）広安・木山地域

広安・木山地域においては、県道熊本高森線を本町の中心軸として位置づけて、拡幅を目指します。また、都市・住宅基盤の再生・再構築や新たな整備による質の高いまちの拠点づくりを進めながら、以下のような土地利用を進めていきます。

- ・県道熊本高森線の沿道については、商業・医療・サービス等のエリアとし、都市機能の集積を図ります。
- ・県道熊本高森線より南側の地域については、狭あい道路や内水氾濫の解消等を図りながら、安全で潤いある住宅エリアとします。
- ・県道熊本高森線より北側の地域については、狭あい道路の解消等を図りながら、現地再建を進めていく住宅エリアとします。

第4章 復興に向けたシンボルプロジェクト

4.3 益城ブランド復興プロジェクト

5) 本町訪問客等の受入

- ・物産館の整備
- ・賑わいのある商店街の整備

第5章 復興に向けた分野別取組

5.4 新たな都市基盤の整備

c) 都市拠点や地域拠点の整備を進める

c①新たな都市構造に応じた拠点の整備（都市拠点）

- ・住民の生活利便性を向上させるため、幹線道路や土地利用の状況に応じて行政・商業・サービス交通結節点などの機能を有した都市拠点を整備する。

c②新たな都市構造に応じて拠点の整備（地域拠点）

- ・都市拠点を補完し、都市拠点から離れた市街地における生活利便性を向上させるため、多様なサービスが提供できる地域拠点を整備する。

5.5 産業の振興

B) 産業の発展に向けて必要な準備、取組を進める

B⑤商業施設運営体の設立

- ・新たな商業集積施設の設置に向けた運営体の設立を進める。

②第6次益城町総合計画（2018年12月策定）における位置づけ

復興計画の改訂版としての性格を持つ第6次総合計画では、第4章の「4.3 新たな拠点の整備」において、【施策の展開】において都市拠点の整備が掲げられ、土地地区画整理事業の推進により基盤整備を行いながら、集積する商業・サービス機能のあり方を検討すること、地域拠点については都市計画道路益城中央線の整備に伴い、用途地域の見直し等を行うことで、サービス機能の集積を誘導するとしている。また、第5章の「5.3 商業の振興」では、商業集積施設（「まちの商店街」等）の設置及び運営に関する検討を進めるとしている。

（第6次益城町総合計画（中心市街地の位置付けが記載されている箇所を抜粋））

分野別施策 第4章 自然と調和した活力に満ちたまちづくり（新たな都市基盤の整備）

4.3 新たな拠点の整備

【施策の展開】

都市拠点の整備

- ・益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業を推進することで、都市拠点としての基盤整備を行いながら、都市拠点に集積する商業・サービス機能のあり方を継続的に検討していきます。

地域拠点としての機能の誘導

- ・都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）の整備に伴い、周辺の用途地域の見直し等を行うことで、沿道やその周辺に位置するサービス機能の集積を誘導していきます。

【重点プロジェクト】

益城台地土地地区画整理事業及び益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の推進

- ・復興に寄与する住宅や商業・サービス機能を配置しながら、新たな住環境等を整えることで都市機能の誘導を図っていきます。

【戦略的プロジェクト】

都市拠点としての木山地区の再生

- ・益城中央被災市街地復興土地区画整理事業により、町の復興のシンボルとして新たな魅力ある「まち」に生まれ変わるよう、取組を進めていきます。

分野別施策 第 5 章 地域力により創出する活気あるまちづくり（産業の振興）

5.3 商業の振興

【施策の展開】

商業施設の整備及び活性化に向けた取組の推進

- ・商業集積施設（「まちの商店街」等）の設置に関する検討を進めます。また、その商業集積施設の運営についての検討も、民間と連携して行います。

【重点プロジェクト】

「まちの商店街」の整備及び活性化に向けた取組の推進

- ・益城中央被災市街地復興土地区画整理事業地内における「まちの商店街」の整備および運営体制の確立に関して、関係機関と連携しながら推進していきます。

③益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）（2018 年 12 月）における位置づけ

総合戦略（改訂版）では、政策目標 1 の基本施策 3 において、都市計画道路益城中央線の整備等にあたり歩行空間の創出に積極的に取り組み、歩く人を中心地の商店街に呼び込むことでまちのにぎわい創出と、住民と店舗等とのコミュニティの構築を図るとしている。また、政策目標 4 の基本政策 3 では拡幅となる都市計画道路益城中央線を活かし、沿線におけるにぎわい創出や周辺地域での活性化に向けた取組を促進すること、木山町商店街のにぎわい創出を図るとしている。

（益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（中心市街地の位置付けが記載されている箇所を抜粋））

政策目標 1 時代にあった環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

基本施策 3 健康で安心して暮らすことが出来るにぎわいのまちづくりの推進
（あるくプロジェクト）

②「あるく」を通じたにぎわいづくり

- ・都市計画道路益城中央線の整備（県道熊本高森線の四車線化）、土地区画整理事業、街路事業等の推進にあたっては、「歩いて健康になるまちづくり」「歩いて楽しいまちづくり」につながる歩行空間の創出に積極的に取り組みます。
- ・また、歩く人を中心地の商店街に呼び込むことで、まちのにぎわいを創出し、併せて住民と店舗等とのコミュニティの構築も図ります。

政策目標 4 若い世代を中心に多世代に安定した雇用を創出する

基本施策 3 にぎわいづくりと中心商店街の復興

①都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）を活かしたにぎわいの創出

- ・拡幅となる都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）の特性（広い歩道等）を活かした県道沿線におけるにぎわいの創出や、県道拡幅による影響を活用した周辺地域での活性化に向けた取組を促進しま

す。

②木山商店街のにぎわいの創出

- ・益城中央被災市街地復興土地区画整理事業と連携した、ハード・ソフト両面からの中心地の活性化（都市拠点としての活性化）を図ります。

④都市拠点におけるにぎわいづくりビジョン（2018年12月）における位置づけ

にぎわいづくりビジョンでは、木山まちの魅力を「ヒト・モノ・コトの集積」という非日常と、「穏やかな暮らし」という日常とが混在することと捉え、①益城町らしい「非日常的な楽しさ」を求めて、“木山まち”の内外から人が集まる場（「まちの商店街」、「オープンスペース」）、②益城町の未来に向けた交流・想像・発信の場（「物産館等」）、③“木山まち”の内と外とをつなげる場（「交通広場」）、④“木山まち”のくらしと、にぎわいの原形を今に伝える場（「横町線」）の整備を図るとしている。

（都市拠点におけるにぎわいづくりビジョン（中心市街地の位置付けが記載されている箇所を抜粋））

計画の位置付け

- ・復興計画等において都市拠点として位置付けられている木山地区、特に木山交差点周辺を対象とした計画であり、木山まちの将来イメージの基礎を作ることを目的としている。

内容

- ・木山まちは役場や商業、交通などが集中する「町の中心」として認識されてきた場所であり、町全体が復興を成し遂げ、さらに魅力とにぎわいのある町へと発展していくためには、町の中心である木山まちが元通りになり、さらに元気になっていく必要がある。
- ・木山まちの魅力を「ヒト・モノ・コトの集積」という非日常と、「穏やかな暮らし」という日常とが混在することと捉え、次の4点から持続可能なにぎわいの実現を目指す。
 - ①益城町らしい「非日常的な楽しさ」を求めて、“木山まち”の内外から人が集まる場（「まちの商店街」、「オープンスペース」）
 - ②益城町の未来に向けた交流・想像・発信の場（「物産館等」）
 - ③“木山まち”の内と外とをつなげる場（「交通広場」）
 - ④“木山まち”のくらしと、にぎわいの原形を今に伝える場（「横町線」）

⑤都市計画マスタープランにおける位置付け（抜粋）

1. 全体構想：部門別方針

【都市づくりの目標】

（3）中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進

都市拠点となる中心市街地においては、若い世代の働き場所の確保や定住促進を図るため、都市機能の集積や商業の活性化による賑わいの創出を図ります。また、新産業拠点等において、産業の集積や新たな企業の誘致、立地等による産業振興の促進を図ります。

2. 土地利用の方針

2-2 土地利用の方針

(1) 拠点形成の方針

① 町民生活拠点

<都市拠点>

- ・都市拠点は、すべての町民が定期的に利用する高次都市機能を有し、様々な都市機能を備えた町を代表する唯一の拠点として設定します。
- ・都市拠点としては、町の中心となる木山地区を位置付け、復興区画整理によって再生した市街地を中心に、様々な都市機能の集約・充実を図り、商業や業務施設が集積する賑わいのある都市空間の創出を図る等、中心市街地に相応しい拠点形成を進めます。

<地域拠点>

- ・地域拠点は、周辺の地域住民が日常的に利用する拠点であり、地域の人口規模に応じた教育・文化・医療・福祉・生活利便等の複合的な都市機能を備えた拠点として設定し、都市拠点を補完する役割とします。
- ・地域拠点としては、市街化区域西側の人口密度の高い広安地域の惣領地区に位置付け、日常的なサービス機能を有する施設の集積・維持に努め、木山地区と一体となった賑わいのある中心市街地の形成を進めます。

② 政策拠点

<中心市街地商業業務地区>

- ・益城町では、木山から惣領までの県道熊本高森線沿線に商店街が形成され、益城の中心的な商業地として町民に認知されてきました。今後は、木山都市拠点及び惣領地域拠点の形成と合わせて、県道熊本高森線の4車線化による沿道の土地利用の増進が期待されることから、木山から惣領までのエリアを中心市街地商業業務地区として位置づけ、様々な都市機能の集積と賑わいの創出に向けた施策展開を図ります。

3. 市街地整備の方針

3-2 市街地整備の方針

(3) 中心市街地の活性化

- ・木山都市拠点から惣領地域拠点にかけての中心市街地を中心に、広崎地区も視野に入れ、復興区画整理によって再生される市街地への様々な都市機能の集積・誘導を進めることで、多くの人々が交流する賑わいのある都市空間の形成を図ります。

地区別構想

3. 地区別構想

3-1 木山地区

(3) 地区の主要課題

- ・町の中心的役割を担う都市拠点として、賑わい回復や都市機能の充実などの中心市街地活性化に向けた取組が求められます。

3-1-3 木山地区の地区づくりの方針

「人が交流し絆を育む 歩いて暮らせる にぎわいのある安全安心な街」の将来像（案）のもと、土地利用、市街地整備の方針として、以下のように示されている。

【土地利用の方針】

- ・木山都市拠点においては、復興区画整理の早期実現による良好な市街地の再生を図り、すべての町民が定期的に利用する都市機能の集約を進めます。また、公共サービス利用の向上や賑わいの創出を図るため、町の中心となる新庁舎の整備を進めます。
- ・県道熊本高森線沿道では、都市間連携軸に相応しい沿道サービス機能の利用促進を図り、主要なバス停周辺への都市機能の誘導に努めます。

【市街地整備の方針】

- ・木山都市拠点から惣領地域拠点にかけては、本町の中心市街地として様々な活性化施策を展開し、賑わいの回復を図ります。
- ・木山都市拠点で進められている復興区画整理の早期実現により、良好な市街地形成を図ります。

3-2 広安地区

(3) 地区の主要課題

- ・中心市街地の一部を担う地域拠点として、賑わい回復や都市機能の充実などの中心市街地活性化に向けた取組が求められます。

3-1-3 広安地区の地区づくりの方針

「地域コミュニティが盛んで楽しく明るく暮らせる 居住性に優れた住み心地の良い街」の将来像（案）のもと、土地利用、市街地整備の方針として、以下のように示されている。

【土地利用の方針】

- ・惣領地域拠点は、地域住民の生活利便性を確保するため、都市拠点を補完する地域拠点に相応しい都市機能の集約を進めるとともに、質の高い生活環境の形成を図ります。

【市街地整備の方針】

- ・木山都市拠点から惣領地域拠点にかけては、本町の中心市街地として様々な活性化施策を展開し、賑わいの回復を図ります。

[5]地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 地域住民等ニーズ調査

①調査概要

(調査の目的)

- 町民の中心市街地への来訪頻度や目的、中心市街地に対する要望・意見を把握し、今後の活性化への取り組みの参考とすることを目的に実施した。

(調査対象)

- 15 歳以上の益城町民から無作為抽出により約 3,000 人を抽出。

(調査期間)

- 令和元年 8 月 23 日 (金) ～令和元年 9 月 1 日 (日)

(調査手法)

- 郵送による調査

(配布・回収状況)

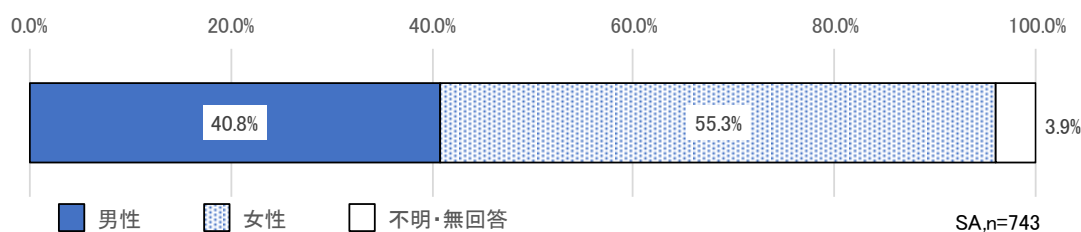
配布数	不達分	回収数	回収率
3,000	57	743	25.2%

②調査結果

i) 回答者属性

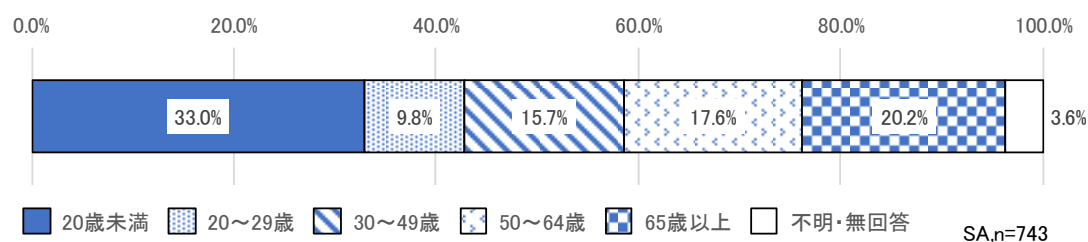
(a) 性別

「男性」が 40.8%、「女性」が 55.3%となっており、女性の割合が若干高い。



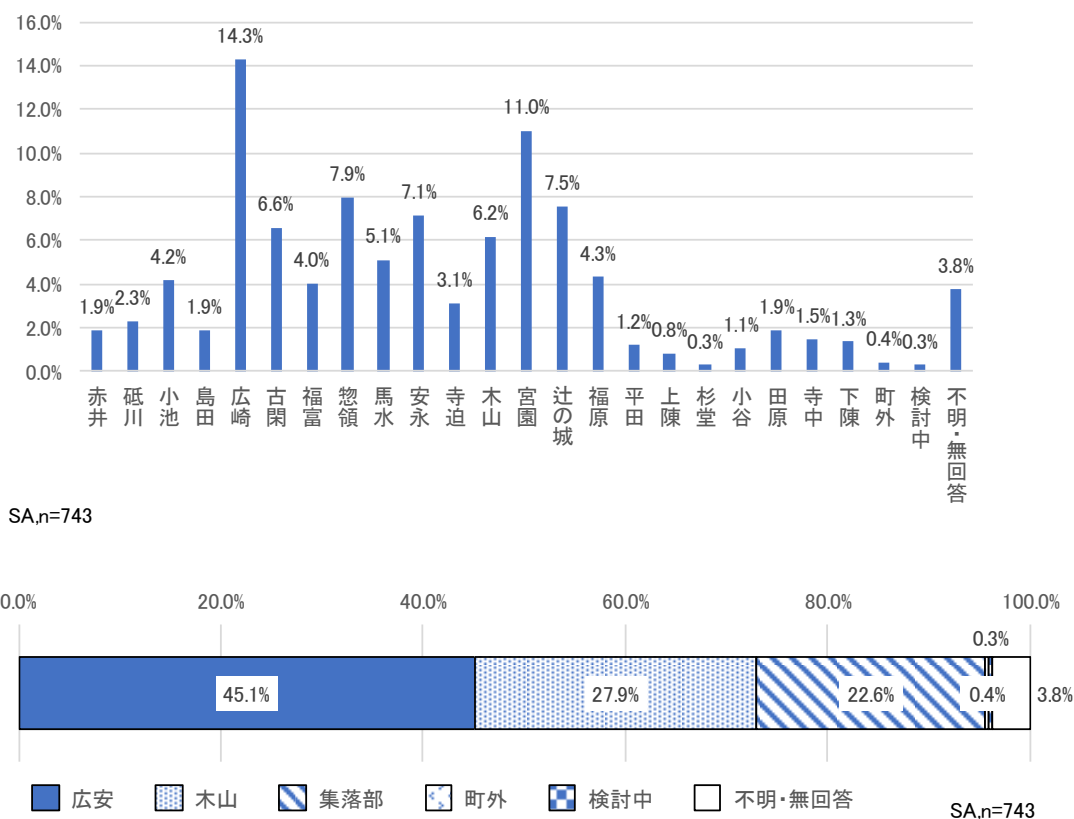
(b) 年齢

「20 歳未満」の割合が最も高く 33.0%、次いで「65 歳以上」が 20.2%、「50～64 歳」が 17.6%である。「20～29 歳」の回答数が他と比べると低い。



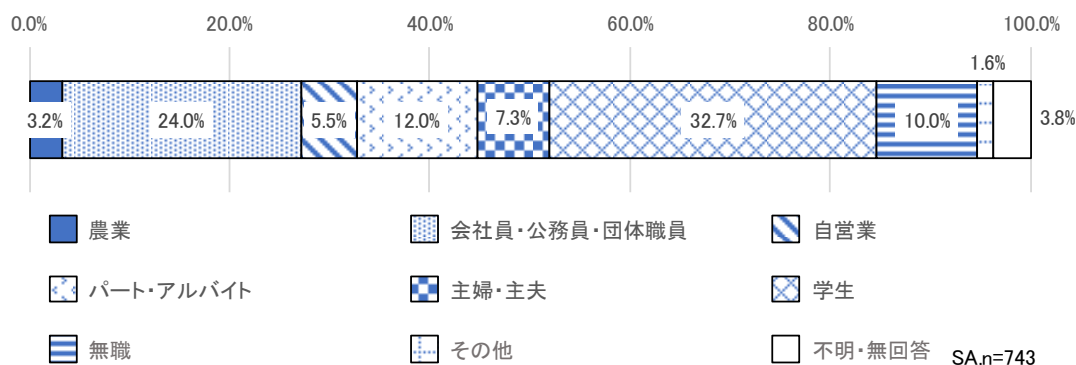
(c) 居住地

「広島」の割合が最も高く 14.3%、次いで「宮園」が 11.0%、「惣領」が 7.9%となっている。また、市街地と集落部とでみると、「広安」の割合が最も高く 45.1%、次いで「木山」が 27.9%、「集落部」が 22.6%となっている。



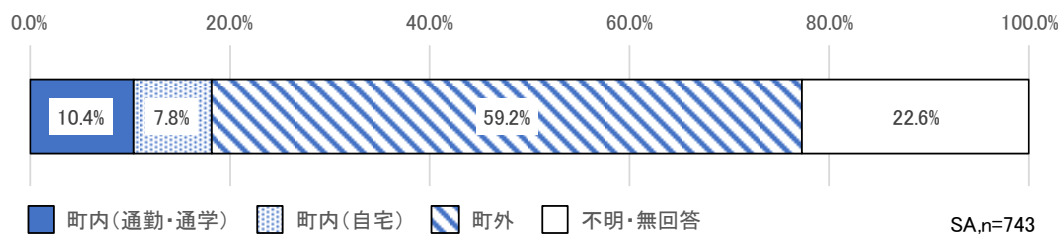
(d) 職業

「学生」の割合が最も高く 32.7%、次いで「会社員・公務員・団体職員」が 24.0%、「パート・アルバイト」が 12.0%となっている。

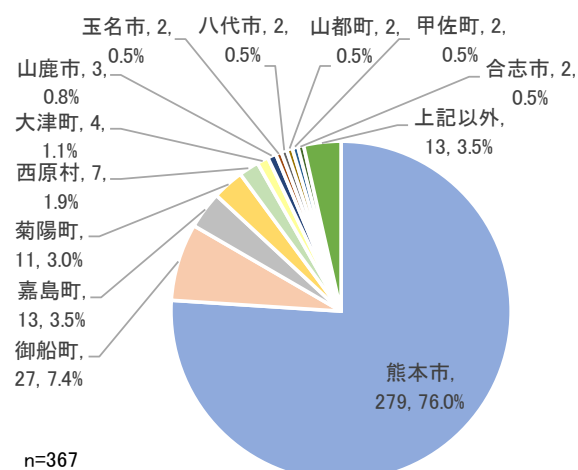


(e) 通勤・通学先

「町外」の割合が最も高く 59.2%、次いで「町内（通勤・通学）」が 10.4%、「町内（自宅）」が 7.8%となっている。なお、「町外」の内訳をみると、「熊本市」の割合が最も高く 76.0%、次いで「御船町」が 7.4%、「嘉島町」が 3.5%となっている。



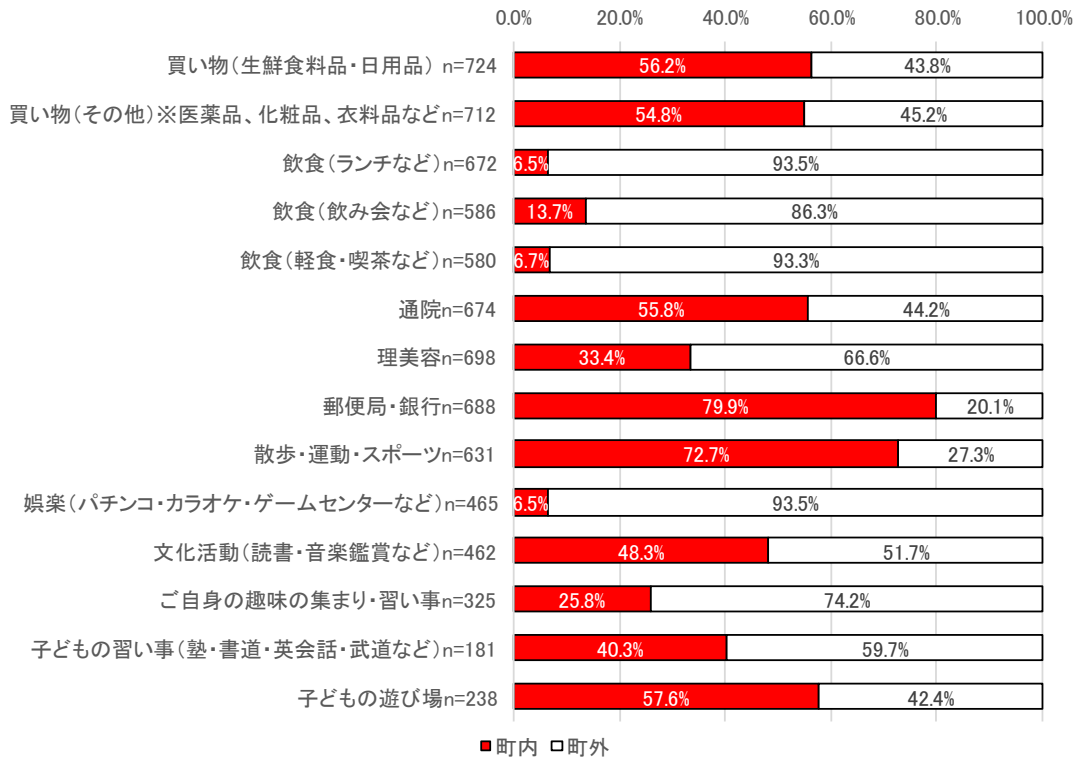
(「町外」の内訳)



ii) 普段の生活行動について

(a) 普段、買物・飲食・娯楽などそれぞれの目的別に、最もよく使う場所

普段の買物や飲食、娯楽などについて町内と町外のどちらが主なのかをみると、「買物」や「通院」、「郵便局・銀行」、「散歩・運動・スポーツ」、「子どもの遊び場」については、町内の割合が半数以上を占めたが、特に「飲食」や「娯楽」は、町外の割合が8割以上を占めた。



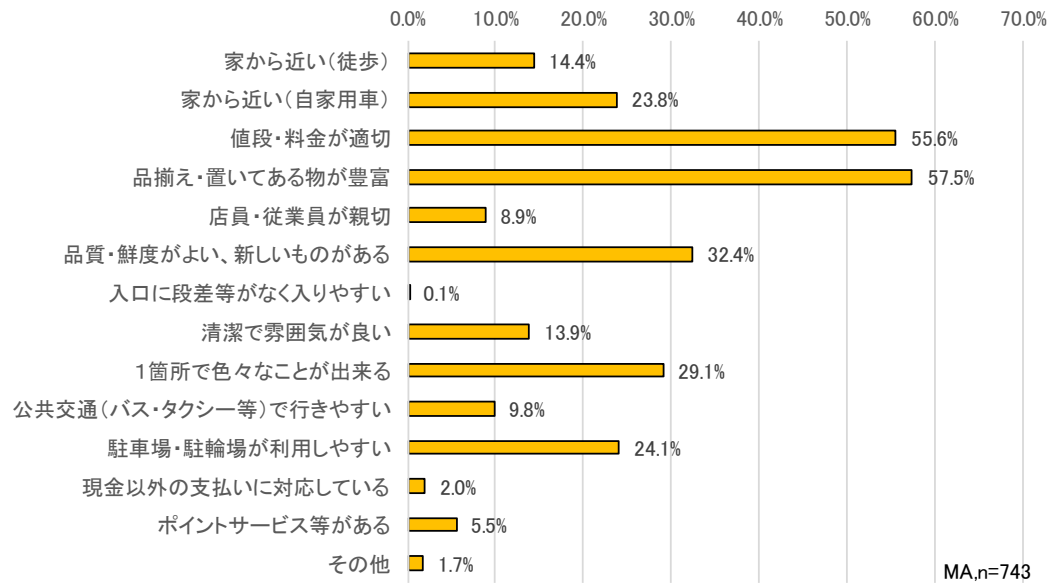
(b) お店や施設を選ぶ際に重要と考えていること

重要視していることとしては、「品揃え・置いてある物が豊富」の割合が最も高く 57.5%、次いで「値段・料金が適切」が 55.6%であり、これら 2 つは、他の項目と比べて 20 ポイント以上高い。「品質・鮮度がよい、新しいものがある」が 32.4%で続く。

性別では、男性は「品揃え・置いてある物が豊富」が全体と比べて 5 ポイント以上低い。

年齢別では、「20 歳未満」は「公共交通（バス・タクシー等で行きやすい）」、「20～29 歳」では「値段・料金が適切」、「50～64 歳」では「品質・鮮度がよい、新しいものがある」、「65 歳以上」では「家から近い（徒歩）、（自家用車）」、「品質・鮮度がよい、新しいものがある」が全体と比べて 10 ポイント以上高い。なお、「20～29 歳」と 50 歳以上で「駐車場・駐輪場が利用しやすい」が全体と比べて 10 ポイント以上高い。

世代によって重要視することにズレがある。若い世代は「料金」や「品揃え」、「公共交通」を重視し、年代が高くなると「家からの近さ」や「品質・新鮮さ」を重視している。「駐車場・駐輪場の利用のしやすさ」は幅広い世代で重視している。

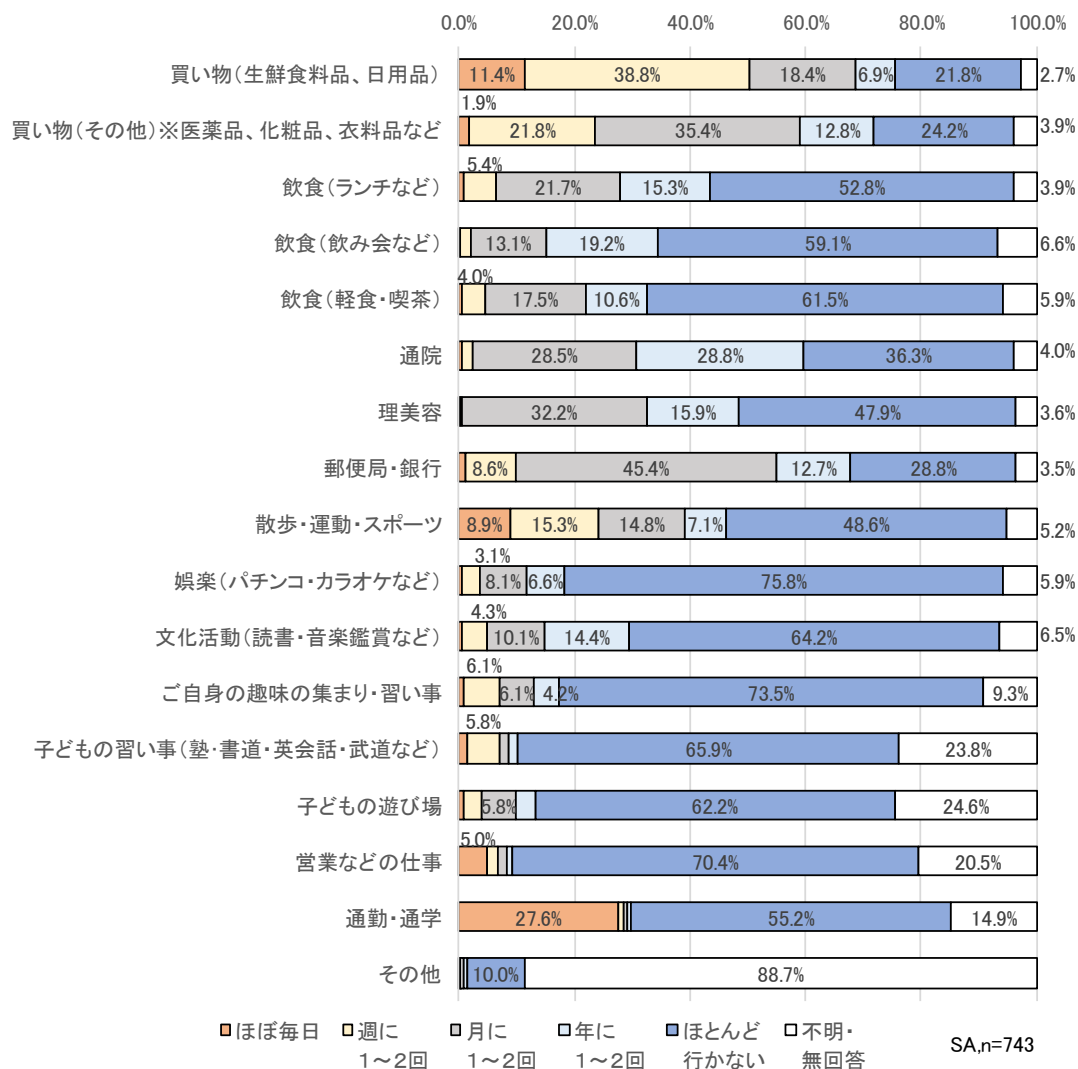


	総計 (n=743)	男性 (n=303)	女性 (n=411)	20歳未満 (n=245)	20～29歳 (n=73)	30～49歳 (n=117)	50～64歳 (n=131)	65歳以上 (n=150)
家から近い(徒歩)	14.4%	16.8%	12.7%	17.6%	1.4%	12.0%	6.1%	26.0%
家から近い(自家用車)	23.8%	26.4%	22.4%	14.7%	19.2%	29.1%	28.2%	34.0%
値段・料金が適切	55.5%	56.4%	55.5%	62.4%	65.8%	58.1%	52.7%	42.0%
品揃え・置いてある物が豊富	57.3%	54.8%	58.6%	63.7%	58.9%	58.1%	58.0%	44.0%
店員・従業員が親切	8.7%	10.9%	7.5%	8.6%	17.8%	10.3%	9.2%	4.7%
品質・鮮度がよい、新しいものがある	32.3%	26.1%	35.3%	14.7%	20.5%	38.5%	45.8%	46.7%
入口に段差等がなく入りやすい	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
清潔で雰囲気が良い	13.9%	10.2%	16.5%	18.8%	19.2%	13.7%	11.5%	6.0%
1箇所で色々なことが出来る	29.1%	26.4%	30.9%	31.8%	31.5%	26.5%	19.1%	32.7%
公共交通(バス・タクシー等)で行きやすい	9.8%	6.3%	12.7%	22.9%	4.1%	1.7%	3.8%	3.3%
駐車場・駐輪場が利用しやすい	24.1%	23.8%	25.5%	6.5%	37.0%	28.2%	35.9%	36.0%
現金以外の支払いに対応している	2.0%	2.3%	1.7%	0.8%	5.5%	1.7%	3.8%	0.7%
ポイントサービス等がある	5.5%	3.6%	7.1%	2.0%	6.8%	8.5%	9.2%	5.3%
その他	1.7%	1.7%	1.7%	2.9%	1.4%	1.7%	0.8%	0.7%

iii) 中心市街地への来訪目的・頻度について

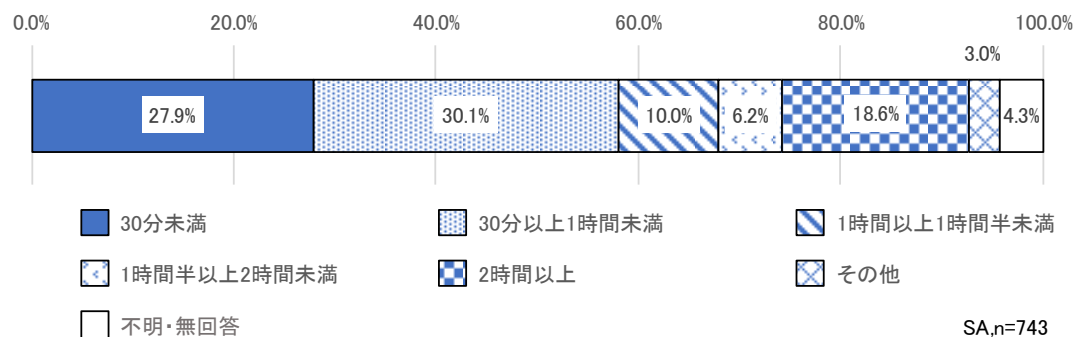
(a) 中心市街地への来訪目的別の頻度

「買い物」や「通院」、「郵便局・銀行」を目的とした中心市街地への来訪頻度は高いが、その他の目的では中心市街地にはあまり訪れないという状況となっている。



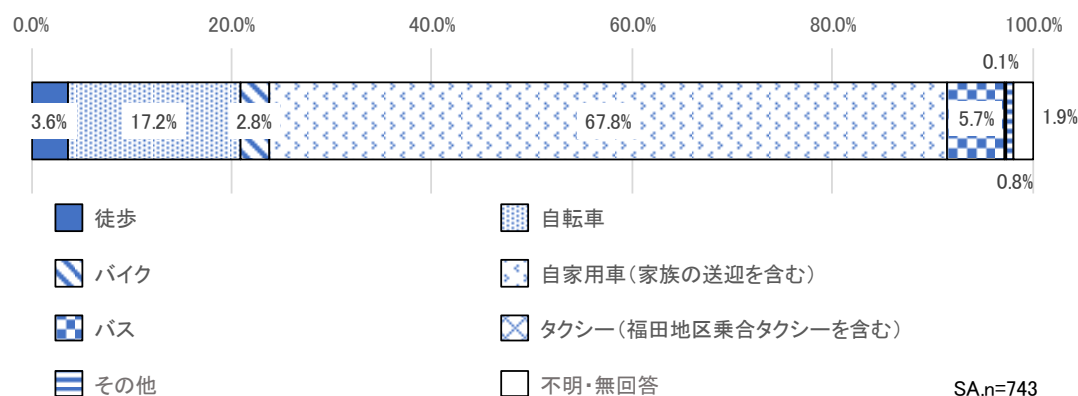
(b) 中心市街地での滞在時間

中心市街地での滞在時間については、「30 分以上 1 時間未満」の割合が最も高く 30.1%、次いで「30 分未満」が 27.9%、「2 時間以上」が 18.6%となっており、1 時間未満で約 6 割、1 時間半未満で約 7 割を占める状況となっている。



(c) 中心市街地を訪れる際の代表的な交通手段

中心市街地を訪れる際の交通手段としては、「自家用車（家族の送迎を含む）」の割合が最も高く 67.8%、次いで「自転車」が 17.2%、「バス」が 5.7%となっている。

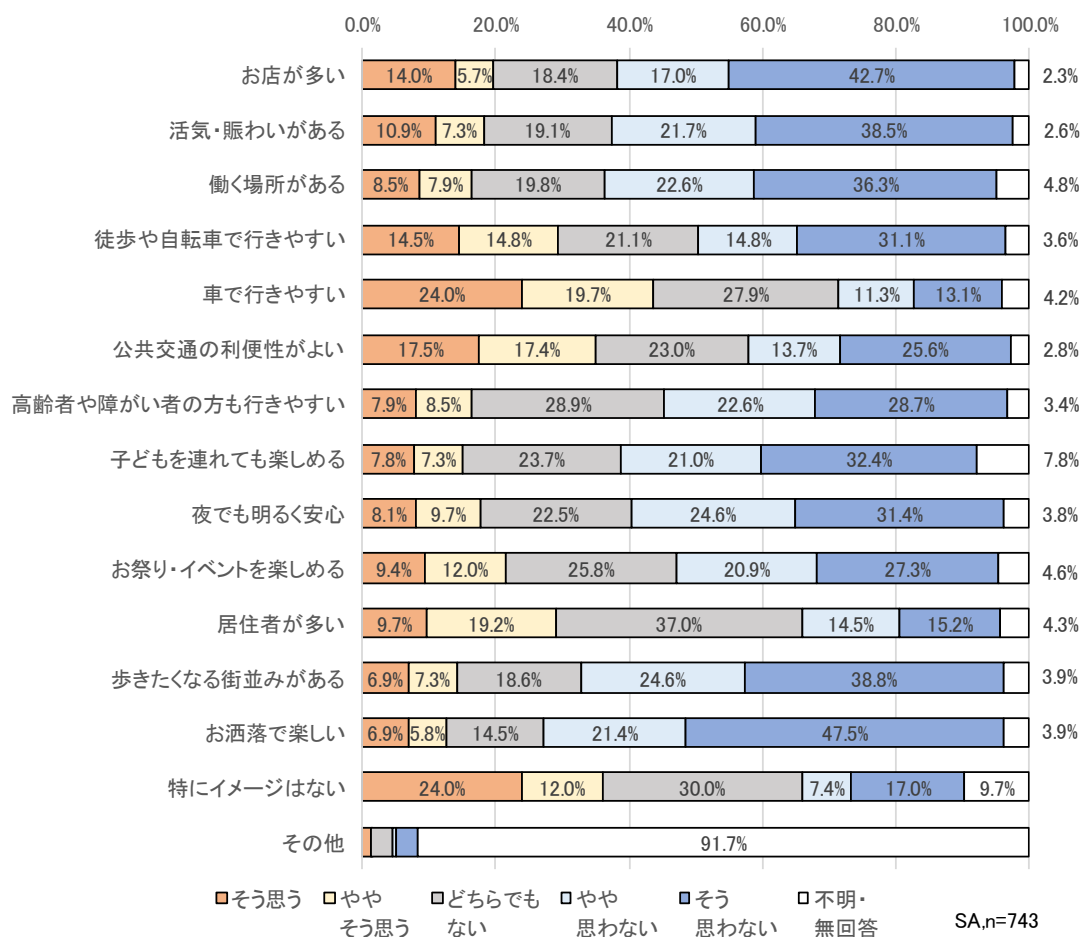


iv) 中心市街地活性化の取組について

(a) 中心市街地の現状について

「そう思う」という回答が最も多いのは「車で行きやすい」で 43.7%、次いで「特にイメージはない」が 36.0%、「公共交通の利便性がよい」が 34.9%となっている。

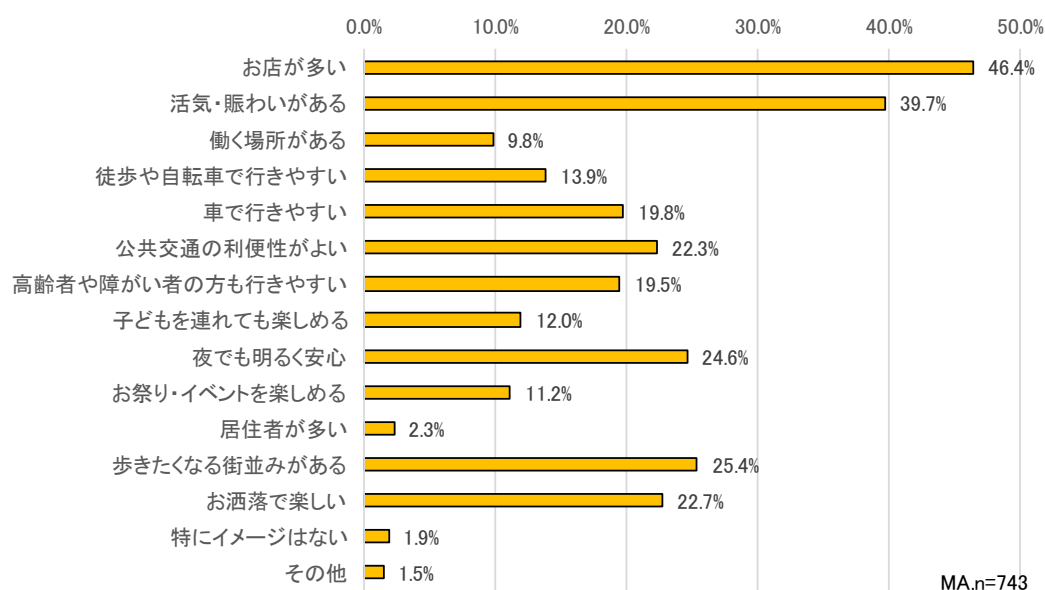
「そうは思わない」の回答が最も多いのは、「お洒落で楽しい」で 68.9%、次いで「歩きたくなる街並みがある」が 63.4%、「働く場所がある」で 58.9%となっている。



(b) 中心市街地の今後の希望

「お店が多い」の割合が最も高く46.4%、次いで「活気・賑わいがある」が39.7%、「歩きたくなる街並みがある」が25.4%となっている。

性別では、女性は「お洒落で楽しい」の割合が28.0%と全体と比べて5ポイント以上高いという特徴がある。また、年齢別では、20歳未満では「夜でも明るく安心」の割合が35.5%、「20～29歳」と「30～49歳」では「子どもを連れて楽しめる」の割合がそれぞれ24.7%、24.8%、「50～64歳」では「活気・賑わいがある」の割合が50.4%と全体と比べて10ポイント以上高い。また、「65歳以上」では「高齢者や障がい者の方も行きやすい」が27.3%と全体と比べて5ポイント以上高くなっている。



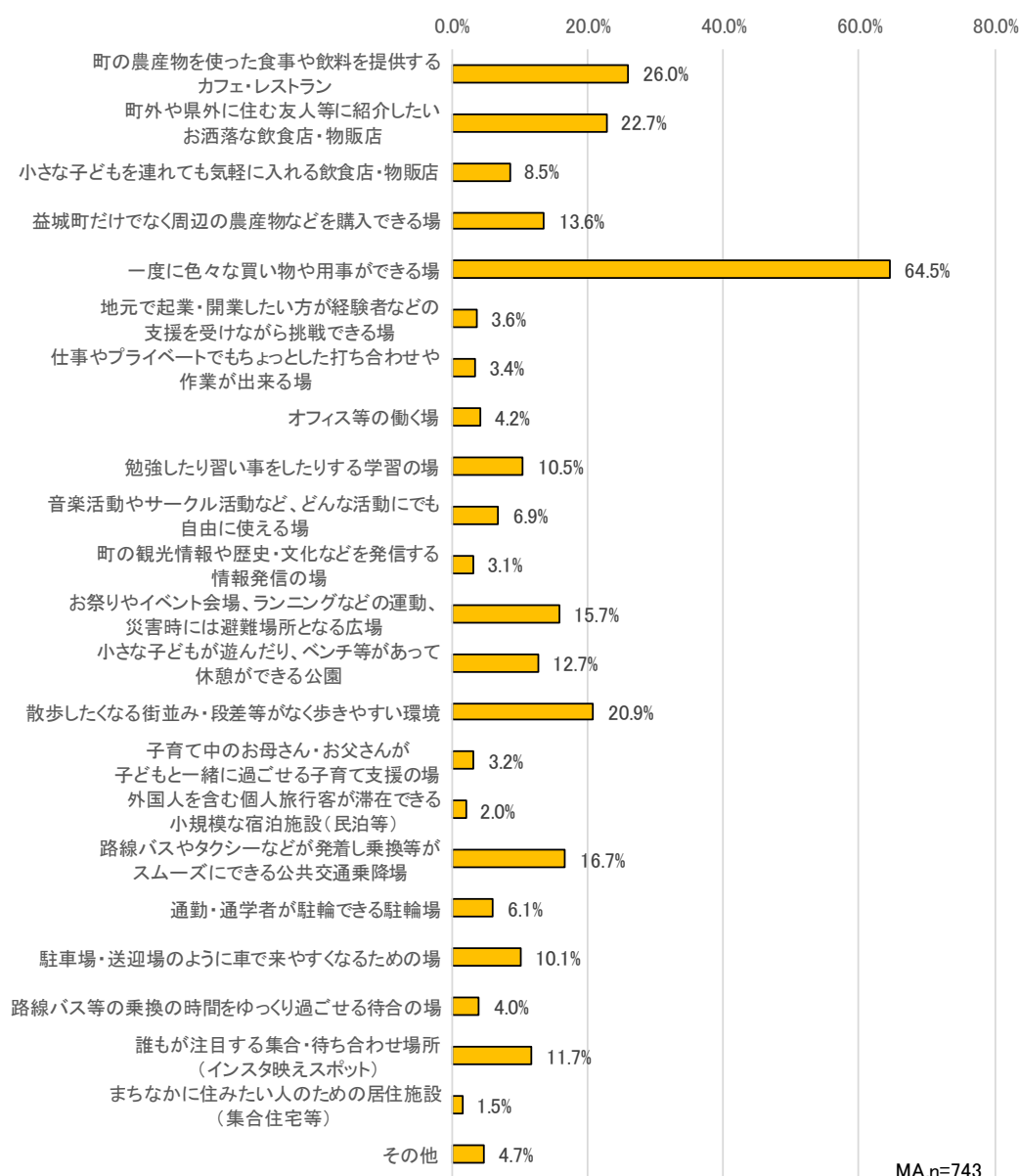
	総計 (n=743)	男性 (n=303)	女性 (n=411)	20歳未満 (n=245)	20～29歳 (n=73)	30～49歳 (n=117)	50～64歳 (n=131)	65歳以上 (n=150)
お店が多い	46.4%	47.9%	45.5%	54.7%	47.9%	48.7%	42.0%	36.0%
活気・賑わいがある	39.7%	41.9%	38.9%	31.0%	39.7%	41.0%	50.4%	47.3%
働く場所がある	9.8%	10.2%	9.7%	11.4%	12.3%	6.8%	11.5%	7.3%
徒歩や自転車で行きやすい	13.9%	15.2%	12.9%	14.7%	8.2%	12.8%	13.7%	16.0%
車で行きやすい	19.8%	22.4%	18.0%	10.6%	19.2%	29.1%	29.0%	22.0%
公共交通の利便性がよい	22.3%	20.5%	23.1%	29.4%	19.2%	17.1%	20.6%	16.7%
高齢者や障がい者の方も行きやすい	19.5%	20.5%	18.5%	14.3%	19.2%	14.5%	25.2%	27.3%
子どもを連れて楽しめる	12.0%	12.5%	11.7%	8.6%	24.7%	24.8%	8.4%	4.7%
夜でも明るく安心	24.6%	19.1%	29.2%	35.5%	26.0%	20.5%	20.6%	14.0%
お祭り・イベントを楽しめる	11.2%	12.2%	10.2%	18.8%	15.1%	6.8%	6.1%	4.0%
居住者が多い	2.3%	3.0%	1.9%	1.2%	1.4%	1.7%	3.8%	4.0%
歩きたくなる街並みがある	25.4%	24.1%	26.5%	19.6%	26.0%	24.8%	26.0%	36.0%
お洒落で楽しい	22.7%	14.5%	28.0%	32.2%	27.4%	21.4%	16.0%	9.3%
特にイメージはない	1.9%	3.0%	1.0%	1.2%	1.4%	2.6%	3.1%	2.0%
その他	1.5%	1.7%	1.5%	0.8%	1.4%	5.1%	0.0%	1.3%

(c) 中心市街地活性化に向けて必要な機能・場所

「一度に色々な買い物や用事ができる場」の割合が最も高く 64.5%であり、他の項目と比べて突出している。次いで、「町の農産物を使った食事や飲料を提供するカフェ・レストラン」が 26.0%、「町外や県外に住む友人等に紹介したいお洒落な飲食店・物販店」が 22.7%となっている。

また、年齢別では、「20 歳未満」は「誰もが注目する集合・待ち合わせ場所」が 22.9%、「20～29 歳」は「小さな子どもを連れて気軽に入れる飲食店・物販店」が 21.9%、「65 歳以上」は「益城町だけでなく周辺の農産物などを購入できる場」が 24.7%と、いずれも全体と比べて 10 ポイント以上高くなっている。

なお、「飲食店・物販店」の具体例としては、カフェやレストラン、パン屋、本屋などが多く挙げられている。また、「農作物を購入できる場」の具体例としては、物産館（道の駅）が多く挙げられている。

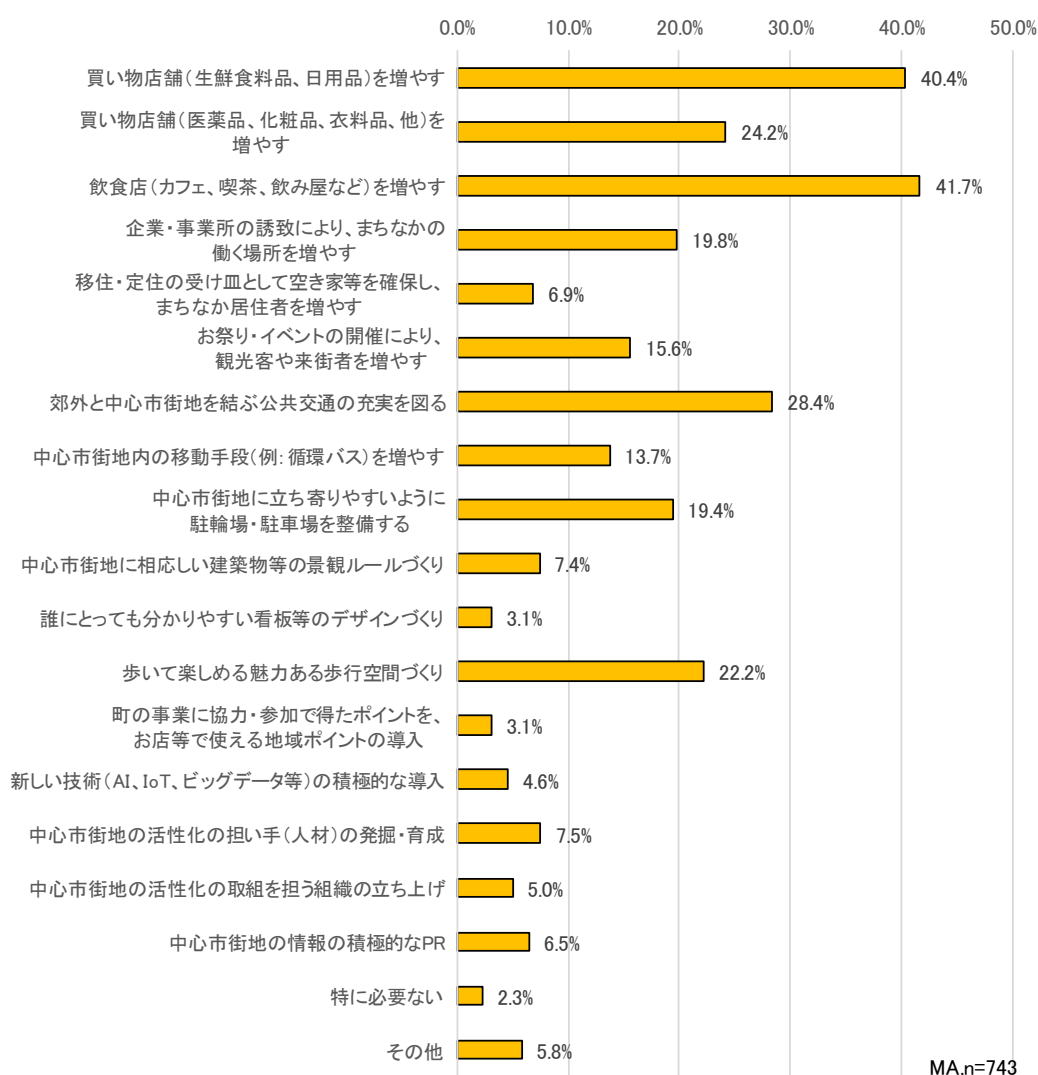


	総計 (n=743)	男性 (n=303)	女性 (n=411)	20歳未満 (n=245)	20～29歳 (n=73)	30～49歳 (n=117)	50～64歳 (n=131)	65歳以上 (n=150)
町の農産物を使った食事や飲料を提供する カフェ・レストラン	26.0%	24.4%	28.0%	23.3%	20.5%	23.9%	32.8%	30.7%
町外や県外に住む友人等に紹介したい お洒落な飲食店・物販店	22.5%	20.5%	23.8%	26.1%	21.9%	25.6%	22.1%	14.0%
小さな子どもを連れてでも気軽に入れる飲食 店・物販店	8.3%	8.3%	8.5%	4.5%	21.9%	17.1%	3.8%	5.3%
益城町だけでなく周辺の農産物などを購入で きる場	13.3%	12.5%	13.6%	3.7%	4.1%	18.8%	18.3%	24.7%
一度に色々な買い物や用事ができる場	64.5%	62.4%	65.5%	61.6%	67.1%	62.4%	67.9%	64.7%
地元で起業・開業したい方が経験者などの 支援を受けながら挑戦できる場	3.6%	5.0%	2.7%	2.9%	6.8%	2.6%	4.6%	4.0%
仕事やプライベートでもちょっとした打ち合わ せや作業が出来る場	3.4%	5.0%	2.4%	3.3%	5.5%	4.3%	1.5%	4.0%
オフィス等の働く場	4.2%	4.3%	3.9%	2.9%	4.1%	9.4%	5.3%	1.3%
勉強したり習い事をしたりする学習の場	10.5%	7.3%	12.9%	16.7%	5.5%	12.8%	4.6%	6.7%
音楽活動やサークル活動など、どんな活動に でも自由に使える場	6.9%	6.6%	7.3%	8.6%	5.5%	3.4%	5.3%	10.0%
町の観光情報や歴史・文化などを発信する 情報発信の場	3.1%	5.0%	1.7%	1.2%	1.4%	0.0%	8.4%	4.7%
お祭りやイベント会場、ランニングなどの運 動、災害時には避難場所となる広場	15.7%	20.1%	13.6%	20.4%	21.9%	12.0%	14.5%	12.0%
小さな子どもが遊んだり、ベンチ等があつて 休憩ができる公園	12.7%	12.5%	13.1%	10.2%	15.1%	23.9%	6.9%	12.0%
散歩したくなる街並み・段差等がなく歩きやす い環境	20.9%	19.1%	22.4%	13.5%	16.4%	23.9%	26.7%	28.0%
子育て中のお母さん・お父さんが 子どもと一緒に過ごせる子育て支援の場	3.2%	4.0%	2.9%	2.9%	5.5%	3.4%	3.8%	2.7%
外国人を含む個人旅行客が滞在できる 小規模な宿泊施設(民泊等)	2.0%	2.0%	1.9%	2.0%	0.0%	1.7%	2.3%	2.7%
路線バスやタクシーなどが発着し乗換等が スムーズにできる公共交通乗降場	16.7%	14.9%	17.5%	18.0%	11.0%	7.7%	15.3%	24.0%
通勤・通学者が駐輪できる駐輪場	6.1%	5.9%	6.6%	11.4%	2.7%	5.1%	4.6%	1.3%
駐車場・送迎場のように車で来やすくなるた めの場	10.1%	10.6%	9.7%	4.5%	16.4%	7.7%	11.5%	16.0%
路線バス等の乗換の時間をゆっくり過ごせる 待合の場	4.0%	3.6%	4.4%	5.3%	2.7%	2.6%	3.1%	4.7%
誰もが注目する集合・待ち合わせ場所 (インスタ映えスポット)	11.7%	10.9%	12.2%	22.9%	13.7%	3.4%	6.1%	4.0%
まちなかに住みたい人のための居住施設 (集合住宅等)	1.5%	2.0%	0.7%	1.2%	1.4%	0.9%	1.5%	1.3%
その他	4.7%	4.0%	4.9%	7.3%	4.1%	7.7%	0.8%	1.3%

(d) 中心市街地活性化に向けて必要な取組

「飲食店（カフェ、喫茶、飲み屋など）を増やす」の割合が最も高く 41.7%、次いで「買い物店舗（生鮮食料品、日用品）を増やす」が40.4%、「郊外と中心市街地を結ぶ公共交通の充実を図る」が28.4%となっている。

性別では、女性は「飲食店（カフェ、喫茶、飲み屋など）を増やす」が 47.0%と全体と比べて 5 ポイント以上高くなっている。また、年齢別では、「20 歳未満」は「飲食店（カフェ、喫茶、飲み屋など）を増やす」が 59.6%、「20～29 歳」は「お祭り・イベントの開催により、観光客や来街者を増やす」が 26.0%、「30～49 歳」と「50～64 歳」は「買い物店舗（生鮮食料品、日用品）を増やす」がそれぞれ 57.3%、51.1%、「65 歳以上」は「中心市街地に立ち寄りやすいように駐輪場・駐車場を整備する」が 30.7%と、いずれも全体と比べて 10 ポイント以上高くなっている。



	総計 (n=743)	男性 (n=303)	女性 (n=411)	20歳未満 (n=245)	20～29歳 (n=73)	30～49歳 (n=117)	50～64歳 (n=131)	65歳以上 (n=150)
買い物店舗(生鮮食料品、日用品)を増やす	40.4%	40.6%	40.9%	24.5%	32.9%	57.3%	51.1%	48.7%
買い物店舗(医薬品、化粧品、衣料品、他)を増やす	24.2%	21.1%	26.5%	29.0%	26.0%	19.7%	23.7%	20.0%
飲食店(カフェ、喫茶、飲み屋など)を増やす	41.7%	35.6%	47.0%	59.6%	49.3%	39.3%	34.4%	18.0%
企業・事業所の誘致により、まちなかの働く場所を増やす	19.8%	23.4%	17.8%	14.3%	23.3%	23.1%	24.4%	21.3%
移住・定住の受け皿として空き家等を確保し、まちなか居住者を増やす	6.9%	7.3%	6.8%	4.1%	9.6%	7.7%	9.2%	8.0%
お祭り・イベントの開催により、観光客や来街者を増やす	15.6%	17.2%	15.1%	22.4%	26.0%	15.4%	6.1%	9.3%
郊外と中心市街地を結ぶ公共交通の充実を図る	28.4%	26.7%	29.0%	29.4%	23.3%	29.1%	24.4%	30.7%
中心市街地内の移動手段(例:循環バス)を増やす	13.7%	11.6%	15.6%	15.9%	11.0%	8.5%	13.7%	16.0%
中心市街地に立ち寄りやすいように駐輪場・駐車場を整備する	19.4%	22.1%	18.5%	11.8%	15.1%	16.2%	29.0%	30.7%
中心市街地に相応しい建築物等の景観ルールづくり	7.4%	7.9%	7.1%	5.3%	6.8%	11.1%	6.1%	10.0%
誰にとっても分かりやすい看板等のデザインづくり	3.1%	2.0%	3.6%	5.3%	2.7%	0.9%	0.8%	4.0%
歩いて楽しめる魅力ある歩行空間づくり	22.2%	18.8%	24.8%	20.8%	24.7%	21.4%	22.1%	26.0%
町の事業に協力・参加で得たポイントを、お店等で使える地域ポイントの導入	3.1%	4.0%	2.7%	2.0%	1.4%	0.9%	4.6%	6.0%
新しい技術(AI、IoT、ビッグデータ等)の積極的な導入	4.6%	6.9%	2.7%	7.8%	4.1%	6.0%	1.5%	0.7%
中心市街地の活性化の担い手(人材)の発掘・育成	7.5%	8.9%	6.1%	3.7%	1.4%	9.4%	9.2%	13.3%
中心市街地の活性化の取組を担う組織の立ち上げ	5.0%	4.0%	5.6%	2.9%	6.8%	4.3%	5.3%	8.0%
中心市街地の情報の積極的なPR	6.5%	6.6%	6.6%	6.9%	12.3%	5.1%	6.1%	4.7%
特に必要ない	2.3%	3.0%	1.7%	2.9%	1.4%	0.0%	3.1%	2.7%
その他	5.8%	6.6%	4.6%	6.5%	4.1%	9.4%	3.1%	4.0%

v) 益城町の魅力

(a) 益城町で自慢したい“モノ”、“コト”、“場所”

益城町で自慢したい“モノ”、“コト”、“場所”を聞いたところ、「夏祭り（花火）」との意見が最も多く 184 件、次いで「農作物」が 85 件、「特になし」が 52 件となった。

小見出し	意見数	割合	小見出し	意見数	割合
夏祭り(花火)	184	25.3%	住みやすさ	8	1.1%
農作物	85	11.7%	人の温かさ・優しさ	7	1.0%
特になし	52	7.1%	食べ物	6	0.8%
公共施設	40	5.5%	お店	5	0.7%
その他	32	4.4%	彼岸花街道	5	0.7%
空港・IC	31	4.3%	郷土の偉人	5	0.7%
水・湧き水	29	4.0%	居住年数が短い	5	0.7%
地域のお祭り	26	3.6%	木山城跡	3	0.4%
自然風景	25	3.4%	ジョギングフェア	3	0.4%
初市	23	3.2%	町の景色	3	0.4%
グランメッセ	23	3.2%	ハスの花	2	0.3%
社寺仏閣	22	3.0%	ファム	2	0.3%
飯田山	20	2.7%	総合射撃場	2	0.3%
桜	18	2.5%	益城中学校吹奏楽部	2	0.3%
田舎の風景	17	2.3%	いきなり団子	2	0.3%
市だご	16	2.2%	猫伏石	2	0.3%
子育て支援策	13	1.8%	船野山	2	0.3%
広場・公園	8	1.1%	総計	728	100.0%

(2) 隣接自治体住民への来街意識調査（WEB アンケート調査）

①調査概要

（調査の目的）

- 益城町に隣接する熊本市及び西原村で生活している方の益城町の来訪状況や、今後の中心市街地活性化の取り組みに対する意向、観光資源の認知度、来訪意向等を把握することを目的とする。

（調査対象）

- 熊本市及び西原村の居住者 計 2,000 名

（調査期間）

- 令和元年 10 月 4 日（金）～令和元年 10 月 21 日（日）

（調査手法）

- NTT ドコモが提供する d ポイントクラブ会員を対象としたプレミア・パネル調査により実施

※プレミア・パネル調査の概要

項目	概要
手法	NTTドコモ・プレミアパネル調査
回答者が利用するデバイス （これまでの実績）	スマートフォン（88.5%）、フィーチャーフォン（5.8%）、 パソコン（5.7%）
回答者母体	dポイントクラブ会員（会員数5,400万人）、パネル520万人
パネル数	約520万人
目標獲得票数	熊本市及び西原村 計2,000票
属性	男女 50%ずつ均等にサンプリング 年代 20代、30代、40代、50代、60代以上 それぞれ20%ずつ均等にサンプリング
クロス集計項目	性別、年代別、居住地別を実施



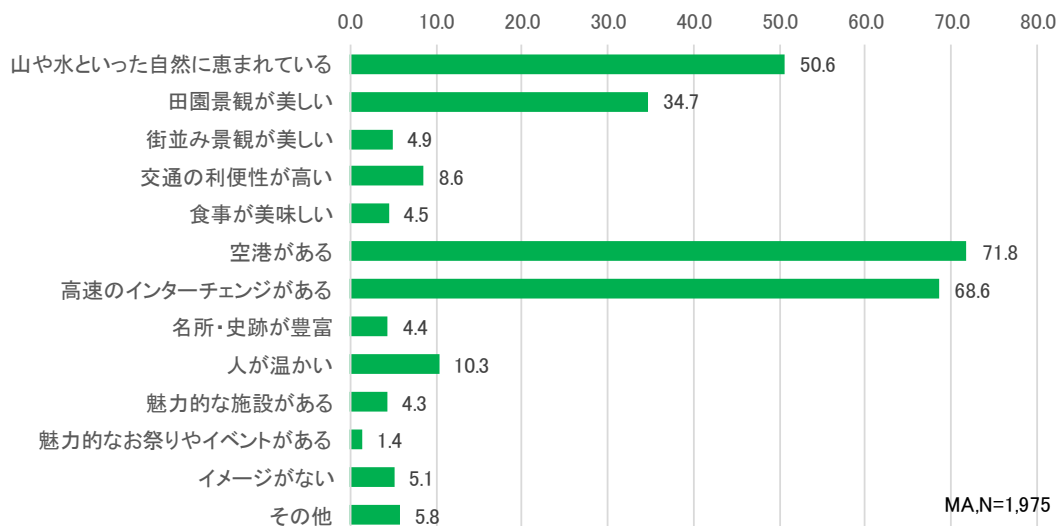
（配布・回収状況）

配布数	回収数	回収率
2,000	1,975	98.8%

②調査結果

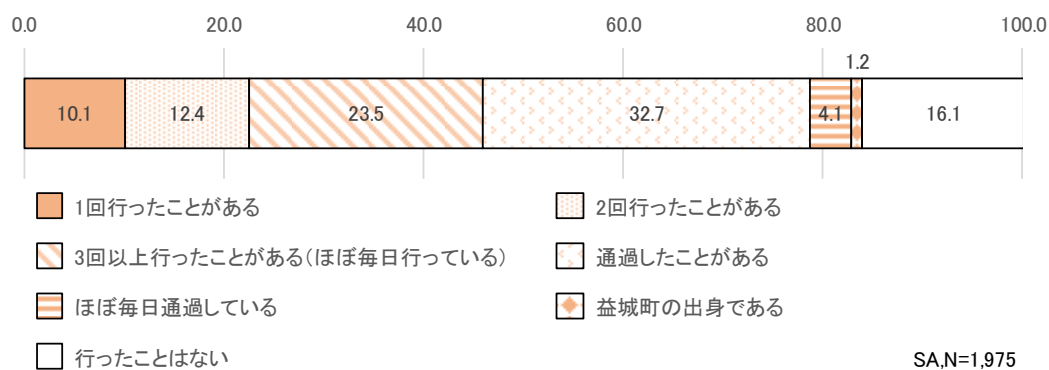
i) 益城町のイメージ

益城町のイメージについては、「空港がある」の割合が最も高く 71.8%、次いで「高速のインターチェンジがある」が 68.6%、「山や水といった自然に恵まれている」が 50.6%となっている。



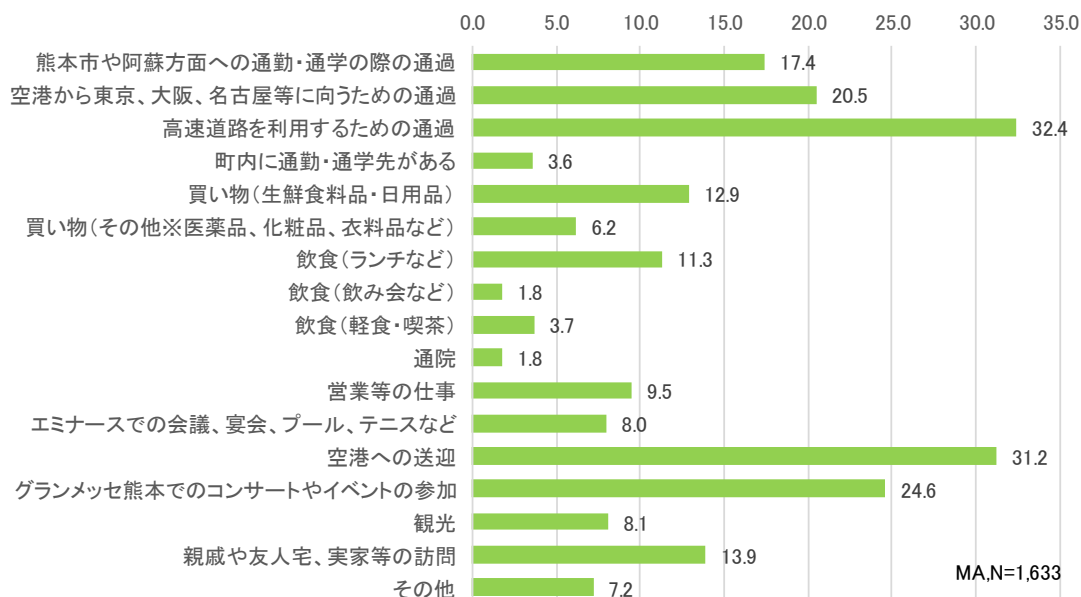
ii) 益城町への訪問経験

益城町への過去 1 年間の来訪状況を見ると、「通過したことがある」の割合が最も高く 32.7%、次いで「3 回以上行ったことがある（ほぼ毎日行っている）」が 23.5%、「行ったことはない」が 16.1%となっている。



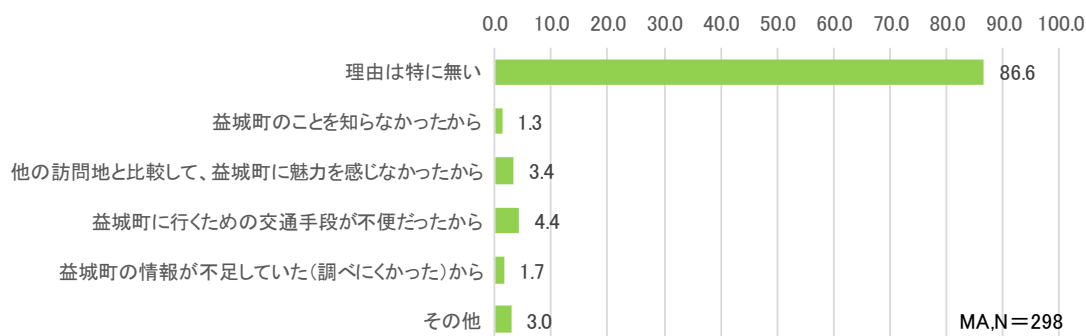
iii) 益城町訪問の際の目的

「高速道路を利用するための通過」の割合が最も高く 32.4%、次いで「空港への送迎」が 31.2%、「グランメッセ熊本でのコンサートやイベントの参加」が 24.6%となっている。



iv) 益城町を訪問しない理由

「(訪問しない) 理由は特に無い」が約 9 割を占めている。



vi) 益城町活性化に向けて必要な機能・場所

益城町の活性化に向けた機能、場所については、「町の農産物を使った食事や飲料を提供するカフェ・レストラン」の割合が最も高く 53.6%で、他の項目と比べて高い割合となっている。次いで「自然と触れ合える場所」が 36.3%、「一度に色々な買い物や用事ができる場」が 32.9%となっている。

地域別にみると、熊本市の男性では「町の農産物を使った食事や飲料を提供するカフェ・レストラン」の割合が 48.5%で全体と比べて 5 ポイント以上低くなっている。年齢別では、「20 代」では「友人等を紹介したいお洒落な飲食店・物販店」の割合が 11.2%で全体と比べて 5 ポイント以上高くなっている。一方、「町の観光情報や歴史・文化などを発信する情報発信の場」、「周辺地域も含めた観光情報や歴史・文化などを発信する情報発信の場」の割合がそれぞれ 6.0%、4.9%で全体と比べて 5 ポイント以上低くなっている。「30 代」では「小さな子どもが遊ぶことができる公園」の割合が 38.7%で全体と比べて 10 ポイント以上高くなっている。「50 代」と「60 代」では「小さな子どもが遊ぶことができる公園」の割合がそれぞれ 13.8%、14.9%で全体と比べて 5 ポイント以上低くなっている。「60 代」では「町の農産物を使った食事や飲料を提供するカフェ・レストラン」、「町の観光情報や歴史・文化などを発信する情報発信の場」、「周辺地域も含めた観光情報や歴史・文化などを発信する情報発信の場」の割合がそれぞれ 61.9%、21.0%、19.7%で全体と比べて 5 ポイント以上高くなっている。



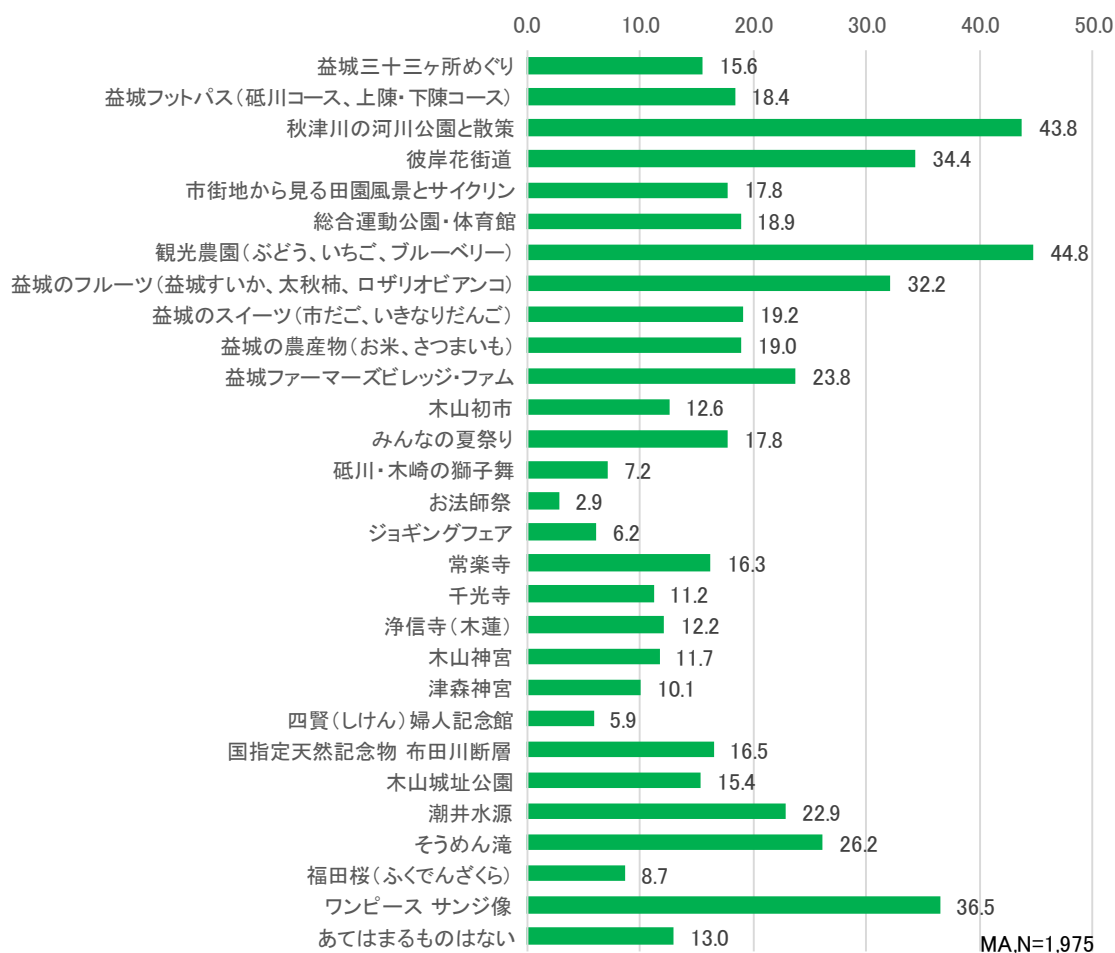
	総計	熊本市	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代	西原村
総計	1,975	1,949	904	1,045	267	437	451	398	396	26
町の農産物を使った食事や飲料を提供する カフェ・レストラン	53.6%	53.8%	48.5%	58.4%	50.2%	50.6%	52.1%	53.5%	61.9%	38.5%
友人等に紹介したいお洒落な飲食店・物販 店	5.9%	5.7%	3.1%	8.0%	11.2%	6.6%	4.0%	4.5%	4.3%	15.4%
小さな子どもを連れてでも気軽に入れる飲食 店・物販店	6.5%	6.4%	3.4%	9.0%	10.5%	11.7%	3.8%	3.3%	4.0%	11.5%
益城町だけでなく周辺の農産物などを購入 できる場	7.0%	7.1%	6.3%	7.8%	2.2%	5.3%	8.0%	7.5%	11.1%	0.0%
一度に色々な買い物や用事ができる場	32.9%	32.9%	31.1%	34.4%	37.5%	32.5%	34.6%	31.4%	29.8%	34.6%
仕事やプライベートでもちょっとした打ち合 わせや作業が出来る場	6.0%	6.1%	7.0%	5.3%	6.7%	5.0%	6.2%	6.0%	6.6%	0.0%
勉強したり習い事をしたりする学習の場	3.6%	3.6%	3.2%	3.9%	7.5%	3.9%	3.5%	2.8%	1.5%	7.7%
音楽活動やサークル活動など、どんな活動 にでも自由に使える場	9.9%	10.0%	9.7%	10.2%	8.6%	7.8%	10.4%	10.8%	12.1%	0.0%
町の観光情報や歴史・文化などを発信する 情報発信の場	12.4%	12.5%	13.3%	11.9%	6.0%	10.3%	10.2%	13.6%	21.0%	3.8%
周辺地域も含めた観光情報や歴史・文化な どを発信する情報発信の場	10.0%	10.1%	9.5%	10.6%	4.9%	7.8%	7.8%	9.3%	19.7%	0.0%
小さな子どもが遊ぶことができる公園	22.8%	22.8%	22.0%	23.5%	21.0%	38.7%	23.5%	13.8%	14.9%	19.2%
自然と触れ合える場所	36.3%	36.5%	36.6%	36.5%	33.7%	36.2%	36.6%	38.2%	37.1%	15.4%
子育て中のお母さん・お父さんが子どもと一 緒に過ごせる子育て支援の場	11.3%	11.4%	9.3%	13.2%	14.6%	18.3%	9.8%	7.8%	7.1%	7.7%
誰もが注目する集合・待ち合わせ場所 (インスタ映えスポット)	15.4%	15.6%	15.9%	15.3%	18.7%	13.0%	17.7%	17.6%	11.9%	0.0%
その他	4.9%	4.9%	5.5%	4.3%	5.6%	4.6%	3.3%	5.0%	6.3%	7.7%

vii)「体験したい・触れたい・訪れたい・購入したい」益城町の資源

益城町内で「体験したい・触れたい・訪れたい・購入したい」と思うものについては、「観光農園」の割合が最も高く44.8%、次いで「秋津川の河川公園と散策」が43.8%、「ワンピースサンジ像」が36.5%となっている。

地域別にみると、熊本市の男性では「観光農園」の割合が33.1%で全体と比べて10ポイント以上低い一方、女性は55.0%で全体と比べて10ポイント以上高くなっている。男性と女性では、女性の方が全体と比べて5ポイント以上高い項目が多い。

年齢別では、「20代」では「益城三十三ヶ所めぐり」、「常楽寺」の割合がそれぞれ9.0、11.2%で全体と比べて5ポイント以上低くなっている。「30代」では「ワンピースサンジ像」の割合が47.8%で全体と比べて10ポイント以上高くなっている。「40代」では「彼岸花街道」の割合が27.3%、「50代」では「彼岸花街道」、「観光農園」、「益城のフルーツ」の割合がそれぞれ28.9%、39.7%、25.6%で全体と比べて5ポイント以上低くなっている。「60代」では散策コースやお寺、公園の割合が高い一方で、「ワンピースサンジ像」の割合は23.5%と全体と比べて10ポイント以上低くなっている。

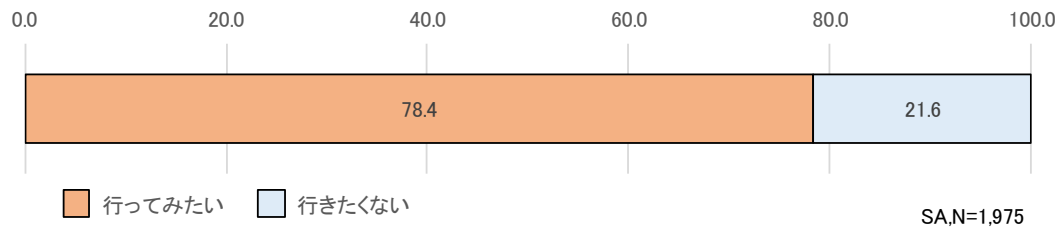


	総計	熊本市	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代	西原村
総計	1,975	1,949	904	1,045	267	437	451	398	396	26
益城三十三ヶ所めぐり	15.6%	15.7%	16.0%	15.4%	9.0%	10.8%	14.6%	17.8%	24.7%	11.5%
益城フットパス(砥川コース、上陳・下陳コース)	18.4%	18.5%	17.5%	19.4%	13.9%	18.1%	16.6%	17.8%	25.0%	7.7%
秋津川の河川公園と散策	43.8%	44.1%	38.4%	49.0%	47.2%	45.5%	39.5%	39.2%	50.5%	26.9%
彼岸花街道	34.4%	34.6%	27.9%	40.4%	42.3%	36.6%	27.3%	28.9%	41.2%	23.1%
市街地から見る田園風景とサイクリン	17.8%	17.7%	18.1%	17.3%	17.6%	17.2%	16.2%	17.8%	19.9%	23.1%
総合運動公園・体育館	18.9%	18.8%	21.2%	16.7%	16.5%	20.6%	19.1%	20.4%	16.4%	26.9%
観光農園(ぶどう、いちご、ブルーベリー)	44.8%	44.8%	33.1%	55.0%	49.8%	47.6%	42.8%	39.7%	46.0%	38.5%
益城のフルーツ(益城すいか、太秋柿、ロザリオビアンコ)	32.2%	32.1%	25.0%	38.2%	31.5%	36.4%	29.7%	25.6%	36.9%	38.5%
益城のスイーツ(市だご、いきなりだんご)	19.2%	19.2%	14.9%	22.9%	18.0%	22.7%	18.4%	16.6%	19.7%	19.2%
益城の農産物(お米、さつまいも)	19.0%	19.2%	14.7%	23.1%	19.5%	23.6%	20.8%	13.8%	17.7%	7.7%
益城ファーマーズビレッジ・ファム	23.8%	23.9%	17.6%	29.3%	25.1%	27.2%	25.1%	19.8%	22.0%	23.1%
木山初市	12.6%	12.5%	11.4%	13.4%	13.9%	13.7%	15.5%	8.0%	11.1%	19.2%
みんなの夏祭り	17.8%	17.8%	15.0%	20.1%	19.1%	23.1%	15.5%	14.6%	16.7%	23.1%
砥川・木崎の獅子舞	7.2%	7.3%	6.1%	8.4%	8.6%	6.2%	6.4%	6.8%	9.3%	0.0%
お法師祭	2.9%	2.9%	2.3%	3.3%	2.6%	2.7%	3.3%	2.5%	3.0%	7.7%
ジョギングフェア	6.2%	6.3%	7.1%	5.6%	6.4%	7.3%	3.8%	6.3%	7.8%	0.0%
常楽寺	16.3%	16.4%	14.7%	17.9%	11.2%	13.3%	11.5%	18.3%	27.0%	7.7%
千光寺	11.2%	11.3%	10.3%	12.2%	7.5%	9.8%	9.1%	12.6%	16.9%	3.8%
浄信寺(木蓮)	12.2%	12.1%	9.2%	14.6%	9.4%	9.4%	9.8%	13.1%	18.7%	15.4%
木山神宮	11.7%	11.7%	10.4%	12.8%	9.0%	10.1%	10.4%	11.8%	16.7%	11.5%
津森神宮	10.1%	10.1%	9.8%	10.3%	7.9%	8.2%	9.3%	11.3%	13.4%	7.7%
四賢(しけん)婦人記念館	5.9%	5.9%	5.3%	6.4%	2.6%	4.8%	5.8%	6.3%	9.1%	3.8%
国指定天然記念物 布田川断層	16.5%	16.5%	18.4%	14.8%	10.1%	14.9%	15.1%	18.8%	21.7%	15.4%
木山城址公園	15.4%	15.5%	13.4%	17.3%	12.7%	12.1%	13.7%	17.1%	21.5%	11.5%
潮井水源	22.9%	23.1%	16.0%	29.3%	20.2%	23.1%	24.6%	20.6%	26.0%	7.7%
そうめん滝	26.2%	26.4%	22.0%	30.1%	24.7%	28.4%	27.1%	23.9%	27.0%	11.5%
福田桜(ふくでんざくら)	8.7%	8.8%	6.5%	10.7%	9.7%	7.8%	7.1%	9.8%	10.1%	0.0%
ワンピース サンジ像	36.5%	36.7%	33.7%	39.3%	40.8%	47.8%	37.0%	34.7%	23.5%	15.4%
あてはまるものはない	13.0%	12.8%	17.3%	9.0%	11.2%	12.1%	12.4%	17.1%	10.9%	26.9%
その他	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.0%	0.2%	0.4%	0.8%	1.0%	0.0%

viii) 益城町への訪問意向とその理由

益城町の来訪意向については、「行ってみたい」が 78.4%、「行きたくない」が 21.6%となっている。

なお、「行ってみたい」理由としては、「復興支援・復興している姿をみたい」（17.7%）、「自然が豊かだから」（11.7%）が特に多く挙げられている。

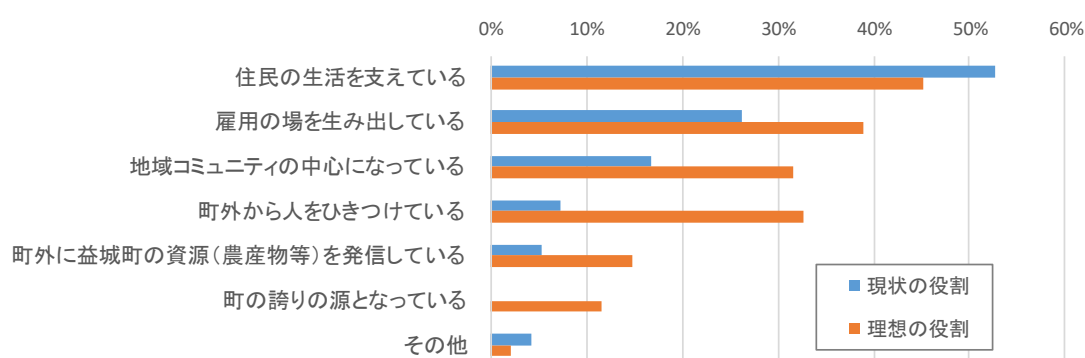


（３）商業者意向調査

平成 29 年に、町内の商業者向けに「今後の益城町における商業のあり方に関する意向調査（商業者アンケート）」を行った。また、町内商業者と「今後の町のにぎわいを考えるワークショップ」も実施した。

商業者アンケートにおいて「商業者として考える地域の商業の役割」についての現状と理想を質問したところ、現状においては「住民の生活を支えている」という回答が最も多いが、一方で、理想の役割としては「地域コミュニティの中心となっている」「町外から人をひきつけている」という回答も多く挙げられている。

この結果から、商業者としては、現状の「地域生活を支える」という役割に留まることなく、町内外の人をひきつける役割を担いながら、町全体の活性化に貢献していきたいと希望しているものと考えられる。

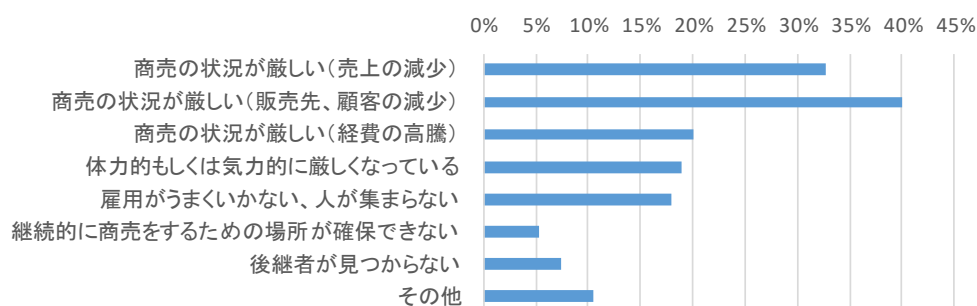


資料：「今後の益城町における商業のあり方に関する意向調査」（益城町商工会）

図 商業の役割（商業者の意見）

上記の実現のために必要な取組としては、「他に類を見ない商店街の整備」や「小売店を中心とした商業集積ゾーンの整備」「町と JA が一緒になって総合店舗を整備」等、地域の商店が集積する場づくりを希望する声が多く挙げられている。また、「人にやさしいまちづくり」や「もう一度いきたくなる魅力づくり」など、派手さを求めるにぎわいづくりではなく、温かみのある、何度も足を運びたくなるにぎわいづくりに向かいたいという考えが多く挙げられている。

しかし、一方で、自らの体力・気力への不安や後継者不在など、事業の継続に対して不安の声も挙げられている。そういった背景もあり、今後必要な取組として、「若い人達の発想で魅力ある商業施設をつくりあげていく」「町内外の若い人達が起業できるような施設・仕組みが必要」といった、新たな担い手を求める声も多く挙げられている。



資料：「今後の益城町における商業のあり方に関する意向調査」（益城町商工会）

図 商売を継続する上での課題

[6] 中心市街地活性化の課題と基本的な方針

(1) 中心市街地活性化に向けた課題

益城町の現状及びニーズを元に、中心市街地活性化に向けた課題を下記のように整理した。

【課題 1】地域固有の魅力を活かした「新たな活動」の創出

復興に向けて動き出している益城町では、既に多くの個人や団体が町全体及び中心市街地の活性化に向けた取組を開始している。しかし、中心市街地で現在事業を行っている事業者の多くは、自らの体力・気力不足や後継者不足を懸念しており、今後、まちが、自ら継続的に賑わいを生み出していくためには、地域固有の魅力で新たな担い手を惹きつけながら、新たな活動が継続的に生まれ続けることが必要となっている。

中心市街地では、都市基盤の再整備によって、「新たな活動のための場」が整備されていく計画となっているが、そこにソフト面の施策（例：スタートアップに対する金銭的/非金銭的支援等）を組み合わせながら、「新たな活動の場」整備の成果を最大限に引き出すためにも、新たな活動が継続的に生まれ続ける仕組みを構築する必要がある。

【課題 2】歩行空間整備を基礎とした「街中を歩いている人」の増加

中心市街地の活気を生み出すためには、隣接する熊本市に居住する人や町内に立地する熊本空港利用者（年間約 350 万人）、震災以降増加している防災・減災学習を目的として地表断層（国天然記念物指定）等を訪れる人など、「中心市街地外の人たち」によるまちへの注目や来街が重要となる。

そういった中心市街地外の人を惹きつけ、中心市街地の中で複数の店舗や施設を移動してもらい、「賑わいのあるまち」を具体的に実現していくために、歩いて移動できる範囲内に来街者が使用したい店舗・施設を集積させる、店舗・施設間をハードウェアでつなぐ（歩行空間の整備）、店舗・施設間を、地域ポイントの導入や「まち」単位での情報発信等といったソフトの取組で繋いでいく、等の取組を行っていく必要がある。

【課題 3】「中心市街地で生活する人（特に若い世代や女性）」の増加

平成 28 年熊本地震以降、中心市街地にあって人口が急激に減少し、その後、徐々に回復しつつあるものの、震災前の水準までは回復しきれていない状況となっている。これから、再び、賑わいがあり活気溢れる中心市街地を実現していくためには、中心市街地で生活する人の増加は必要不可欠である。

現在、都市拠点（木山交差点周辺）では、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業が進められているが、このような面的な整備事業を通じて、周辺に居住する地域住民にとって日常的に生活しやすい居住空間の整備に取り組んでいくことが重要となる。

また、面的整備が進む都市拠点に、中心市街地内で生活する若い世代や女性が利用したい施設・店舗を集積させながら、中心市街地内の円滑な移動をサポートする施策（コミュニティ交通の導入など）も実施していくことで、より生活しやすい中心市街地を実現することができ、中心市街地で生活する人口の増加を実現することが可能と考えられる。

（２）中心市街地活性化のコンセプト

中心市街地活性化に向けた課題を解決したうえで、益城町の中心市街地が進むべき方向を示すコンセプトとして以下を掲げる。

「人が活動し、人が行き交い、人が暮らし続ける中心市街地」

（３）中心市街地活性化の基本的な方針

中心市街地活性化のコンセプトを実現していくための方針として、以下の３つを掲げる。

基本方針①：新たな活動の場を核として「活動が生まれ続ける」まちづくり

- 「新たな活動の場」の整備を中心としながら、スタートアップに対する支援等も含めた、地域固有の魅力を活かした新たな担い手を惹きつけるためのソフト面の取り組みにも併せて取り組んでいくことで、「新たな活動／まちのにぎわい」を生み続けるまちづくりを進めていく。

基本方針②：街中の連携性強化による「歩きたくなる」まちづくり

- 「人がまちを歩いている姿」を生み出すために、歩行範囲内での店舗・施設の集積や歩行空間の整備といったハード面の整備や、情報発信等のソフト面の取組を実施する。
- 併せて、公共交通ネットワークの整備にも取り組み、来街者が「歩きたくなる」まちづくりを進める。

基本方針③：特に若い世代や女性が生活しやすいまちづくり

- 平成 28 年熊本地震の影響で町を離れた方の生活再建や、町への移住の流れの創出を実現していく。
- そのためにも、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業でのインフラ（道路、公園、宅地等）整備とソフト面からの取組を通して、暮らしやすいまちづくりを進める。

（４）中心市街地活性化のための方策

前項に掲げた３つの基本方針に沿って中心市街地の活性化を進めていくために、下記を方策として掲げて、具体の事業・取組を検討・実施していく。

①商業や交流・活動の拠点となる施設の整備

第 6 次益城町総合計画では、「都市拠点」「地域拠点」というかたちで、町の核となる拠点地域が位置付けられているが、実際に人が集まり活動するためには、その活動や交流の舞台となる拠点が必要と考えられる。よって、都市拠点、地域拠点、それぞれの拠点地域の性格にふさわしい拠点施設の整備を進めていく。

（都市拠点）

都市拠点は、第 6 次益城町総合計画において、「行政・商業・サービス・業務・交通結節等、高次の都市機能

誘導を図る」地域として設定されている。また、「都市拠点にぎわいづくりビジョン」においては、「益城町らしい『非日常的な楽しさ』」を求めて、“木山まち”の内外から人が集まる場「益城町の未来に向けた交流・創造・発信の場」として位置付けられている。この地域の特徴や、町内外の方々のニーズも踏まえながら、都市拠点にぎわいづくりビジョンでも掲げられている「まちの商店街」及び「物産館等」を中心とした、「益城町の多様な「魅力」により賑わいと交流を創出する場」としての拠点整備を進めていく。



図 都市拠点における商業・交流・活動の場づくりの考え方

(地域拠点)

地域拠点は、第6次益城町総合計画において、「都市拠点を補完し、多様なサービスの提供により、生活利便性の向上を図る」地域として設定されており、地域拠点が位置する広安校区には、益城町の人口の約6割が居住しており、その人達の生活利便性を維持・向上させることが、地域拠点の重要な役割となっている。都市計画事業によって、特に県道熊本高森線沿線に立地する店舗や事業者の方々の中には移転を余儀なくされる方々も多く存在するが、その方々が再度集積する場も必要と考えられる。

また、熊本市に近接する拠点でもあるため、熊本市から益城町に誘客していく際の入口として、益城町の魅力を発信する場所でもある必要がある。

上記のような地域の特徴を踏まえながら、地域拠点到にふさわしい、「生活利便性の向上と地域らしい活気、にぎわいを形成する、地域拠点の核」としての拠点整備を進めていく。

種 類	都 市 拠 点		地 域 拠 点		にぎわい核施設
	『行政・商業・サービス・交通結節等、高次の都市機能を備えた町を代表する唯一の拠点』		『地域住民の生活利便施設と都市拠点を補完する施設の集積を図る拠点』		『生活利便性の向上と地域らしい活気、にぎわいを形成する、地域拠点の核』
	役 割	構成要素例	役 割	構成施設例	構成施設例
まちの商店街	○非日常的な雰囲気の中で、飲食や買物を楽しめる場所 ○様々な日常を過ごす場所 ○お店同士が交流し、チャレンジする場所	・非日常的な雰囲気の飲食店・物販店 ・子育て支援スペース ・学習スペース ・チャレンジスペース	○様々な日常を過ごす場所	・日常的な雰囲気の飲食店・物販店 ・子育て支援スペース ・学習スペース	○生活利便施設、生活サービス施設（物販・飲食店、医療施設等）
オープンスペース	○憩いの場所 ○一味違う活動の場所	・にぎわいの場と連続した開放的な空間 ・イベントスペース ・驚きつけられる風景 ・どこでも座れる雰囲気	○憩いの場所 ○活動の場所（コミュニティ形成）	・保健福祉センターはびねず、児童館等 ・商業施設等におけるイベントスペース ・公民館、公園、神社等	○イベントスペース ○既存公共・公民館機能との連携
物産館等	○益城町の品物、情報の発信場所 ○町の顔として集い交流する場所 ○町の未来に向けた「新たな価値」と「新たなつながり」を創造する場所	・農産物販売スペース ・カフェレストラン ・フリースペース ・ワーキングスペース ・情報発信ブース	○地域の品物、情報発信場所	・農産物販売スペース ・カフェレストラン	○農産物販売スペース ○カフェレストラン
交通広場	○益城町から出発する場所 ○益城町に来る人を受け入れる場所 ○乗り換えや寄り道したくなる場所	・公共交通乗降場（バス停） ・駐輪場 ・タクシー乗降場 ・送迎スペース ・待合スペース ・他の場への小径	○地域への交通アクセスの場	・公共交通乗降場（バス停） ・駐輪場	○既存バス停との動線
地域らしさ	○その場所で暮らす人たちが穏やかに過ごす場所 ○本来の魅力に触れる場所	・心地よい歩行空間 ・町並みの風景 ・お散歩の風景 ・お祭りの風景 ・水と緑の風景	○その場所で暮らす人たちが穏やかに過ごす場所 ○本来の魅力に触れる場所	・湧水や神社、古道などの地域・文化資源を活かした空間 ・熊本高森線沿いの新しい町並み、歩行空間の形成	○地域のシンボルとなる施設 ○地域イベントの風景
既存のにぎわいの場	○行政・商業・サービス	・商店・病院・金融機関 ・公共施設（役場・文化会館など）	○商業・サービス	・既存商業施設 ・熊本高森線の整備にあわせて移転する施設	○既存商業施設の受け皿となる施設

図 地域拠点における商業・交流・活動の場づくりの考え方

②拠点を中心に行われる活動への支援（ソフト環境づくり）

前項で整理した拠点施設の整備について、さらにその拠点での活動が組み合わせられることで、施設整備の効果が十分に発揮されることとなる。よって、拠点を中心に、にぎわいづくりに向けた活動が積極的に展開されるよう、活動実施に対する支援を積極的に行っていく必要がある。

具体的には、定期的なイベント実施に対する助成や活動に必要な備品等購入に対する助成などの活動資金に対する支援や、商品開発や経営発展に対するアドバイザーの支援のような人的資源に対する支援などが考えられる。これらの支援を組み合わせながら、拠点施設を中心とした活動・交流によるにぎわいづくりを実現していく。

③段階的な中心市街地のにぎわいづくり

今回設定する中心市街地の中には、「都市拠点」「地域拠点」及び両者をつなぐ「県道熊本高森線沿線」とい

う 2 つの“核”とその間の 1 つの“通路”が存在する。最終的には、この全てを人が回遊しながら中心市街地全体でのにぎわいを形成していくことが目標となるが、最終的な姿に到達するまでには、段階を踏みながら進んでいく必要があると考えられる。特に、益城町においては、現在、複数の都市計画事業（益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）整備事業等）が進められており、この進捗ともあわせながら活性化に向けた取組を進めていく必要があると考えられる。

具体的には、まず、（ i ）地域拠点における施設整備（惣領にぎわい拠点の整備）を進めることで、都市計画事業の影響を受ける店舗・事務所が再度集積できる拠点を形成し、中心市街地の活力の維持・向上を図りながら【R3 年度～】、（ ii ）益城中央被災市街地復興土地区画整理事業で面的な整備が行われる都市拠点における新たな拠点施設整備をきっかけとして、町の新たな活力を創出し【R5 年度～】、（ iii ）県道熊本高森線整備事業の完了とタイミングをあわせながら、そこに交通施策も絡めつつ、都市拠点と地域拠点が一体となった中心市街地全体でのにぎわいを形成していく【R6 年度～】、というステップで進めていく。

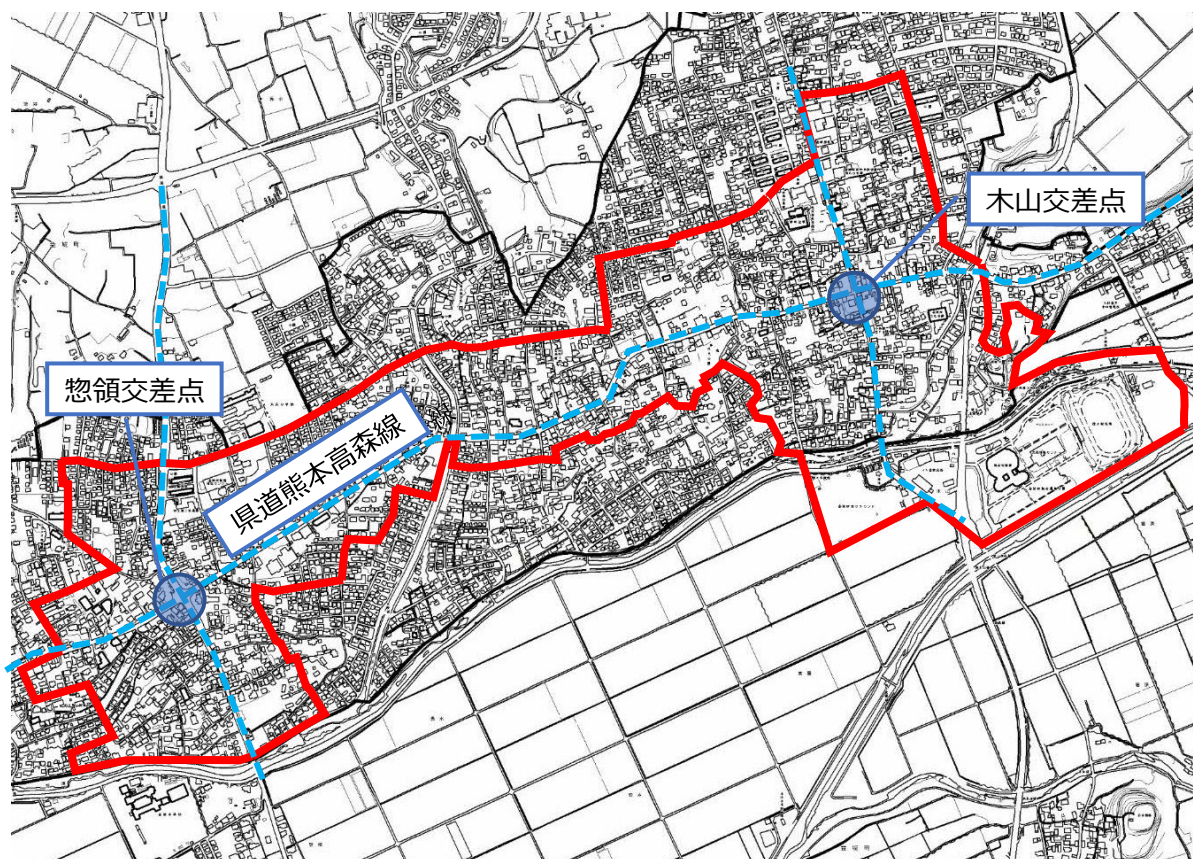
[1]位置

古くから町の中心であり総合計画でも「都市拠点」と位置付けられている木山交差点周辺、現在の人口中心であり総合計画で「地域拠点」と位置付けられている惣領交差点周辺、及び、町の中心軸であり、人口と商店等が分布する県道熊本高森線の沿線を中心市街地として設定した。

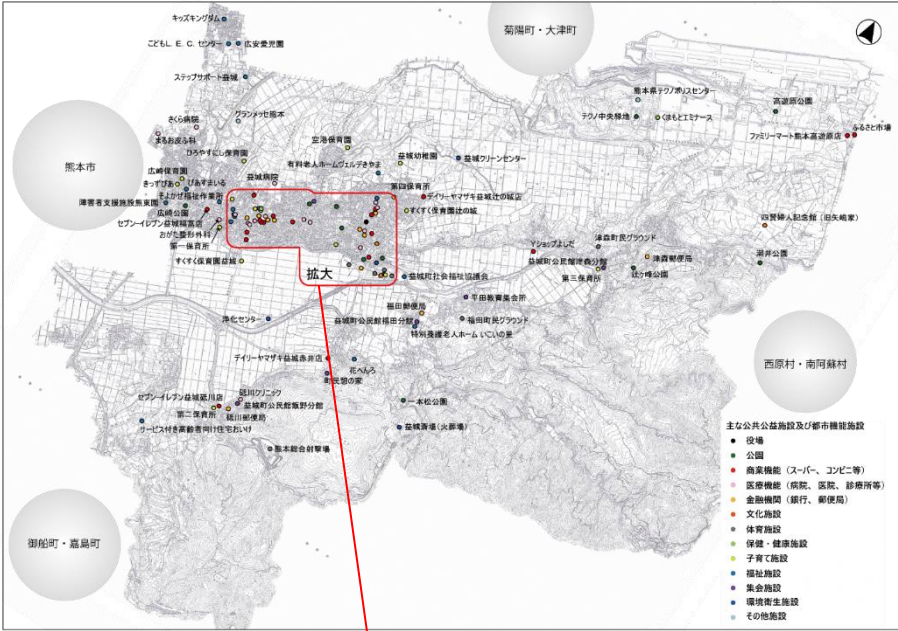
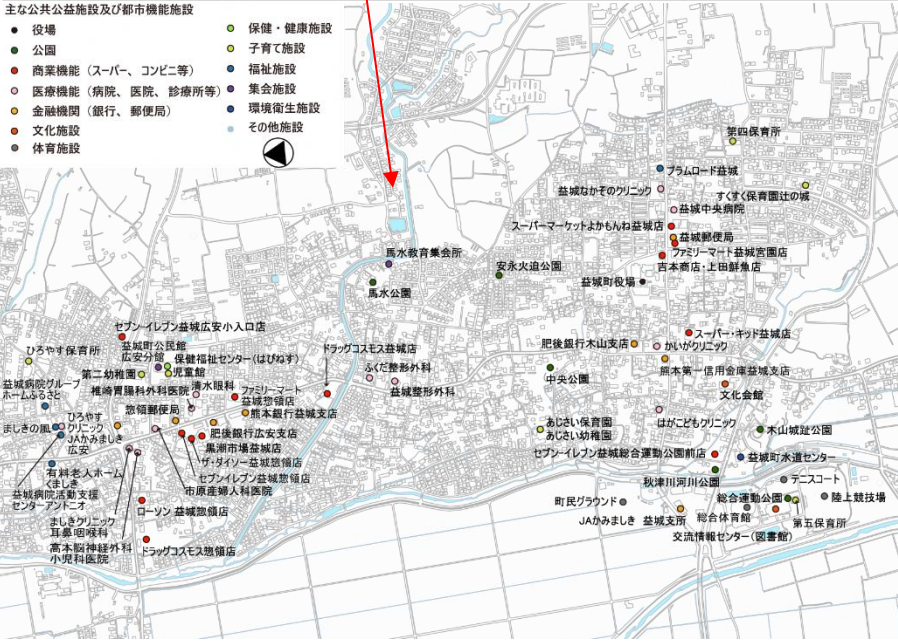
なお、設定するほぼ全域が市街化区域となっているが、町総合体育館・総合運動公園・情報交流センター・町民グラウンドが立地する区域は市街化調整区域となっている。しかし、これらの施設は町の重要な集客装置であるため、今回、中心市街地の範囲に含むこととした。

(1) 区域の面積：約 100ha

(都市拠点(木山交差点周辺)～県道熊本高森線沿線～地域拠点(惣領交差点周辺))



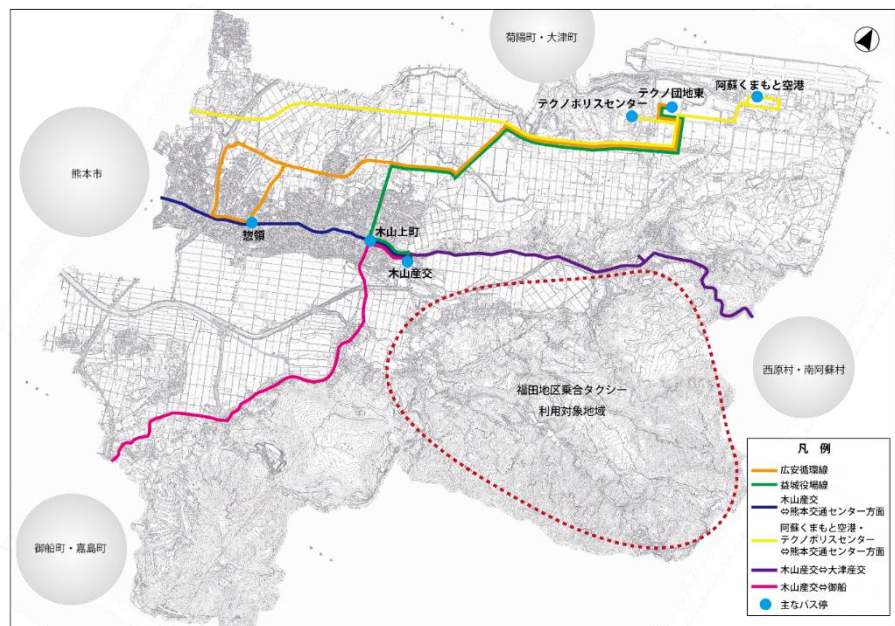
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

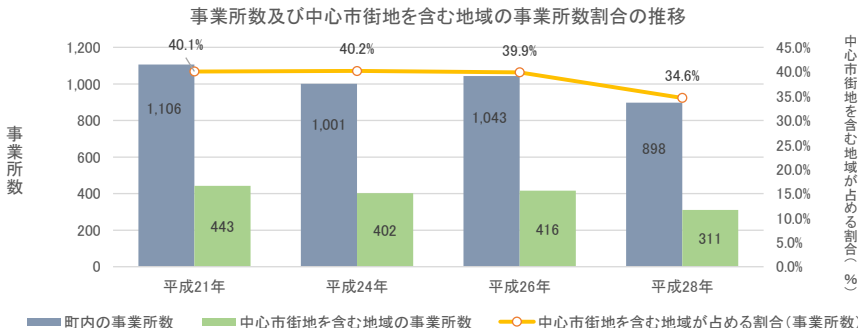
要件	説明
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	平成 26 年度経済センサス基礎調査によると、益城町全体の小売業店舗（165 店）のうち、益城町全体の小売業店舗 165 店のうち、中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）に約 47%（78 店）の小売店が中心市街地周辺に集中している。また、飲食店（47 店）についても、中心市街地を含む地域に約 60%（28 店）が中心市街地周辺に集中している。  主な公共施設及び都市機能施設 ● 役場 ● 公園 ● 商業機能（スーパー、コンビニ等） ● 医療機能（病院、医院、診療所等） ● 金融機関（銀行、郵便局） ● 文化施設 ● 体育施設 ● 保健・健康施設 ● 子育て施設 ● 福祉施設 ● 集会施設 ● 環境衛生施設 ● その他施設 

さらに、他の都市機能についても中心市街地周辺に集中（都市拠点：役場、体育館・陸上競技場、図書館、文化会館、商工会、農協 地域拠点：健康福祉センター）している。

主な公共公益施設・都市機能件数	全町	中心市街地 周辺	中心市街地 所在割合
役場	1	1	100.0%
公園	12	7	58.3%
商業機能（スーパー、コンビニ等）	20	13	65.0%
医療機能（病院、医院・診療所等）	17	13	76.5%
金融機関（銀行、郵便局）	11	8	72.7%
文化施設	3	2	66.7%
体育施設	7	4	57.1%
保健・健康施設	2	1	50.0%
子育て施設	17	11	64.7%
福祉施設	17	8	47.1%
集会施設	7	2	28.6%
環境衛生施設	4	1	25.0%
その他施設	2	0	0.0%
総計	120	71	59.2%

町内の公共交通の状況についても、県道熊本高森線（中心市街地内、都市拠点と地域拠点を結ぶ広域幹線道路）を走るバスが熊本市と益城町を結ぶ唯一の公共交通路線となっている。



第 2 号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる市街地であること	中心市街地を含む地域（「都市拠点」「地域拠点」周辺及び市街化区域内の県道熊本高森線沿線周辺。具体的には、大字惣領、馬水、安永、木山、宮園の範囲を指す。）の事業所数及び従業者数は減少傾向にあり、さらに、全町に対する割合も低下しつつある。 事業所数及び中心市街地を含む地域の事業所数割合の推移 <table><thead><tr><th>年次</th><th>町内の事業所数</th><th>中心市街地を含む地域の事業所数</th><th>中心市街地を含む地域が占める割合(事業所数)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年</td><td>1,106</td><td>443</td><td>40.1%</td></tr><tr><td>平成24年</td><td>1,001</td><td>402</td><td>40.2%</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>1,043</td><td>416</td><td>39.9%</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>898</td><td>311</td><td>34.6%</td></tr></tbody></table> さらに、平成 28 年熊本地震の影響により、その減少傾向がさらに急激になっていることに加え、県道熊本高森線拡幅事業に伴い移転を余儀なくされる沿線事業所が存在するという状況もあり、移転する事業所が益城町中心市街地内に再立地しなければ、益城町の経済活力が著しく低下することが懸念される。	年次	町内の事業所数	中心市街地を含む地域の事業所数	中心市街地を含む地域が占める割合(事業所数)	平成21年	1,106	443	40.1%	平成24年	1,001	402	40.2%	平成26年	1,043	416	39.9%	平成28年	898	311	34.6%
年次	町内の事業所数	中心市街地を含む地域の事業所数	中心市街地を含む地域が占める割合(事業所数)																		
平成21年	1,106	443	40.1%																		
平成24年	1,001	402	40.2%																		
平成26年	1,043	416	39.9%																		
平成28年	898	311	34.6%																		
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	現在では徐々に比率が減少しているものの、古くから、当該エリアは、集落部を含めた町内全域の生活利便や娯楽を支える地域であり、町内で他に代替できる場所がない状況である。 また、令和 2 年 3 月に改訂された都市計画マスタープランにおいても、都市づくりの目標の一つに「中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進」が掲げられており、これを通じて、総合計画において掲げられている町の将来像「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現に向かっていくこととされている。さらに同プランにおいては、中心市街地地区を一つの重要な地区として位置付け、「町の拠点としての賑わいづくりや魅力向上」を重要な課題として取り組んでいくと整理しており、当該エリアの活性化を全町の発展につなげていく方針で都市づくりに取り組んでいくこととなっている。																				

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地の活性化の目標

1) 中心市街地活性化の目標

基本的な方針	中心市街地の 活性化の目標	目標指標	新計画 基準値	新計画 目標値
新たな活動の場を核として「活動が生まれ続ける」まちづくり	目標① 地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出	新規事業開始 件数	5 件 (R2 年度実績 1 件 ×5 ヶ年)	12 件 (R3～7 年度累計)
街中の連携性強化による「歩きたくなる」まちづくり	目標② 中心市街地内での回遊行動の創出	歩行者・自転車 通行量 (平日・休日平均)	2,600 人/日 (R1 年度)	3,400 人/日 (R7 年度)
特に若い世代や女性が生活しやすいまちづくり	目標③ 中心市街地内生活人口の増加	中心市街地 居住人口	6,108 人 (R2 年度)	6,500 人 (R7 年度)

[2] 目標設定の考え方

中心市街地の活気が失われつつある要因のうち、最も大きくかつ深刻な要因が、「賑わいの担い手不足」とそれに伴う「新たな活動の減少」である。中心市街地の活性化に向けて取組を行っている事業者も存在するが、同時に、体力・気力不足や後継者不足を懸念する事業者も多く存在する。地域の風土や人のつながり、復興まちづくり事業の展開といった地域が持つ魅力を活かして、将来にわたって中心市街地で事業を行っていく「にぎわいの担い手」となってくれる人を惹きつけ、町に新たに整備される施設での「新たな活動」の展開を促していくことが継続的な中心市街地の活性化につながると考え、「新規事業開始件数」を目標値として設定した。

その上で、活気あふれる中心市街地の実現のためには、「街の中で人が動いている」という状況を目に見える形にしていくことが重要と考え、「歩行者・自転車通行量」を目標値として設定した。これは、町の総合計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げられている「歩きやすいまち」に向けた施策とも連動した目標となっている。なお、歩行者・自転車通行量を測定する箇所としては、都市拠点、地域拠点及び県道熊本高森線沿線に設定しているが、拠点間を徒歩や自転車で回遊する人の増加を目標とするのではなく、本計画期間においては、各拠点内（特に複数の事業を実施する都市拠点内）を徒歩や自転車で回遊する人の増加を目標とする。

さらに、2018 年 12 月に策定した「第 6 次益城町総合計画」では、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」という目標像を掲げており、平成 28 年熊本地震の後、大きく減少した町の人口の増加は重要な目標となっている。また、現在策定中の立地適正化計画においては、市街化区域内に居住誘導区域が設定されているため、復興に向けた都市計画事業（益城中央被災地復興土地区画整理事業、県道熊本高森線拡幅事業等）や中心市街地における居住誘導事業を通じた良好な住環境の整備による市街地部での人口増加を目標として設定した。

[3]目標指標の計測方法

(1) 新規事業開始件数

- 調査方法：中心市街地内に新規設立された事業所の数を町・商工会の統計より把握
- 調査月：毎年 4 月（前年度の実績数を把握）
- 調査主体：益城町商工会、益城町、(株)未来創成ましき
- 調査対象：「新たな活動の場」やスタートアップ等の支援策を通じて起業した方
- 算出方法：実数の把握

(2) 歩行者・自転車通行量

- 調査方法：調査員による目視計測調査。9 月・11 月の平日・休日の計 4 日間、町内 7 箇所の調査地点において、8 時から 20 時までの 12 時間の間に、調査員の目の前を通過した歩行者と自転車の数をカウントし、1 時間ごとに調査シートに記入。
- 調査月：毎年 9 月、11 月（それぞれ、平日・休日の 2 日ずつ、計 4 日実施）
- 調査主体：(株)未来創成ましき
- 調査対象：中心市街地内 7 調査地点における平日・休日の歩行者・自転車通行者
- 算出方法：計 4 日間の調査結果の平均値にて算出

(3) 中心市街地居住人口

- 調査方法：住民基本台帳をベースにした推計
- 調査月：毎年 3 月末
- 調査主体：益城町
- 調査対象：益城町住民（中心市街地住民）
- 算出方法：住民基本台帳ベースの人口を 100m メッシュに対応させて推計を実施

[4]計画の主要事業と目標との関係性（目標積算）

1) 「新規事業開始件数」について

(1) 目標指標の設定について

本目標指標の設定にあたっての基準値は、令和 2 年度の益城町起業創業事業費補助金支援の実績（1 件）が 5 年間継続された場合の数値として、5 件と設定する。

目標値は、「第 6 次総合計画（2018 年 12 月策定）」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020 年 3 月策定）」において掲げている目標値（新規創業等に関する目標値、下記参照）も考慮して 12 件と設定する。

【第 6 次総合計画における目標値】

- ・新規創業店舗数：10 件（2019～2022 年累計）
- ・創業相談件数：30 件/年（2022 年）

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

- ・起業件数：12 件（2020 年～2024 年累計）
- ・起業に関する相談件数：24 件/年（2024 年）

（２）目標指標に寄与する主要事業と積算方法

○「物産館等」整備事業（ハード事業）

- 事業概要：都市拠点（木山地区）において、(株)未来創成ましきが中心となって「町の情報発信拠点」を整備・運営し、町の魅力発信力の強化を図る。
- 実施時期：R5（新規事業）
- 想定事業効果：地域資源（特に地域の農産品）を活用した活動の場（地域産品売店、地域産品レストラン）を整備することで、中心市街地における２件の新規事業開始を促す。

○「まちの商店街」整備事業（ハード事業）

- 事業概要：木山地区において、(株)未来創成ましきが中心となって、町内外の店舗が集まる「商店街」を形成し、買い物客の集積を図る。
- 実施時期：R5（新規事業）
- 想定事業効果：商業店舗については６店舗の入居を想定するが、そのうち５店舗は町内の既存店舗の入居（従前入居していたテナントビルやチャレンジショップからの転居）を想定。残り１店舗においては、町外からの入居（中心市街地における新規事業開始）を促す。

○「惣領にぎわい拠点」整備事業（ハード事業）

- 事業概要：地域拠点（惣領地区）において、(株)未来創成ましきと連携して、県道拡幅事業で移転を余儀なくされる店舗が入居できるテナントビルを整備し、町内事業者の事業活動の継続を支援すると共に、地域生活の拠点の整備を行う。
- 実施時期：R3（新規事業）
- 想定事業効果：商業店舗については県道熊本高森線沿線から移転する店舗を中心に１５～２０店舗の入居を想定するが、うち一部（３店舗程度を想定）においては、町外からの入居（中心市街地における新規事業開始）を促す。

○創業支援事業（チャレンジショップ・コワーキングスペース事業）（ソフト事業・ハード事業）

- 事業概要：木山地区（「まちの商店街」「物産館等」）や惣領地区（惣領にぎわい拠点）において、新たに店舗・事業を始める人に対して、既存の創業支援施策（益城町中小企業利子補給、益城町起業創業事業費補助金、創業支援ワンストップ窓口等）とも連携した支援を提供することで、中心市街地における新規事業開始を促す。

また、上記の恒久的な施設の完成は令和４年～６年頃となるため、それに先駆けて、令和３年度より木山地区に仮設住宅の「みんなの家」（集会所）を再活用したチャレンジショップ（１室）・シェアオフィス（５室）を試験的に設け、新規事業開始のための場を先行的に整備する。

- 実施時期：R3～R7（新規事業）
- 想定事業効果：チャレンジショップで１事業者、シェアオフィスで５事業者の新規事業開始を促す。

○サードプレイス推進事業（ソフト事業）

- 事業概要：木山地区で新たに整備する施設において、(株)未来創成ましきと連携して、将来のまちの担い手である中学生・高校生・大学生の活動の拠点（サードプレイス）を整備・運営し、若い世代の継続的な活動の発生を支援する。なお、上記の恒久的な施設の完成は令和５年頃となるため、それに

先駆けて、令和 3 年度より木山地区に仮設住宅の「みんなの家」（集会所）を再活用したサードプレイスを試験的に設け、推進事業を先行的に開始する。

- 実施時期：R3～R7（新規事業）
- 想定事業効果：中学生・高校生・大学生が、校外での活動や地域活動を行う場を作ること、若い世代による新たな活動の創出につなげる。（定量的な効果は期間内 0 件）

以上より、

- ①物産館での新規事業開始件数 ……2 件
- ②まちの商店街での新規事業開始件数 ……1 件
- ③惣領にぎわい拠点での新規事業開始件数 ……3 件
- ④みんなの家での新規事業開始件数 ……6 件（※この件数は①、②、③には含めない）

の合計 12 件の新規事業開始を目標として設定する。

（３）フォローアップの時期及び方法

新規事業開始件数については、毎年 3 月（毎年度末）に、新たに整備する施設の管理運営を行う(株)未来創成ましが、益城町及び益城町商工会と連携して町内での起業件数を集計・把握し、事業進捗及び目標達成状況を分析する。必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度においても、再度検証を行う。

（４）その他指標について（参考指標）

「新規事業開始件数」という目標指標は、中心市街地における新たな活動の活発さに注目して把握するための指標（フロー指標）であるため、町が持つエネルギーを表す指標（ストック指標）として、「益城町商工会員数」（※中心市街地に限定した会員数ではなく、町全体の会員数）も参考として把握していく。

この指標の目標としては、現状値（令和 2 年度）の 515 所に対して、令和 7 年度には 520 所まで増加させることを目標値として掲げ、新規事業開始件数と同様に、毎年度末に益城町商工会が把握する会員数より、事業進捗及び目標達成状況を分析し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じていく。

2) 「歩行者・自転車通行量」について

（１）目標指標の設定について

本目標指標の設定にあたっての基準値は、令和 1 年に実施した歩行者・自転車通行量の数値を以て、2,600 人/日と設定する。

目標値については、人口規模が同程度で中心市街地活性化基本計画の認定を受けている他都市事例も参考にしつつ、中心市街地における新規商業施設に集まる人による新たな回遊行動の発生について下記のような考え方で推計を行い、3,400 人/日（基準値+800 人）と設定する。

町全体の年間販売額を元に、新規整備商業施設の規模相当の年間販売額を想定。そこから客単価と営業日数を除し、徒歩・自転車の来訪者比率の目標値を乗じる事で効果測定対象目標を算出する。

- 益城町小売業の売場面積当り販売額（平成 28 年経済センサス）
＝小売業年間売上額 10,401 百万円÷小売業売場面積 7172 m²＝1.45 百万円/m²（a）

- 新規整備商業施設販売面積：物産館等 250 m² + まちの商店街 170 m² + 惣領にぎわい拠点（新規店舗は商業テナント部分の約半分と想定）340 m² = 760 m² (b)
- 新規整備商業施設年間売上見込み = (a) × (b) = 1,102 百万円 (c)
- 新規整備商業施設 1 日当り来店者数 = (c) ÷ 客単価 2965 円（町民アンケート調査） ÷ 営業日数 300 日 = 1238.9 人/日 (d)
- 新規整備商業施設 1 日当り徒歩・自転車来店者数
= (d) × 徒歩・自転車での来訪者比率 64.5%（町民アンケート調査「一度に色々な買い物や用事ができる場が必要」と回答した人の比率） = 799.1 人/日

（２）目標指標に寄与する主要事業と積算方法

○「物産館等」整備事業（ハード事業）

- 事業概要：都市拠点（木山地区）において、(株)未来創成ましきが中心となって「町の情報発信拠点」を整備・運営し、町の魅力発信力の強化を図る。
- 実施時期：R5（新規事業）
- 想定事業効果：特に町外の人からの期待が高い地元のこだわりの農産品等を購入することができる地域産品セレクトショップ（下図はイメージ。現時点では約 250 m²を想定）を整備することで、交流人口及び中心市街地における回遊人口増加に寄与する。



○「まちの商店街」整備事業（ハード事業）

- 事業概要：木山地区において、(株)未来創成ましきが中心となって、町内外の店舗が集まる「商店街」を形成し、買い物客の集積を図る。
- 実施時期：R5（新規事業）
- 想定事業効果：町内に既存の店舗と誘致店舗をミックスさせた商業集積施設（下図はイメージ。現時点では、1 店舗あたり 25～45 m² × 6 店舗程度、合計約 170 m²を想定）を整備し、都市拠点の他の施設（「役場新庁舎」「交通広場」「物産館等」「横町線」等）と連携して「一度に色々な用事ができる場」を形成していくことで、町内住民にとっての生活環境の向上、交流人口の増加及び中心市街地における回遊人口の増加に寄与する。



○「惣領にぎわい拠点」整備事業（ハード事業）

- 事業概要：地域拠点（惣領地区）において、(株)未来創成ましきと連携して、県道拡幅事業で移転を余儀なくされる店舗が入居できるテナントビルを整備し、町内事業者の事業活動の継続を支援すると共に、地域生活の拠点の整備を行う。
- 実施時期：R3（新規事業）
- 想定事業効果：町内に既存の店舗と誘致店舗をミックスさせた商業集積施設（下図はイメージ。現時点では、新規店舗や町内既存店舗の面積増分を約 340 m²と想定）を整備し、人口が集中する広安校区に生活拠点となるテナント施設を整備することで、町内住民の生活利便性の向上及び中心市街地における回遊人口の増加に寄与する。



○横町線高質化事業（ハード事業）

- 事業概要：木山地区の歴史を今に伝える横町線を、町と地元住民でより美しく整備し、来街者が「歩きたくなる街並み」を創出する。
- 実施時期：R3～R7（既に実施している事業の継続・発展）
- 想定事業効果：地域の歴史や実情にあった、より高質な道路空間・歩行空間を整備し、町外からの来訪者や地域の生活者にとって「歩きやすいみち」「歩きたくなるみち」の再形成を実現することで、来街者による積極的な施設間の回遊行動を促す。

以上より、

基準値 2,600 人 + 事業による増加人数 800 人 = 3,400 人
の歩行者・自転車通行量を目標として設定する。

（３）フォローアップの時期及び方法

歩行者・自転車通行量については、毎年 9 月及び 11 月に、(株)未来創成ましきが中心市街地 7 箇所における歩行者・自転車通行量調査を実施し、その結果をもとに、事業進捗及び目標達成状況を分析する。必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度においても、再度検証を行う。

3) 「中心市街地居住人口」について

（１）目標指標の設定について

本目標指標の設定にあたっての基準値は、令和 2 年度の住民基本台帳ベースの人口を 100m メッシュに対応させて推計した 6,108 人と設定する。

目標値については、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業等の復興事業を通じて安全・安心で良好な住環境を整備することで、平成 28 年熊本地震により急激に減少した中心市街地の人口を再び震災前の水準

まで回復していくという考えに基づき、平成 27 年度の住民基本台帳ベースの人口を 100m メッシュに対応させて推計した 6,500 人と設定する。

なお、平成 28 年熊本地震により急激に減少した人口を回復させていくという考え方については、平成 30 年 12 月に益城町が策定した「益城町人口ビジョン」に沿って設定をしている。益城町人口ビジョンにおいては、人口減少局面にあることは十分に想定しながらも、日々の暮らしや経済、行政など様々な場面で悪影響が出ないようにするためにも、人口をいったん回復させるという考え方に基づいたビジョン（益城町人口ビジョンの中では「36,000 人ビジョン」と称する）を描いている。そして、この 36,000 人ビジョンの達成は必要不可欠なものとした上で、その実現に向けては、2025 年時点で、人口減少傾向に沿った推計よりも約 2,000 人の人口増加が必要と設定（次頁参照）している。そして、その達成に向けて、まずは町外のみなし仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされている方が多く存在している状況に対して、これらの方々が 1 日でも早く益城町へ戻り、もとの生活に戻れるよう、復興に向けた生活再建を最優先で確実に進めたいと、転入増加に向けた戦略的展開を図るべきと整理している。

■ 36,000人ビジョン達成に必要なこと

36,000 人ビジョンの達成のためには、(1) 前章で示した熊本地震による人口流動の早期収束、(2) 本町の更なる発展に向けて多くの転入増を目指した戦略的展開の 2 つを同時に進めることが重要です。

熊本地震による人口流動の 早期収束

この人口ビジョンでは、熊本地震からの人口流動の収束時期を 2020 年としています。早期に復興期から発展期へ入ることが好ましく、したがって収束時期も早くなることが好ましいと考えられます。加えて、熊本地震以前に本町に住んでいた方々の生活再建が優先されるべきであり、この視点からも人口流動の早期収束が望まれます。

多くの転入増に向けた 戦略的展開

熊本地震からの人口流動が収束することで、本町のさらなる発展に向けて、多くの方の転入増を目指す戦略的展開が必要となります。日本全体で人口が減っていく中で、下図で示すような世帯の転入をどのように促すのか、有効な政策の整備が望まれます。

資料：「益城町人口ビジョン」（平成 30 年 12 月）P41 より抜粋

本計画における目標値の設定にあたっては、上記の考え方及び数字を十分に考慮に入れ、この数字を町全体の人口に対する中心市街地の人口の比率（約 18.3%）で除すと 363 人となるものの、中心市街地（市街化区域）と市街化調整区域とでは人口増加の比率が異なることも考慮し、約 400 人の増加を目標として設定した。

〔 将来人口の見通し 〕

国の基本推計である社人研推計をもとにした補正推計では、2065 年の総人口が 26,558 人と推計されていますが、合計特殊出生率が将来的に 2.1 まで上昇し、社会移動がプラスマイナスゼロとなるパターン 2：益城町独自推計 (1) では、2065 年の人口が 29,261 人となり、2,703 人の上昇がみられます。また、36,000 人ビジョンでは 2030 年に総人口 36,000 人を達成した後は社会移動がプラスマイナスゼロとなるため、以降は緩やかに減少していきますが、2065 年人口は 33,250 人と熊本地震前の 2015 年人口とほぼ同じ水準となることが予想されます。

総人口の推計結果



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
社人研推計(補正)				32,964	32,550	32,022	31,413	30,545	29,556	28,588	27,709	26,558
益城町独自推計(1)	32,676	33,611	33,209	33,053	32,903	32,606	32,208	31,570	30,886	30,263	29,742	29,261
36,000人ビジョン				35,040	36,005	35,885	35,645	35,136	34,575	34,073	33,644	33,250

(資料) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料をもとに益城町作成(一部改変)

〔 目指すべき将来の方向 〕

これまで、本町における将来人口の推計とその展望を示してきましたが、それらを踏まえて、ここでは本町が目指すべき将来の方向について整理を行います。

■ 若い世代の方の流出防止と流入促進

本人口ビジョンで推計した 36,000 人ビジョンでは、たくさんの若い世代の方が流入し、その後の社会移動はプラスマイナスゼロとなる仮定を置いています。しかし、年齢別の人口移動 (P.17 ～ P.18) をみると、特に 10 代後半～ 20 代前半で多くの人口流出が起こっていることが実情です。これは、大学等への進学または就職による転出の影響が大きいと考えられます。つまり、36,000 人ビジョンの達成には、若い世代の流出を防ぐ、または進学や就職等で町外へ転出しても、いずれ帰ってきたいと思える町になるような対策が急務となります。

加えて、近隣にはない本町ならではの魅力を創出し、若い方の流入を促進することも重要です。本町の特徴を活かした雇用の創出や起業支援を進めるなど、「しごと」が「ひと」を呼ぶ仕掛けづくりが若者の流入促進に効果的であると考えられます。

■ 持続可能な地域づくり

前項で述べた「しごと」も「ひと」も、その受け皿となる「まち」の体制が整っていないことにはうまく機能しません。熊本地震からの復興、そしてさらなる発展を目指す本町はこれから大きく生まれ変わろうとしています。来るべき将来に向けて、本町がどのような「まち」として生き続けるのか、本町に関わるすべての人たちが意見を交わし、将来も持続可能なまちづくりを続けていかなければなりません。そのことで、「しごと」「ひと」の要となる「まち」の好循環が生まれることが期待されます。

（２）目標指標に寄与する主要事業と積算方法

前述の「益城町人口ビジョン」においては、36,000 人ビジョンの達成のためには、「若い世代の方の流出防止と流入促進」と「持続可能な地域づくり」が必要と整理されている。本計画においても、人口増加に直接的に寄与する事業ではないものの、将来にわたって安心して生活できるまちづくりに向けた公共施設（道路・公園等）の基盤を整備する事業や、特に子育て世代が安心して暮らせるための事業、さらにはどんな世代も便利に楽しく暮らすために必要な基盤整備事業等を掲げ、目標の達成を推進していく。

○益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業（ハード事業）

- 事業概要：都市拠点にふさわしい行政・商業・サービス・交通結節等、高次の都市機能を誘導するとともに、快適で災害に強いまちづくりの実現に向け、道路や公園等、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。
- 実施時期：H30～R7（既に実施している事業の継続）
- 想定事業効果：宅地の利用増進を図るための整備や、道路・公園・公共施設の整備を行っていくことで、快適で災害に強い、良好な住環境の整備に寄与する。

○子育て世代活動支援事業（ソフト事業）

- 事業概要：小さい子供（特に未就園児等）を持つ親が、買物・用事などの日常的な活動や、地域活動・事業活動等の活動を安心して行うことができるよう、一時託児機能導入等の取組を実施・支援する。
- 実施時期：R3～R7（既に実施している事業の継続・発展）
- 想定事業効果：子育て世代の活動を支援することで、特に「若い世代や女性にとって住みやすい町」の実現に寄与する。

○市街地循環バス等推進事業（ソフト事業）

- 事業概要：民間事業者と連携して、中心市街地を循環するコミュニティバスを運行し、中心市街地内の移動利便性の向上を図る。
- 実施時期：R5～R7（新規事業）
- 想定事業効果：中心市街地を中心として、町内全域における複数の交通モードの導入を進めることで、地域住民の交通利便性向上を図ると共に、「どんな世代でも移動がしやすく生活しやすい町」の実現に寄与する。

（３）フォローアップの時期及び方法

中心市街地居住人口については、毎年 3 月末（毎年度末）時点の住民基本台帳ベースの人口を 100m メッシュに対応させて推計を実施し、その数値をもとに、事業進捗及び目標達成状況を分析する。必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度においても、再度検証を行う。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する設備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

基本的な方針として「若い世代や女性が生活しやすいまちづくり」を掲げているが、中心市街地に関する住民アンケートにおいて「現在の中心市街地は子どもを連れて楽しめる」と回答した人は 7.8%と非常に低い数値に留まっている。一方、今後の中心市街地に必要な機能として、「小さな子どもが遊んだり、ベンチ等があつて休憩ができる公園」（12/7%）、「散歩したくなる街並み、段差等がなく歩きやすい環境」（20.9%）などを求める声は大きい。よって、現在、中心市街地において進められている都市計画事業を重要な機会として捉え、公園や休憩スペース、散歩しやすい環境の整備を積極的に進めていく必要があると考えられる。

また、特に若い世代（20 歳未満世代）においては、「お洒落で楽しい」中心市街地を求める声が非常に高くなっている（32.2%）。具体的に、「誰もが注目する集合・待ち合わせ場所（インスタ映えスポット）」を求める声も強くあがっており（22.9%）、こういった声に対応していくためにも、他所の道路とは少し違ったお洒落な道路や休憩スペース、さらには統一された雰囲気のある景観づくりを積極的に進める必要もあると考えられる。

[2] 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（2）② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（4）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「オープンスペース」整備事業 【内容】 都市拠点（木山交差点付近）における公園整備 【実施時期】	益城町	日常的に子ども達を中心とした憩いの場を設け、「滞留したい都市拠点」を実現していくために、日常的には子ども・子育て世代の遊び場や多世代交流の場として使用しつつ、定期的な小規模なイベントを実施していく場としても使用できる広場（オープンスペース）を整備します。	措置なし	

R4～R5 年度		本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。		
【事業名】 横町線高質化事業 【内容】 町道横町線の舗装面等の高質化 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町	都市拠点内において「歩きたくなるまちなみ」を実現していくために、古くからの歴史を持つ横町線の拡幅事業にあわせて、舗装面や付帯設備（照明等）等の高質化を図り、この地域にあったまちなみ景観の形成を行います。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 町有地等を活用した“憩いの場”整備事業 【内容】 町道横町線における休憩場所（公園、ベンチ等）の整備 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町 民間事業者	都市拠点内において「歩きたくなるまちなみ」「歩きやすいまちなみ」を実現していくために、区画整理事業地内の町有地等を活用しながら、歩く人にとっての休憩ポイント（公園、公民館、店舗、ベンチ等）の設置を行います。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 木山城址公園景観整備事業 【内容】 木山城址公園の景観整備 【実施時期】 R4～R7 年度	益城町	都市拠点において憩いの場を設け、「滞留したい都市拠点」を実現していくために、震災で大きな被害を受け、復旧工事が完了した木山城址公園について、改めて町民の憩いの場となるように、景観向上に向けた整備事業を行います。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 狭小地等を活用したにぎわい創出整備事業 【内容】 県道熊本高森線沿線の狭小地でのポケットパーク等の整備 【実施時期】	益城町 (株)未来創成 ましき	県道熊本高森線沿線において、様々な形の憩いの場を設けることで「歩きたくなるまちなみ」を実現していくために、県道熊本高森線沿線の狭小地等における、にぎわい創出のための空間整備（ポケットパーク、駐輪場、イベント用地等）を行います。 また、県道熊本高森線沿線地域の	措置なし	

R4～R7 年度		歴史的な自然資源である湧水に触れてもらったり、湧水を使った産品（例：かき氷等）を提供したりする活動（イベント）を実施します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。		
【事業名】 駐輪場整備事業 【内容】 中心市街地内における駐輪場整備 【実施時期】 R4～R7 年度	益城町 (株)未来創成 ましき	自転車や公共交通の利用者増を実現するために、県道熊本高森線沿線の狭小地等の活用について、特にバス停付近の狭小地においては、駐輪場整備を積極的に推進します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

基本的な方針として「新たな活動が生まれ続けるまちづくり」を掲げているが、新たな活動が生まれ“続ける”ためには、常に若い世代が挑戦し続けることのできる環境が必要である。しかし、益城町には高校が存在しないため、高校生世代の活動が町外に流出してしまっている状態となっていた。しかし、平成 28 年熊本地震の後、益城町に居住する高校生達が益城町に着目して活動する機会が増えており、そのための拠点が求められる状況となっている。こういったポジティブな状況に対して、若い世代（特に高校生世代）の活動の拠点を形成することは、中心市街地の活性化に向けて、非常に重要と考えられる。

また、男女協働参画への意識が高まる中、子育て世代が、安心して、子育てと活動とを両立できるような中心市街地も強く求められている。そのための環境整備も、中心市街地活性化の一つの重要な事業として位置付ける必要があると考えられる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための 位置付け及び必要性	支援措置の名称 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 子育て世代活動支援事業 【内容】 コワーキングスペース等を活用した一時託児環境等の整備 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町 (株)未来創成ましき 民間団体	小さい子供（特に未就園児等）を持つ親が、中心市街地内で買物・用事などの日常的な活動や、地域活動・事業活動等の活動を安心して行うことができるよう、お子様をお持ちの方がコワーキングスペースで仕事（テレワーク等）を行う際に同一施設内での一時託児サービスを利用する場合の利用料に対する補助等を行います。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 9 月～R8 年 3 月	区域内
【事業名】 サードプレイス整備事業（「ましきみらい会議」推進事業） 【内容】 特に高校生による地域活動等の拠点	益城町 (株)未来創成ましき 民間団体	中学生・高校生等の若い世代による中心市街地のにぎわいを形成していくために、中学生・高校生にとってのサードプレイス（学校、自宅以外のもう一つの場所）をつくり、中高生が校外活動や地域活動に活用できる場（コワーキングスペース、チャレンジショップ）の活用を促進・支援します。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 9 月～R8 年 3 月	区域内

づくり 【実施時期】 R3～R7 年度		具体的には、高校生がコワーキングスペースでの活動を知るための周知活動や、高校生と地域（課題）を結びつけるためのイベントの開催、高校生の課題解決を支援するための交流イベントの開催等に取り組んでいきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」の達成に必要な事業です。		
----------------------------------	--	--	--	--

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ましき健康づくり応援ポイント事業（健康拠点づくり） 【内容】 健康応援ポイント（運用中）のさらなる利用促進 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町	令和 2 年より開始されている「ましき健康づくり応援ポイント事業」をさらに活性化し、中心市街地内を歩く人を増やしていくために、益城町健康福祉センター（はびねす）を中心拠点として位置づけ、関連する様々なイベント等を実施します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地協働住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

現在、益城町の中心市街地においては、平成 28 年熊本地震からの復興に向けた区画整理事業（益城中央被災市街地復興土地区画整理事業）が進められている。この事業においては、住民の生活再建に向けて良好な宅地と公共施設（道路、公園等）の整備が進められており、中心市街地活性化、ひいては益城町全体の復興に向けて、最も重要な基礎となる事業として認識されている。よって、本計画においても、重要な事業として位置付けている。

また、基本的な方針として「街中の連携性強化による「歩きたくなる」まちづくり」を掲げているが、現状では、多くの方が中心市街地に自家用車で来街しており（67.8%）、中心市街地の歩き回りにはつながりにくい状況となっている。中心市街地内の歩行者を増やし、町のにぎわいにつなげていくためにも、徒歩や公共交通での来街を増加させていく必要があり、そのための交通環境整備も重要な事業として位置付けられる必要がある。

[2] 具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業 【内容】 都市拠点内の約 28.3ha における宅地・公共施設整備 【実施時期】	熊本県	都市拠点にふさわしい行政・商業・サービス・交通結節等、高次の都市機能を誘導するとともに、快適で災害に強いまちづくりの実現に向け、道路や公園等、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的として、平成 30 年度より事業を行っています。 本事業は、目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業で	措置なし	

H30～R8 年度		す。		
【事業名】 テナントビル等整備 支援事業（住居部 分） 【内容】 住居を併設するテナ ントビル整備事業者 に対する支援 【実施時期】 R6～R7 年度	益城町	震災によって住居を失った方、あるいは 町を離れることになった方を中心市街地 内に呼び戻し、まちに活気を取り戻すた めに、7 章にも記載の「商業部分」の支 援と併せて住居併設型のテナントビルを 整備する事業者に対して、財政的な支 援（空き店舗や空き土地等を活用した 店舗併設型テナントビル整備に対する 補助）を行っていきます。 本事業は、目標③「中心市街地内生 活人口の増加」の達成に必要な事業で す。	措置なし	
【事業名】 市街地循環バス等 推進事業 【内容】 中心市街地内を循 環するモビリティ（移 動手段）の整備 【実施時期】 R5～R7 年度	(株)未来創成 ましき 民間事業者	中心市街地内の移動利便性向上や、 集落部から中心市街地へのアクセス性 向上を通じて、中心市街地居住人口の 増加や来街者の増加を実現していくた めに、コミュニティバスや乗り合いタクシ ー等、複数の交通モードの導入を進めま す。 本事業は、目標②「中心市街地内での 回遊行動の創出」及び目標③「中心市 街地内生活人口の増加」の達成に必 要な事業です。	措置なし	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

基本的な方針として「新たな活動が生まれ続けるまちづくり」を掲げているが、そこに経済活動が連携していなければ、新たな活動を継続的に実施していくことは現実的に困難と考えられる。しかし、現在の益城町の状況を見ると、益城町の住民であっても、日常的に町の中心市街地において消費することは少なく、経済が町外に流出してしまっている状況となっている。（下図参照）

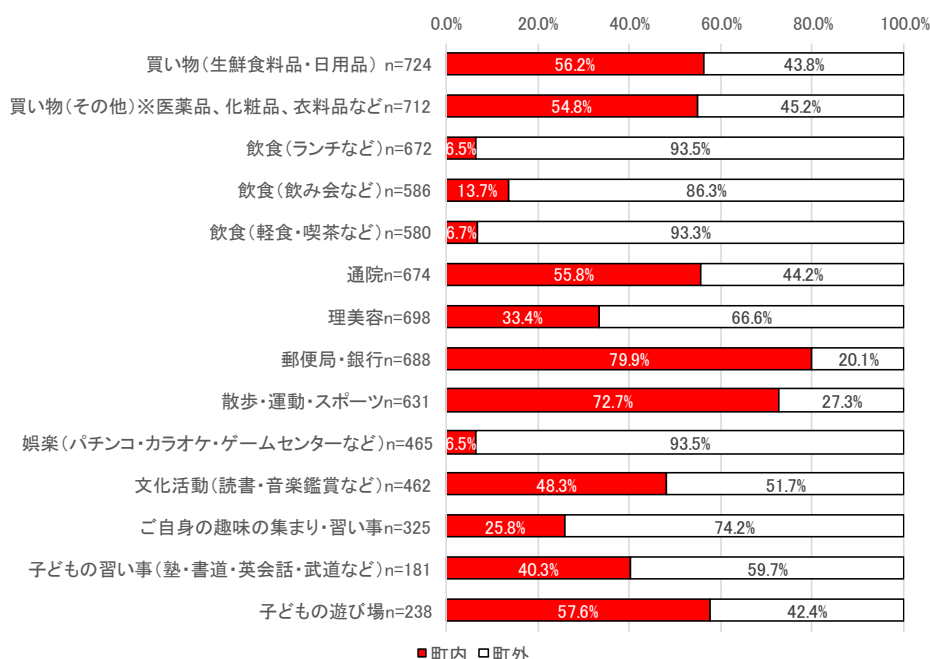


図 普段、買物・飲食・娯楽などそれぞれの目的別に、最もよく使う場所（再掲）

しかし一方で、多くの住民が「一度に色々な買物や用事ができる場」を中心市街地に求めている（64.5%）。この声に対応していくために、現在の中心市街地にある機能を維持・強化するための取組を行いながら、加えて、機能を補完し、さらに活性化の起爆剤となるための施設整備や取組・活動を展開していく必要があると考えられる。

また、人口減少局面において、町内住民の消費を取り込むだけでなく、年間利用者が 300 万人を超える熊本空港を有し、かつ、一大観光地である熊本市と阿蘇の間にあるという立地的な特性を活かしながら、町外・県外の消費も取り込んでいくよう、併せて取組・活動を進めていく必要があると考えられる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための 位置付け及び必要性	措置の名称及び 実施時期	その他の 事項
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 【内容】 都市拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5 年度	(株)未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 R4 年度	・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減
【事業名】 「物産館等」整備事業 【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5 年度	(株)未来創成ましき	地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地域の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の	【措置の名称】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 R4 年度	・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））

		創出」の達成に必要な事業です。		・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減
--	--	-----------------	--	--

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための 位置付け及び必要性	支援措置の名称 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5 年度	(株)未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 R4 年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定
【事業名】 「物産館等」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における地域特産品等を中	(株)未来創成ましき	地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地域の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施	【措置の名称】 ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民間中心	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経

心に販売する商業 テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5 年度		設を整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	市街地経済活力 向上事業の用に 供する不動産の 取得又は建物の 建築をした際の登 録免許税の軽減 【実施時期】 R4 年度	済 産 業 大 臣 認 定
【事業名】 「多世代交流の場」 づくり事業 【内容】 交流スペースや学習 スペースなど、多様 な世代が自由に過 ごせる居場所づくり 【実施時期】 R3～R7 年度	(株)未来創成ま しき 民間事業者 民間団体 教育機関	多様な世代が交流を求めて中心市街 地に来街できるように、高齢者世代と 若い世代（特に子どもたちや子育て 世代）と交流できる場づくり（交流ス ペース・フリースペース等）や、小中 学生の子どもたちが過ごすための場づくり （オープンスペース、学習スペース等） に向けた取組を行います。 具体的には、歩道やコワーキングス ペース、オープンスペース等での多世代交 流イベント（むかし遊びイベント、まち あるきイベント等）の開催やコワーキン グスペースや「まちの商店街」の公共空 間等での学習会の開催等に取り組ん でいきます。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な 事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性 化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 4 月～R8 年 3 月	区域内
【事業名】 オープンイベント推 進支援事業 【内容】 中心市街地（特に 都市拠点のオープ ンスペース等）にお けるイベント開催支援 【実施時期】 R3～R7 年度	(株)未来創成ま しき	中心市街地への来街のきっかけとなる イベントの開催に向けて、特に都市拠 点のオープンスペースや公共施設等を 活用した、定期的な小さなイベントや 夜市、スポーツ交流イベント、オルレ イイベント等の開催を支援するために、場 の提供や機材の貸し出し、PR の支援 等を行います。 本事業は、目標①「地域固有の魅力 を活かした新たな活動の創出」及び目 標②「中心市街地内での回遊行動の 創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性 化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 4 月～R8 年 3 月	区域内
【事業名】 「農産品×商工業」 連携拠点事業 【内容】	(株)未来創成ま しき	地域資源を活用した中心市街地にお ける新たな活動創出の実現に向けて、 地元の農産品を活用した商品開発 （“食べあるき名物”等）や販路開拓	【措置の名称】 中心市街地活性 化ソフト事業 【実施時期】	区域内

地域特産品を活用した商品開発への支援 【実施時期】 R3～R7 年度		に向けた活動（マーケティング、プロモーション、デザイン等）を行う人・団体・事業者への支援（主にマッチング支援）を実施します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	R3 年 4 月～R8 年 3 月	
【事業名】 「魅力溢れるみちづくり」事業 【内容】 町道横町線や木山往還など、街中の道路の魅力向上に向けた取組の実施 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町 (株)未来創成ましき	「歩きたくなるまちなみづくり」の実現に向けて、地域にあった四季を楽しめるまちなみ緑化の取組（道路敷での植樹やプランターの設置、住宅壁面の緑化や住宅内の樹木の統一等）や、古くからの歴史を来街者に伝え楽しんでもらうための取組（ガイドマップの作成やガイドの設置、まちあるきイベントの実施等）を行います。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 4 月～R8 年 3 月	区域内
【事業名】 「〇〇〇〇月間」推進事業（「木山初市」事業） 【内容】 木山初市～震災発生日を中心としたイベント開催 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町 商工会	中心市街地への来街者増加を実現していくために、古くからの歴史を持つ「木山初市」（3 月第 1 週開催）を起点として、平成 28 年熊本地震が発生した 4/14・16 までの約 1 か月半を「〇〇〇〇月間」として位置付け、市の開催やメモリアル展示の実施等、メモリアル事業の実施に取り組みます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 4 月～R8 年 3 月	区域内
【事業名】 「みんなの夏祭り」事業 【内容】 都市拠点における夏祭りの開催 【実施時期】 S46～R7 年度	益城町 商工会	中心市街地への来街者増加を実現していくために、古くから「地藏祭り」として開催されており、今も町内の人たちにとっての最大の誇りとして開催されている「みんなの夏祭り」を、継続的にかつ発展させながら実施していきます。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 4 月～R8 年 3 月	区域内

【事業名】 秋津川みちづくり推進事業 【内容】 秋津川沿い道路を散歩みち・サイクリングコースとしていくための取組を実施 【実施時期】 R4～R7 年度	(株)未来創成ましき	町内外の方に親しまれている秋津川及びその沿線道路を、中心市街地来街のひとつのきっかけとしてもらうために、以下のような魅力的な「みちづくり」活動を実施していきます。 ・桜の時期には多くの人が訪れる秋津川沿いに、他の季節にも楽しみを見つけやすくなるよう、季節の花の植栽や、魅力マップの作成等を行います。 ・田園風景や穏やかな水の流れる楽しみながらのサイクリングルートの整理やサイクリングマップの作成等を行います。 ・秋津川堤防沿いの道路の雰囲気をもくするのために、秋津川の堤防壁に、地元子ども達を中心となって絵を描くイベントを実施します。（震災前に描かれていた壁画を復活させます。） ・川の中にあかりを点す「水あかり」イベントを実施します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R4 年 4 月～R8 年 3 月	区域内外
【事業名】 テナントビル等整備支援事業（店舗部分） 【内容】 テナントビル整備事業者に対する支援 【実施時期】 R6～R7 年度	益城町	中心市街地での店舗・事務所開設のハードルを下げ、新たな活動が生まれやすくするために、中心市街地における空き店舗対策として、中心市街地内の空き店舗や空き土地等を活用しながらテナントビルを整備する事業者に対し、中心市街地への新たな店舗の誘致等を図っていく取組みへの財政的な支援（空き店舗や空き土地等を活用したテナントビルの建設に対する補助）を行っていきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R6 年 4 月～R8 年 3 月	区域内
【事業名】 にぎわい活性化支援事業 【内容】	益城町	中心市街地内でのにぎわいにつながる活動を行う団体・個人に対して、その活動にかかる費用に対する助成を実施します。（※助成事業は全町が対象で	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】	区域内

にぎわいにつながる活動への助成事業 【実施時期】 R1～R7 年度		すが、支援措置の対象は中心市街地内での活動への助成に限ります。） 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	R3 年 4 月～R8 年 3 月	
【事業名】 町内事業者 PR 支援事業 【内容】 町内事業者の PR 活動を支援 【実施時期】 R2～R7 年度	(株)未来創成ましき	特に中心市街地で活動する事業者の認知度・売上向上のために、町内事業者の事業に関する情報を集約し、SNS や冊子等の媒体を活用しながら発信していきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R3 年 4 月～R8 年 3 月	区 域 内 外

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「惣領にぎわい拠点」整備事業 【内容】 地域拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R3 年度	(株)未来創成ましき 民間事業者	生活利便性向上を通じて、中心市街地居住人口増加を実現していくために、地域拠点（惣領交差点付近）に、生活の拠点となるテナント施設の整備を行います。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 【実施時期】 R3 年度	支 援 措 置 につい て は 予 定
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5 年度	(株)未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とし、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 【実施時期】 R5 年度	支 援 措 置 につい て は 予 定
【事業名】 「物産館等」整備事業 ※再掲	(株)未来創成ましき	地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の魅力（農産品、風景・アクティビ	【措置の名称】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活	支 援 措 置 につい て は 予 定

【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5 年度		ティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	性化事業 【実施時期】 R5 年度	
【事業名】 オンリーワン商店支援事業 【内容】 店舗経営へのアドバイス・支援 【実施時期】 R3～R7 年度	(株)未来創成ましき	既存店舗及び今後整備する施設に入居する商業店舗等の魅力向上を通じて、中心市街地への来街増加が実現されるように、オンリーワンの商店になっていくための支援（経営指導、商品開発支援、プロモーション支援等）を行っていきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 （ア）中心市街地商業活性化診断・サポート事業 【実施時期】 R3～R7 年度	
【事業名】 オンリーワン商店支援事業 ※再掲 【内容】 店舗経営へのアドバイス・支援 【実施時期】 R3～R7 年度	(株)未来創成ましき	中心市街地で活動している店舗や、「まちの商店街」に入居する店舗等の魅力が向上し、それにより中心市街地への来街増加が実現されるように、オンリーワンの商店になっていくための支援（経営指導、商品開発支援、プロモーション支援等）を行っていきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 （イ）中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 【実施時期】 R3～R7 年度	
【事業名】 事業承継支援事業 （「味の記憶の継承」事業） 【内容】 地域の商業資源を次世代に継承するための活動支援 【実施時期】 R3～R7 年度	(株)未来創成ましき	高齢化や後継者不在のために廃業していく地元商店や事業所の貴重な資産（味、技術、人とのつながり等）を次世代に継いでいけるよう、事業を受け継いでいく人材を発掘・マッチングし、継続的に支援する取組を行います。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 （ア）中心市街地商業活性化診断・サポート事業 【実施時期】 R3～R7 年度	
【事業名】 事業承継支援事業	(株)未来創成ましき	高齢化や後継者不在のために廃業していく地元商店や事業所の貴重な資	【措置の名称】 （イ）中心市街	

(「味の記憶の継承」事業) ※再掲 【内容】 地域の商業資源を次世代に継承するための活動支援 【実施時期】 R3～R7 年度		産（味、技術、人とのつながり等）を次世代に継いでいけるよう、事業を受け継いでいく人材を発掘・マッチングし、継続的に支援する取組を行います。 ※支援措置を通じて、支援を行っていく主体（まちづくり会社）へのアドバイザー派遣を受けていきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	地商業活性化アドバイザー派遣事業 【実施時期】 R3～R7 年度	
---	--	---	---	--

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 創業支援事業（チャレンジショップ・コワーキングスペース事業） 【内容】 創業希望者が創業しやすくなるような拠点の整備 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町 (株)未来創成ましき	「まちの商店街」や「惣領にぎわい拠点」等の中に、新たな事業を始める人にとって入居しやすい場所（チャレンジショップ、コワーキングスペース、シェアオフィス等）を設置し、中心市街地における新たな活動の創出につなげます。 また、それに先駆けて、仮設住宅の「みんなの家」を再活用した創業支援拠点を試験的に整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 まちなか駐車場整備事業 【内容】 中心市街地内における駐車場整備 【実施時期】 R4～R7 年度	(株)未来創成ましき 民間事業者	来街者のアクセス性を向上させ、中心市街地への来街者増加を実現していくために、都市拠点内に「まちなか駐車場」を分散整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 「まちあかり」事業	(株)未来創成ましき	「歩きたくなるまちなみ」づくりを通じて、中心市街地の歩行者通行量の増加	措置なし	

【内容】 中心市街地内の各所にイルミネーションを点灯 【実施時期】 R3～R7 年度	民間事業者	を実現していくために、中心市街地内の事業地等において、それぞれの特徴を持ったイルミネーションを設置します。また、それをつなぐ仕掛けとして、ガイドマップの作成等を行います。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。		
【事業名】 「まちの下宿」推進事業 【内容】 都市拠点における宿泊機能整備 【実施時期】 R3～R7 年度	民間事業者	中心市街地に来街した人にできるだけ長い時間滞在してもらうために、都市拠点（木山交差点周辺）に、宿泊できる場所を設けます。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 益城町起業創業事業費補助金 【内容】 起業創業者向けの補助 【実施時期】 R2～R7 年度	益城町	町内で新たに起業する方や既に町内で事業を行っていて新たな分野へ進出する方（新分野進出）に対して、益城町からその経費の 1/2（上限 100 万円）を補助します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 益城町中小企業利子補給事業 【内容】 中小企業者の新規活動に対する補助（利子部分） 【実施時期】 H12～R7 年度	益城町	従業員 20 名以下の事業者が、設備の改築や改装、設備の導入、駐車場の整備等を行う際に、町指定金融機関から融資を受けた場合、その利子の 6 割を補助します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 経営発達支援事業 【内容】 中小企業者の経営発達に向けた伴走支援の実施 【実施時期】 R2～R6 年度	益城町商工会 益城町	益城町商工会による日常的な経営指導に加えて、今後の経営発達を希望する事業者に対して、経営分析や事業計画策定、計画に沿った事業展開（新商品開発、販路開拓等）等について伴走支援を行います。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	

【事業名】 創業支援ワンストップ窓口 【内容】 起業創業者に向けての窓口設置及び 伴走支援の実施 【実施時期】 H27～R6 年度	益城町商工会 (株)未来創成ま しき	益城町で創業を希望される方の相談 窓口を設け相談を受けた上で、関係 機関（金融機関など）と連携しなが ら、創業希望者に必要な支援を当該 窓口から一元的に提供していく体制を 構築していきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力 を活かした新たな活動の創出」の達成 に必要な事業です。	措置なし	
--	--------------------------	--	------	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

基本的な方針として「街中の連携性強化による「歩きたくなる」まちづくり」を掲げているが、現状では、多くの方が中心市街地に自家用車で来街しており（67.8%）、公共交通機関での来街は非常に少ない（5.7%）状況となっているため、中心市街地の歩き回りにはつながりにくい状況となっている。今後、中心市街地内の歩行者を増やし、町のにぎわいにつなげていくにあたっては、「公共交通機関での来街から徒歩での回遊への連携」が重要となるため、そのためのインフラ整備や交通環境整備も重要な事業として位置付けられる必要がある。

また、特に第7章で掲げたような新たな施設整備（「まちの商店街」「物産館等」等）が進む中で、町全体の商業環境が変化することが考えられる。新たな施設整備については、平成29年度に実施した町内商業者アンケート結果に基づき町の商業の在り方（「日常生活のための商業」だけでなく、「町外から人を惹きつけていくための商業」という役割も担う）を整理した上で、新たな施設が対応すべき課題やコンセプトを整理したものであるが、町全体の商業の変化等について数値見通しを含めた計画として整理したものは存在していないため、今後、作成していく必要がある。但し、複数の計画やビジョンが輻輳することで、かえって地域の方々にとって分かりにくいものになる可能性があり、それは避けるべきであるため、既に策定・公表している「都市拠点にぎわいづくりビジョン」を更新していく作業の中で、「町全体の商業のあり方/ビジョン」という項目を設けて整理していくこととする。

[2]具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市拠点まちづくりビジョン策定・更新事業 【内容】 H30年12月作成の都市拠点のまちづくりビジョンの更新・具体化 【実施時期】 R3年度	益城町 (株)未来創成 ましき	平成30年12月に策定した「都市拠点におけるにぎわいづくりビジョン」をベースとしながら、より具体的な都市拠点のイメージを描き共有するために、イメージパースの作成等を実施します。 また、都市拠点における新たな施設整備によって町全体の商業環境も変化することが考えられますので、特に「町全体の商業のあり方/ビジョン」という項目を設けて、町全体の商業のあり方について、数値見通しも含めた計画を整理します。 本事業は、特に目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 R3年4月～R4年3月	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

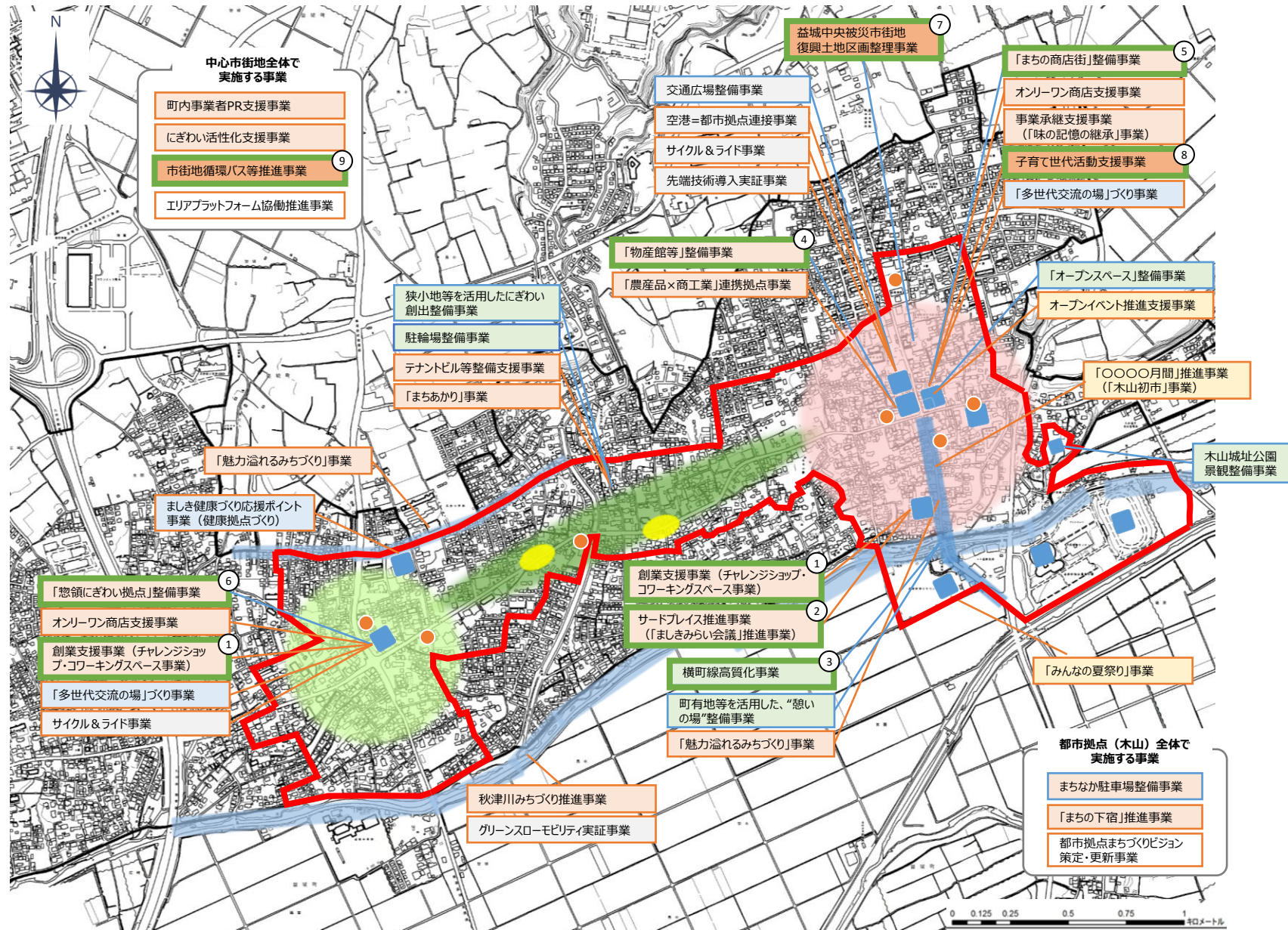
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 エリアプラットフォーム協働推進事業 【内容】 オープンデータ化の推進、エリアプラットフォームの構築 【実施時期】 R3～R7 年度	益城町 (株)未来創成 ましき 商工会	益城町や商工会、(株)未来創成ましき等で実施したアンケート調査等の集計結果等の公開によるオープンデータ化を進めながら、中心市街地の将来像（エリアビジョン）を共に描いていく官民連携の「エリアプラットフォーム」の構築を推進していきます。本事業は、特に目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 官民連携まちなか再生推進事業 【実施時期】 R3～R7 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交通広場整備事業 【内容】 都市拠点における交通拠点施設の整備 【実施時期】 R3～R4 年度	益城町	地域住民の交通利便性の向上と、来街者のアクセス性向上を通じて、中心市街地の居住人口増加及び来街者増加を実現していくために、都市拠点内に「交通広場」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 空港＝都市拠点 接続事業 【内容】 空港＝都市拠点間を結ぶ交通モードの整備 【実施時期】 R6～R7 年度	益城町 民間事業者	熊本空港＝都市拠点の移動利便性向上を通じて、中心市街地への来街者増加を実現していくために、接続交通モードの導入を進めます。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 サイクル＆ライド事業	(株)未来創成 ましき 民間事業者	公共交通利用の増進を通じて、中心市街地の歩行者通行量増加を実現していくために、駐輪場の整備やレンタサイクルの	措置なし	

【内容】 公共交通利用促進のための取組（駐輪場整備等）の推進 【実施時期】 R5～R7 年度		設置、公共交通利用機関利用促進に向けた取組（PR、インセンティブの設定等）を行います。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。		
【事業名】 先端技術導入実証事業（MaaS等） 【内容】 特に公共交通関連の先端技術導入実証事業 【実施時期】 R6～R7 年度	益城町 (株)未来創成 ましき 民間事業者	特に公共交通利用の増進のために、MaaS（Mobility as a Service）や自動運転等の先端技術を活用したサービスの実験的な導入を行います。この取組を通じて、中心市街地の歩行者通行量増加と共に、中心市街地において新たな活動が生まれる空気も醸成していきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 市街地循環バス等推進事業 ※再掲 【内容】 中心市街地内を循環する移動手段の整備 【実施時期】 R5～R7 年度	(株)未来創成 ましき 民間事業者	中心市街地内の移動利便性向上や、集落部から中心市街地へのアクセス性向上を通じて、中心市街地居住人口の増加や来街者の増加を実現していくために、コミュニティバスや乗り合いタクシー等、複数の交通モードの導入を進めます。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	措置なし	
【事業名】 グリーンスローモビリティ実証事業 【内容】 秋津川沿いでのグリーンスローモビリティ導入実証 【実施時期】 R6～R7 年度	益城町 (株)未来創成 ましき 民間事業者	秋津川沿いの風景をゆっくりと楽しんでもらいながら、益城町の魅力にしっかりと触れてもらうために、中心市街地の 2 極（木山・惣領）間を時速 20km/h 未満で走行するグリーンスローモビリティの導入実証事業を実施します。この取組を通じて、中心市街地の歩行者通行量増加と共に、中心市街地において新たな活動が生まれる空気も醸成していきます。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施場所



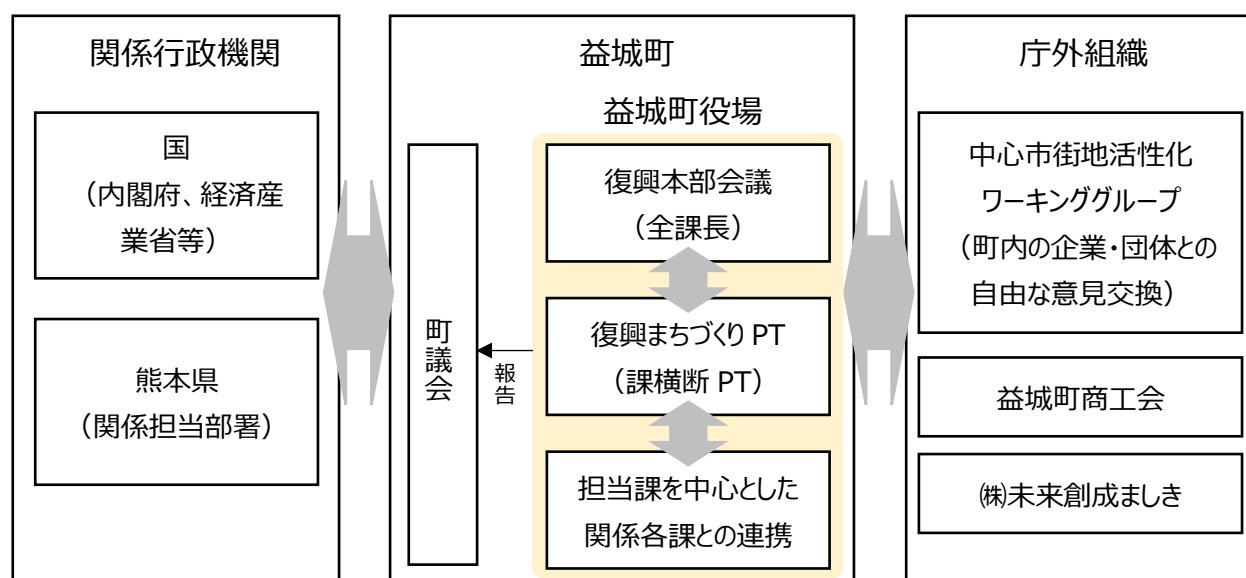
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

本町では、基本計画の策定にあたって、①担当課を中心とした事業関係各課との連携、②課横断で構成された復興まちづくりプロジェクトチーム（PT）での検討・確認、③庁内全課の課長によって構成された復興本部会議での検討・決定というプロセスを経ながら、策定を行っている。本計画策定後も、上記の体制を維持しながら計画の進捗管理を行うとともに、フォローアップを実施していく。

また、町議会に対しては、計画策定の重要なプロセスにおいて、全員協議会での報告等を実施している。

さらに、中心市街地活性化ワーキンググループ（次項にて整理）での議論を中心に、庁外の企業や各機関との連携を積極的に図っていく体制を構築している。また、令和2年3月に、町と商工会とで出資し、まちづくり会社「(株)未来創成ましき」を設立しており、町、商工会、(株)未来創成ましきで密に連携しながら、計画策定・推進体制を構築しているところである。



中心市街地活性化ワーキンググループについては、令和元年10月に、協議会構成団体（益城町商工会、上益城農業協同組合、株式会社肥後銀行（金融機関）、九州産交バス株式会社（交通事業者）、株式会社丸菱（町内に本社を置く事業者）、株式会社シーズユー（町内に事業所を置く事業者）、熊本交通運輸株式会社（町内に本社を置く事業者）、益城町役場（都市計画担当部署、商工観光担当部署、にぎわいづくり担当部署））の実務者レベルで意見交換を行う場として組成。令和元年度に3回のWG会議を行い、中心市街地の現状・課題の共有、中心市街地において必要な取組についての意見交換、中心市街地活性化基本計画素案への意見交換等を実施した。

【令和元年度の中心市街地活性化ワーキンググループの活動】

第1回（10/15）：中心市街地活性化基本計画策定のねらいについて

中心市街地の現状・課題の共有

中心市街地活性化基本計画の範囲及び目標設定について

第2回（11/14）：町民アンケート、町外居住者アンケート結果の共有

目標達成に向けて実施すべき事業についての意見交換

第3回（12/12）：町内事業者等との意見交換結果の共有

目標達成に向けて実施すべき事業についての意見交換

中心市街地活性化ワーキンググループについては、令和2年度には実施していないが、令和3年度以降も実務者レベルの意見交換の場として継続的に実施していく予定としている。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

益城町中心市街地活性化協議会については、令和2年11月30日に、株式会社未来創成ましき（まちづくり会社として令和2年3月3日設立）が規約を定めて設立した。

（1）益城町中心市街地活性化協議会規約

（設置）

第1条 株式会社未来創成ましきは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を組織する。

（名称）

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、益城町中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第3条 協議会は、事務所を熊本県上益城郡益城町宮園715-1 株式会社未来創成ましき事務所に置く。

（目的）

第4条 協議会は、益城町が作成する中心市街地活性化基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

（活動）

第5条 協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

（1）益城町が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関する必要な事項についての意見提出

（2）民間事業者が国の認定や支援を受けようとする際に作成する事業計画等に関する協議

（3）その他、中心市街地の活性化に寄与する企画及び実施

（構成員）

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

（1）株式会社未来創成ましき

（2）益城町商工会

（3）益城町

（4）法第15条第4項および8項に規定する者

(５) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第 7 条 委員は、前条に該当する委員をもって構成する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の在任期間とする。

(オブザーバー)

第 8 条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第 9 条 協議会に次の役員を置く。

(１) 会長 1 名

(２) 副会長 1 名

2 会長は、会議において委員の中から選任する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 役員の任期及び任期中の変更については、第 7 条第 2 項及び第 3 項を準用する。

(役員の職務)

第 10 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 11 条 協議会の会議は、会長が招集する。会議の議長は会長が務める。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席で成立するものとし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 企業・団体等の構成員から指名された委員が止むを得ず会議を欠席する場合には、その構成員の企業・団体から代理として出席することができる。

4 会長は、委員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(解散)

第 12 条 協議会は、益城町が作成する中心市街地活性化基本計画の計画期間満了をもって解散する。

2 中心市街地活性化基本計画の計画期間満了前に解散する場合は、構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社未来創成ましが処理する。

(補則)

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は令和 2 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日以降に行われる最初の協議会までとする。

(2) 益城町中心市街地活性化協議会構成員

団体名	役職	氏名
(株)未来創成ましが	代表取締役社長	住永金司
益城町商工会	副会長	川端康成
益城町役場	副町長	向井康彦
上益城農業協同組合	組合長	田原要一
九州産交バス(株)	営業部長	宮田健司
熊交観光タクシー(株)	代表取締役	住永裕司
(有)光洋タクシー	代表取締役	寺本光秀
熊本国際空港(株)	代表取締役社長	新原昇平
益城町料理飲食業組合	組合長	山本正一郎
(株)丸菱	取締役副社長	千代田浩
(株)シーズユー	統括本部長	那須慎一
(株)肥後銀行	地域振興部長	田邊元
(株)肥後銀行	木山支店長	児安祐一
(株)肥後銀行	広安支店長	古里嘉教
(株)熊本銀行	益城支店長	眞鍋広司
熊本第一信用金庫	益城支店長	高木啓丞
熊本交通運輸(株)	専務取締役	住永富司
公益財団法人くまもと産業支援財団	企業支援部長	松本淳一
一般社団法人上益城郡医師会	益城地区担当理事	海賀千弘
社会福祉法人益城町社会福祉協議会	事務局長	藤岡卓雄

社会福祉法人慈光会（ひろやす荘）	地域総合支援室	吉住慶太
益城町校長会	会長	山本定
NPO 法人子育て応援おおきな木	理事長	木村由美子
益城町男女共同参画社会推進懇話会	前会長	池田真理子
益城町文化協会	会長	堀田清
益城町スポーツ推進委員会	会長	河田文敏
木山校区区長会	会長	津田秀雄
広安校区区長会	会長	橋場紀仁
福永和子事務所	代表	福永和子
熊本学園大学附属産業経営研究所	所長	小葉武史

（オブザーバー）

団体名	役職	氏名
経済産業省九州経済産業局産業部流通・サービス産業課	課長	福田浩二
独立行政法人中小企業基盤整備機構	室長	安達富夫
熊本県商工観光労働部商工振興金融課	課長	増田要一
熊本県県央広域本部上益城地域振興局	局長	石元光弘
熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所	所長	高橋慶彦
益城町役場産業振興課	課長	福岡廣徳
益城町役場都市建設課	課長	村上康幸
益城町役場復興整備課	課長	米満博海
益城町役場こども未来課	課長	松本浩治
益城町役場福祉課	課長	塘田仁
益城町役場健康づくり推進課	課長	松永昇
益城町役場企画財政課	課長	山内裕文
益城町役場総務課	課長	河内正明
益城町役場学校教育課	課長	金原雅紀
益城町役場生涯学習課	課長	水上眞一

（３）益城町中心市街地活性化協議会開催経過

○令和２年１１月３０日 第１回益城町中心市街地活性化協議会

・議題：規約、役員選任、益城町中心市街地活性化基本計画（案）

○令和３年２月 第２回益城町中心市街地活性化協議会（書面開催）

・議題：益城町中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために書面にて開催）

(4) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「株式会社未来創成ましき」を組織の構成員としています。（本町の出資比率は 80.0%）
- 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、益城町商工会を組織の構成員としています。
- 第 3 項の規定に基づいて、公表を行っています。
- 第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者、地域団体及び地域住民代表を構成員として加えています。
- 第 5 項の規定に基づいて、参加申し出があった場合にはその参加を拒まないこととしています。
- 第 6 項の規定については、協議会規約第 6 条第 5 項で参加を要請することができます。
- 第 7 項の規定については、協議会規約第 7 条に基づいて関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めています。
- 第 8 項の規定については、協議会規約第 6 条第 4 項に基づいて関係団体・機関を構成員として加えています。
- 第 9 項の規定に基づき、町が作成しようとする基本計画案に関し必要な事項の意見書の提出を受けています。
- 第 10 項の規定については、協議会規約第 11 条第 2 項に協議結果の方法を定め、その結果については尊重するものと定めています。
- 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めています。

(5) 益城町中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見

令和3年2月3日

益城町長 西村 博則 様

益城町中心市街地活性化協議会
会長 住永 金司

益城町中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記により益城町中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書を提出します。

記

益城町中心市街地活性化基本計画(案)では、基本理念を「人が活動し、人が行き交い、人が暮らし続ける中心市街地」と掲げ、目指すべき中心市街地の姿を示しています。

特に、益城町では、平成28年の熊本地震以降、復旧・復興まちづくりを推進していく中で、多くの住民アンケートや、各地域におけるまちづくり協議会及びワーキンググループ等による協議や意見交換を実施し、「益城町のにぎわいづくり」に向けて、多世代の意見・意向を踏まえた計画策定や取組みを積極的に進めていただいているところであります。

本計画(案)においても、多くの町民の意見を取り入れた上で、上記基本理念をもとに、「地域資源を活用した新たな活動の創出」「中心市街地での回遊行動の創出」「中心市街地内生活人口の増加」という大きな3つの基本方針が示されており、この基本方針に対応した目標指標や目標値を設定し、目標に基づく具体的な事業を「オール益城」で今後5年間余にわたって取り組むことにより、その効果を十分に期待できるものとなっております。

基本方針に基づいて計画をされている各施策は、ハード整備事業及びソフト事業による各にぎわい拠点の整備や、町の資源を生かした取組み、そして子育て世代や町内事業者等、様々な属性の方々に寄り添った事業にも積極的に取り組む内容となっており、当協議会においては、基本計画(案)に示された各種事業が「オール益城」で実施されることにより、本町中心市街地の活性化が図られると思われるため、当協議会としても協力・協働をしてまいる所存であるとともに、本計画(案)の内容については概ね妥当であるとの結論に達しました。

なお、基本計画(案)の推進にあたっては、次の事項に充分配慮いただくことを望むものであります。

◆ 配慮を望む事項

1. 商業関係施設の整備について

町内外各方面からの人の動きや移動実態を考慮した上で、空港や商店街とも連携しながら、町外や町外観光地からの道中に商業施設へ立ち寄る仕組みの創出や、空家や空地を有効活用した新たな整備地の検討、そこへの店舗誘致や駐車場の整備等のさらなる展開を望みます。

また、夜間も営業している飲食店の利用や町内への長時間滞在、町内を拠点とした町外への移動を推進し、町内での消費増加を促すような仕組みの創出も期待します。さらに、町内消費に関しては、まず町民が町内でできるだけ消費ができるように、衣食住の基本的な店舗の充実を考え、数店舗が集まったショッピング地域のような場所の配置等、益城町だけで買い物や外食が完結するといった仕組みの創出などを期待します。

2. 創業支援事業について

既に町内での創業や町内への移転等を希望する声が上がっているため、そのようなニーズの把握や取り込み等を望みます。また、取組案として、町の課題解決等に貢献する創業者がプレゼンを行い、優秀な創業者には助成を実施、金融機関等が金融支援を提案するといった「創業支援グランプリ」の開催など、創業支援をさらに推進していけるような展開を期待します。

3. 交通関係の事業について

現在活用されている公共交通の見直しや市街地循環バス等の新たな交通モードの導入の際には、自動運転等の最新技術を取り入れるような展開も期待します。また、サイクル&ライド事業やウォークアブルまちづくりに向けた取組においては、協議会委員が持ち合わせる事例等も参考にしつつ、キャッシュレス決済との連携など、さらなる展開を望みます。

4. 地域資源の活用について

町内の特徴ある公共施設を活用し、文化会館でのコンサートやコンクール等のイベントの開催、陸上競技場等でのスポーツ大会等の開催などの、さらなるにぎわいづくりに向けた動きの展開を望みます。

また、「まちの商店街」や横町線の活性化などの取組を進める際には、その実現に向けて町民や各機関との積極的な連携を図っていかれることを期待します。

さらに、平成 28 年熊本地震の経験や、地震からの復旧・復興に関する動きを後世に伝えるための「益城町にしかない」メモリアルな拠点の整備や、町の集落部に存在する町特有の地域資源（例：水源等）の積極的な活用等を通じて、町の中心市街地と集落部との連携・交流を創出していくなど、にぎわいを中心市街地内に限定させないような、さらなる展開を望みます。

5. 子育て世代活動支援事業について

本計画案に記載されている「一時託児機能の導入」は、子育て世代が安心して子育てをすることができる環境にとって重要であると考えます。今後のさらなる展開として、保育・教育関係者の支援を仰ぎ、関連機関との連携を強化することで、一時保育や子育て指導、子育て経験者によるサポート等が実施できるような環境の創出を期待します。さらに、そういった取組を通じて、高齢者が子どもたちと触れ合うことで生きがいを感じられるような環境も創出されるよう期待します。

また、子どもや高齢者向けの事業の実施にあたっては、そういった場に自ら移動することができるということも重要であると考えられます。よって、公共交通の見直し等と連携しながら、「誰もが、行きたいところに自ら移動できる中心市街地づくり」の推進についても期待します。

6. イベントの実施・誘致について

総合体育館や陸上競技場等などの施設を活用し、町内の方々、特に次世代の子どもたちがわくわくするようなイベント等の実施や誘致も効果的であると考えます。例えば、町民が町内の学生を応援しに行くようなスポーツ大会やプロスポーツの試合や大会の誘致、さらにフットパスのような住民が参加できるようなイベントと参加の仕組みの創出など、さらなる展開によるにぎわいづくりへの連携を期待します。

7. 最新技術等の活用について

若者を中心に展開されているツールや最新技術の積極的な活用が、中心市街地におけるより活発な活動を効果的に支えていくと考えられます。既に、町内の団体においては、高齢者が自らの活動を情報発信アプリを活用してPRするといった取組も実施されており、今後、さらにそのような取組の増加が期待されるところです。また、「住みやすい町」という認識の向上に向けても、最新技術等を用いた情報発信は効果的と考えられますので、そのような分野での最新技術の活用についてもさらなる展開を望みます。

8. 積極的な情報発信やPRについて

中心市街地の活性化には、町内外の方々に向けた積極的な情報発信や、町のPRが重要であると考えます。例えばICT教育の推進（タブレット端末の活用）等の「魅力ある教育」についての情報発信といった具体例を用いた情報発信は、「住みたい町・住みやすい町」への認識向上に効果的であると考えられます。また、「町にしかない、町特有の資源」に関する情報発信は、町のファンづくりに効果的であると考えられます。こういった情報発信をさらに効果的に実施していくためにも、「第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でターゲットとされている若い世代の女性が益城町に住む意義、意味、利点等をリサーチしながら取組を進められるよう期待します。

また、町にある様々な施設や、現在、町で起こっている様々な取組は、自らの地域の良さを表現できる場所や機会であるため、あまり他地域を意識しすぎることなく、町にしかないものや、町に昔から伝わる“知恵”が込められたモノ、平成28年熊本地

震からの復旧・復興に関する情報などを集め、そしてそれを発信していくことが、町外から人を惹きつけ、来町者の増加につながることを考えられますので、その点を強く意識した取組の推進を期待します。

そして何より、活動の主体となる町民の方々が主体となって情報発信を行うことで、情報発信が自分ごととなり、さらに発信を強化する気持ちが醸成され、様々な活動との相乗効果も見込まれるため、町民の方々が自ら情報発信をしたくなる環境づくり・雰囲気づくりに向けた取組の展開も期待します。

おわりに、中心市街地の活性化においては、本計画のような「道標」となるものを本協議会並びに関係機関や団体、そして事業実施関係者や、様々な活動の主体となる町民の方々と共有しながら協議を継続し、連携・協働を図っていくことが重要であると考えます。

本協議会は、今後も協議を継続しながら必要に応じて関係者間の調整等を行い、基本計画の推進を通じた中心市街地の活性化に努めてまいりますので、益城町におかれましても、本協議会との協議を重ねながら、「オール益城」で関係者が一丸となって事業に取り組めるよう、特段のご配慮を頂きますようお願いいたします。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

下記の方法にて、地元（地域住民、近隣市町村住民）ニーズの把握を行った。

- 令和元年 8 月に中心市街地の活性化に関する町民向けアンケートを実施。また、令和元年 10 月には町外居住者（熊本市及び西原村居住者）向けの web アンケートを実施した。
さらに、令和元年 11 月～12 月には、中心市街地の住民・商業者・子育て世代を対象としたグループインタビューを、令和元年 8 月～9 月には町外居住者を対象としたグループインタビューをそれぞれ実施した。
- 計画案に関するパブリックコメントについては、令和 2 年 12 月 1 日～15 日に実施済。1 件のご意見をいただいた。

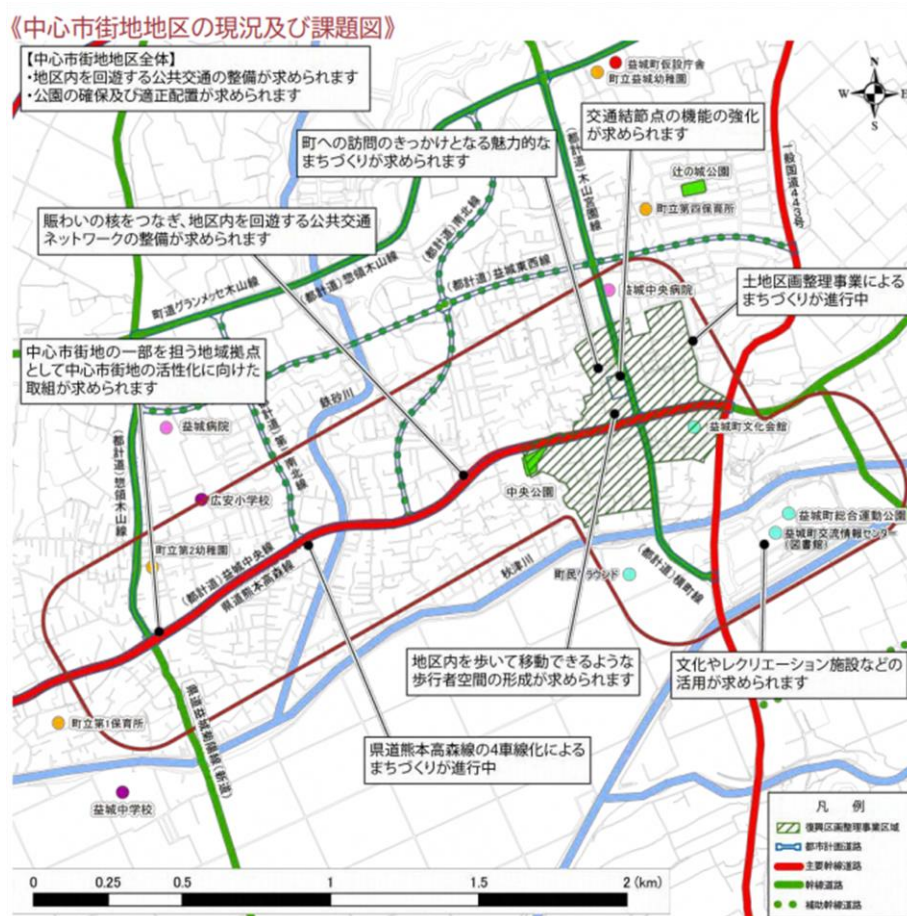
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

益城町における都市機能の集積に関する考え方が示されたのは、益城町都市計画マスタープラン（令和2年3月改定）である。この中の地区別構想の中で、中心市街地に含まれる「木山校区」「広安校区」とは別に、個別に「中心市街地」という地区が設定され、以下のような構想が示されている。

（1）地区の主要課題

- ・ 木山都市拠点や惣領地域拠点については、都市機能の集積が十分ではなく、拠点としての賑わいづくりや魅力向上が求められます。
- ・ 阿蘇くまもと空港や益城熊本空港 IC などの広域交通結節点を有することから、観光目的の来街者の集客が求められます。
- ・ 中心市街地の魅力向上には、県道熊本高森線の拡幅整備を推進し、沿道の土地利用の更新や街並み景観形成を図ることが求められます。
- ・ 中心市街地での滞在時間の拡大や楽しく街歩きしていただくため、中心市街地の回遊性を高める施策やまちづくりイベントなどの賑わいづくりへの取組みが求められます。
- ・ 町民の中心市街地への来街機会を向上させるため、熊本都市圏などや町内の各拠点との公共交通による連携強化を図ることが求められます。
- ・ 活性化に向けた新たな活動の担い手の育成やまちづくりの活動拠点の確保など、将来の中心市街地を担う人材や活動支援が求められます。



（２）地区づくりの方針

【土地利用の方針】

- ・ 中心市街地の東部の木山都市拠点では、復興区画整理が実施されており、都市拠点形成のための都市基盤整備が進んでいます。都市拠点の中心となる木山交差点周辺エリアは、益城町の商業の中心として、商業施設や業務施設の集積を図り、まちの商店街などの交流施設や交通結節点の形成を図ります。都市拠点北部に計画されている新庁舎周辺エリアは、多目的広場や駐車場を配置し、公共サービス利用の向上や賑わいの創出を進めます。
- ・ 地域拠点である惣領交差点周辺は、地域住民の生活利便を確保するための都市機能の充実を図るとともに、賑わい創出のための拠点整備を図ります。
- ・ 県道熊本高森線沿線エリアは、熊本都市圏との一体的な市街地の繋がりを確保するため、都市間連携軸として、公共交通による連携強化と沿道における土地利用の促進を図ります。
- ・ 秋津川沿いの交流情報センター（図書館）から町民グラウンドにかけて区域は、スポーツやレクリエーション、文化活動などの複合的な交流の場となっており、文化・レクリエーションエリアとして、木山都市拠点との回遊性の確保やレクリエーション機能の増進など、中心市街地の賑わいを増進する施策を展開します。

【道路・交通体系の方針】

- ・ 県道熊本高森線については、4 車線道路としての拡幅整備を進めており、自動車走行の速達性・安全性を確保するとともに、バス運行の定時性の確保による公共交通利用者の確保に努めます。
- ・ 益城町木山交差点付近については、交通広場の整備を進め、町の交通結節点として、路線バスとその他交通との乗り継ぎの利便性向上を図ります。
- ・ 中心市街地内に計画されている都市計画道路横町線や都市計画道路第二南北線については、道路の整備実現を図ります。
- ・ 中心市街地の利用機会を向上するため、町内または市街地内を回遊するコミュニティバスなどの運行を検討します。
- ・ 土地区画整理事業区域外については、狭あい道路の解消や区画再編事業などを活用した敷地整序を図り、市街地環境の改善を図ります。
- ・ 中心市街地の回遊性を高めるため、駐車場の確保と歩道整備による歩行者ネットワークの形成を図ります。

【公園・緑地の方針】

- ・ 中心市街地では、来街者に楽しい時間を過ごしていただくため、都市公園やポケットパーク、広場などを整備し、交流空間や憩いの場の創出を図ります。
- ・ 秋津川や鉄砂川沿いについては、治水事業による河川氾濫の抑制に努めつつ、四季折々の自然風景を楽しんでいただくため、遊歩道や緑道、サイクリングロードの整備を図ることで、町民の散策やサイクリング、中心市街地の回遊性の向上に努めます。

【その他の方針】

- ・ 中心市街地内の各施設においては、施設の特性を活かした交流イベントを実施し、来街機会の拡大を図ります。
- ・ 県道熊本高森線沿道エリアについては、町のメインストリートになることから、街並み景観に配慮した賑わい空間の創出に努めます。

[illegible]

107

[2]都市計画手法の活用

(1) 特別用途地区の指定

本町には、10,000 m²を超える大規模集客施設の立地は見られないが、広域にわたり都市構造に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模集客施設については、中心市街地における商業活動の継続及び活性化を図るため、特別用途地区の指定による大規模集客施設の立地制限を行い、都市機能の適正立地の誘導を図るものとする。

(2) 特別用途地区の指定に関する方針

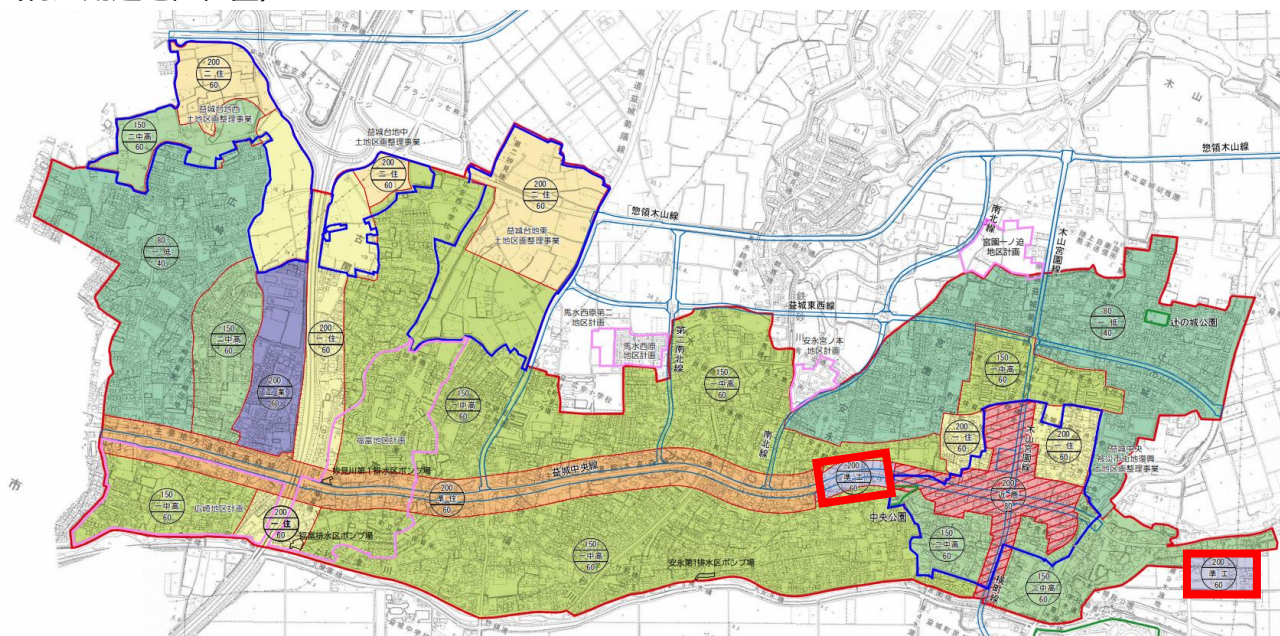
大規模集客施設の立地状況と傾向を踏まえ、準工業地域に特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定を行い、合計床面積が 10,000 m²を超える大規模集客施設の立地制限を行うものとする。

(3) 都市計画決定の実施等

準工業地域における特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定及び建築条例の制定は、以下のスケジュールで手続きを進めている。

- 令和 2 年 12 月：特別用途地区の素案の説明会の開催
- 令和 3 年 1 月：都市計画変更案の縦覧
- 令和 3 年 3 月：益城町都市計画審議会（特別用途地区の決定）の承認（予定）
- 令和 3 年 3 月：特別用途地区都市計画決定告示（予定）
- 令和 3 年 3 月下旬：特別用途地区都市計画決定（予定）

(特別用途地区位置)



[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 公共公益施設・都市機能施設の立地状況

町内には、主な公共公益施設・都市機能施設として 120 施設が存在する。このうち、中心市街地周辺には、益城町役場、益城町交流情報センター（図書館）、益城町総合運動公園などの公共施設や、商業機能、医療機能などが立地しており、町内施設のうち約 6 割近くの施設が集積する状況となっている。

表 主な公共公益施設・都市機能の件数

主な公共公益施設・都市機能件数	全町	中心市街地 周辺	中心市街地 所在割合
役場	1	1	100.0%
公園	12	7	58.3%
商業機能（スーパー、コンビニ等）	20	13	65.0%
医療機能（病院、医院・診療所等）	17	13	76.5%
金融機関（銀行、郵便局）	11	8	72.7%
文化施設	3	2	66.7%
体育施設	7	4	57.1%
保健・健康施設	2	1	50.0%
子育て施設	17	11	64.7%
福祉施設	17	8	47.1%
集会施設	7	2	28.6%
環境衛生施設	4	1	25.0%
その他施設	2	0	0.0%
総計	120	71	59.2%

[4]都市機能の集積のための事業等

本町の中心市街地には、既に様々な都市機能が集積しているが、都市計画事業に伴って移動する店舗・事業所の受け皿確保や、新たな活動拠点の整備、既存ストックの有効活用、多世代の交流促進の観点から、さらなる都市機能の集積を図ることとしている。

中心市街地活性化に向けた、特に都市機能集積に関連する事業は、以下の事業である。

事業名及び実施時期	実施主体	内容
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 【実施時期】 R4～5 年度	(株)未来創成ましき	都市拠点に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。また、公共的に利用できる空間（公共広場等）も整備します。
【事業名】 「物産館等」整備事業 【実施時期】 R4～5 年度	(株)未来創成ましき	都市拠点に、地元の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。また、公共的に利用できる空間（公共広場等）も整備します。
【事業名】 「惣領にぎわい拠点」整備事業 【実施時期】 R3 年度	(株)未来創成ましき 民間事業者	地域拠点に、生活の拠点となるテナント施設の整備を行います。また、公共的に利用できる空間（公共広場等）も整備します。
【事業名】 創業支援事業（チャレンジショップ・コワーキングスペース事業） 【実施時期】 R3～7 年度	益城町 (株)未来創成ましき	「まちの商店街」の中に、新たな事業を始める人にとって入居しやすい場所（チャレンジショップ、コワーキングスペース/シェアオフィス等）を設置します。 また、それに先駆けて、仮設住宅の「みんなの家」を再活用して創業支援拠点を試験的に整備し、創業支援事業を先行的に実施します。
【事業名】 子育て世代活動支援事業 【実施時期】 R3～7 年度	益城町 (株)未来創成ましき 民間団体	小さい子供（特に未就園児等）を持つ親が、買物・用事などの日常的な活動や、地域活動・事業活動等の活動を安心して行うことができるよう、一時託児機能導入等の取組を実施・支援します。
【事業名】 「子どものたまり場」づくり事業 【実施時期】 R3～7 年度	(株)未来創成ましき 民間事業者 民間団体 教育機関	特に小中学生が、自らの意志で都市拠点を楽しむことができるように、子どもたちが過ごすための場づくり（オープンスペース、商店、学習スペース等）に向けた取組を行います。
【事業名】 サードプレイス整備事業 【実施時期】 R3～7 年度	益城町 (株)未来創成ましき 民間団体	中学生・高校生にとってのサードプレイス（学校、自宅以外のもう一つの場所）をつくるために、中高生が校外活動や地域活動に活用できる場（コワーキングスペース、チャレンジショップ）の活用を促進・支援します。
【事業名】 「多世代交流の場」づくり事業 【実施時期】 R3～7 年度	(株)未来創成ましき	特に高齢者世代が集まり、若い世代（特に子どもたちや子育て世代）と交流できる場（交流スペース・フリースペース等）づくりに向けた取組を行います。

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

○復興事業との連動

本町においては、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けて、全町において復興事業が進められているところである。特に中心市街地内においては、下記のような事業が主に進められている。

- ・益城被災市街地復興土地地区画整理事業（都市拠点）
- ・都市計画道路益城中央線整備事業（県道熊本高森線拡幅整備事業）
- ・町道整備事業（横町線、東西線、南北線、第二南北線）
- ・役場新庁舎建設整備事業
- ・交通広場整備事業 等

中心市街地活性化に向けた事業・取組については、上記のような復興事業の内容やスケジュールと不整合にならないよう、それぞれの事業実施主体・担当部署と密に連携をとりながら実施していく必要がある。

[2]都市計画等との調和

（１）地方版総合戦略との調和について

令和 2 年 3 月に策定した、「第 2 期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「時代にあった環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」、「若い世代の移住・定住の流れをつくる」、「若い世代が、希望に応じて結婚・出産・子育てができる環境をつくる」、「若い世代を中心に多世代に安定した雇用を創出する」という 4 つの基本目標を掲げている。その目標の実現に向けて、中心市街地の活性化も重要な施策として掲げており、下記のような施策及び KPI の設定を行っている。

政策目標 1：時代にあった環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○移動しやすいまちづくりの推進（公共交通体系等の再構築）

（KPI）町内路線バス輸送人員数（1,815 千人（令和 6 年度））

バス停周辺駐輪場整備箇所数（5 箇所（令和 6 年度））

○「あるく」を通じた、健康・安心・にぎわいのまちづくりの推進（あるくプロジェクト）

（KPI）街路沿線における町有地活用箇所数（10 箇所（令和 6 年度））

政策目標 4：若い世代を中心に多世代に安定した雇用を創出する

○起業を呼び込む環境づくり

（KPI）起業の拠点箇所数（3 箇所（令和 6 年度））

（２）中心市街地活性化基本計画と調和・適合を図るべき各種計画の作成状況

- 第 2 期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）
 - ◇ 令和 2 年 3 月策定。
- 地域再生計画
 - ◇ 集落部における施設整備・活用及び震災ミュージアム構想（熊本県、熊本市、西原村、南阿

蘇村との共同策定) についての地域再生計画は平成 29 年度に策定し、既に実施中。

- ◇ 令和 2 年度、ふるさと納税の活用に関する地域再生計画及び集落部の課題解決等に関する地域再生計画を策定予定。
- 都市計画マスタープラン
 - ◇ 令和 2 年 3 月策定。
- 立地適正化計画
 - ◇ 令和 2 年度中に策定予定。なお、都市機能誘導区域及び居住機能誘導区域の設定について、現時点ではまだ明確に範囲を決定していないが、中心市街地活性化基本計画との整合をとるよう、中心市街地活性化基本計画で検討中の範囲案を示しながら、双方の担当部署にて協議・調整を行っている。
- 地域公共交通網形成計画
 - ◇ 令和 2 年度中に策定予定。
- バリアフリー基本構想
 - ◇ 策定予定なし
- 都市再生整備計画
 - ◇ 立地適正化計画策定後、令和 2 年度中に策定予定。なお、目標指標の設定について、現時点では明確な数値の決定には至っていないが、中心市街地活性化基本計画の目標数値と整合をとるよう、中心市街地活性化基本計画で検討中の目標指標案を示しながら、双方の担当部署にて協議・調整を行っている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地に関する基本的な方針」に記載 「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する事項〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 4. ～8. の事業ごとの「中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. ～8. の事業ごとの「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. ～8. の事業ごとの「実施時期」に記載